

# **平成26年度調査**

## **駅前放置自転車の現況と対策**

 東京都青少年・治安対策本部

# 目 次

## 第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	48
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成25年度)	48
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成25年度)	49
(4) 処分の内訳(区市町村別)	50
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	53
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	54

## 第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	57
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	59
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	61
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	62

(3) 区市町村における対策費の概況	.....	63
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	.....	64
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	.....	65
<b>4 区市町村における条例制定等</b>		
(1) 制定状況一覧	.....	69
(2) 条例の主な制定内容	.....	70
<b>5 放置禁止区域等の指定状況</b>	.....	80
<b>6 条例による自転車等の駐車場附置義務</b>	.....	82
<b>7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)</b>	.....	86
<b>8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況</b>	.....	90
<b>9 放置自転車対策事例</b>	.....	91

### **第3 財政制度**

<b>1 自転車等に関する財政制度</b>	.....	95
<b>2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)</b>	.....	97
<b>3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)</b>	.....	99
<b>4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)</b>	.....	104
<b>5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)</b>	.....	105
<b>6 特別区都市計画交付金(都支出金)</b>	.....	107
<b>7 市町村土木費補助事業(都支出金)</b>	.....	110
<b>8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業</b>	.....	111
<b>9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業</b>	.....	113

### **第4 参考**

<b>1 自転車等の保有・登録・生産状況</b>	.....	125
<b>2 自転車関係団体</b>	.....	132
<b>3 関係法令</b>	.....	135

## －凡　例－

### 1 用語の定義

#### (1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

#### (2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

#### (3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。

#### (4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

#### (5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。)の放置台数をいう。

#### (6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

#### (7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

#### (8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

### 2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

#### (1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

平成26年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

平成26年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

平成25年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 収還台数、処分台数には、平成24年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、平成25年度中に撤去した自転車等の中には、平成26年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

### 3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

### 4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある（駅名を併記）。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い（有償）又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

# **第1 放置自転車を取り巻く状況**

## **1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況**

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

## **2 自転車等駐車場の整備状況**

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

## **3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況**

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（平成25年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（平成25年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況



## 第1 放置自転車を取り巻く状況

### 1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

#### (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、平成26年度の調査では42,170台(前年度比 4,582台減少)となった。
- ・平成23年度までの調査方法(自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のものを計上)による放置台数は、24,878台(前年度比 3,378台減少)となった。
- ・駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府(現内閣府)が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

### － 調査方法の変更について －

#### 放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車を解消するための対策に活かすため、**平成24年度調査から**これまでの全国一律の調査方法(自転車は100台以上、原付・自二はあわせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。)に加え、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。

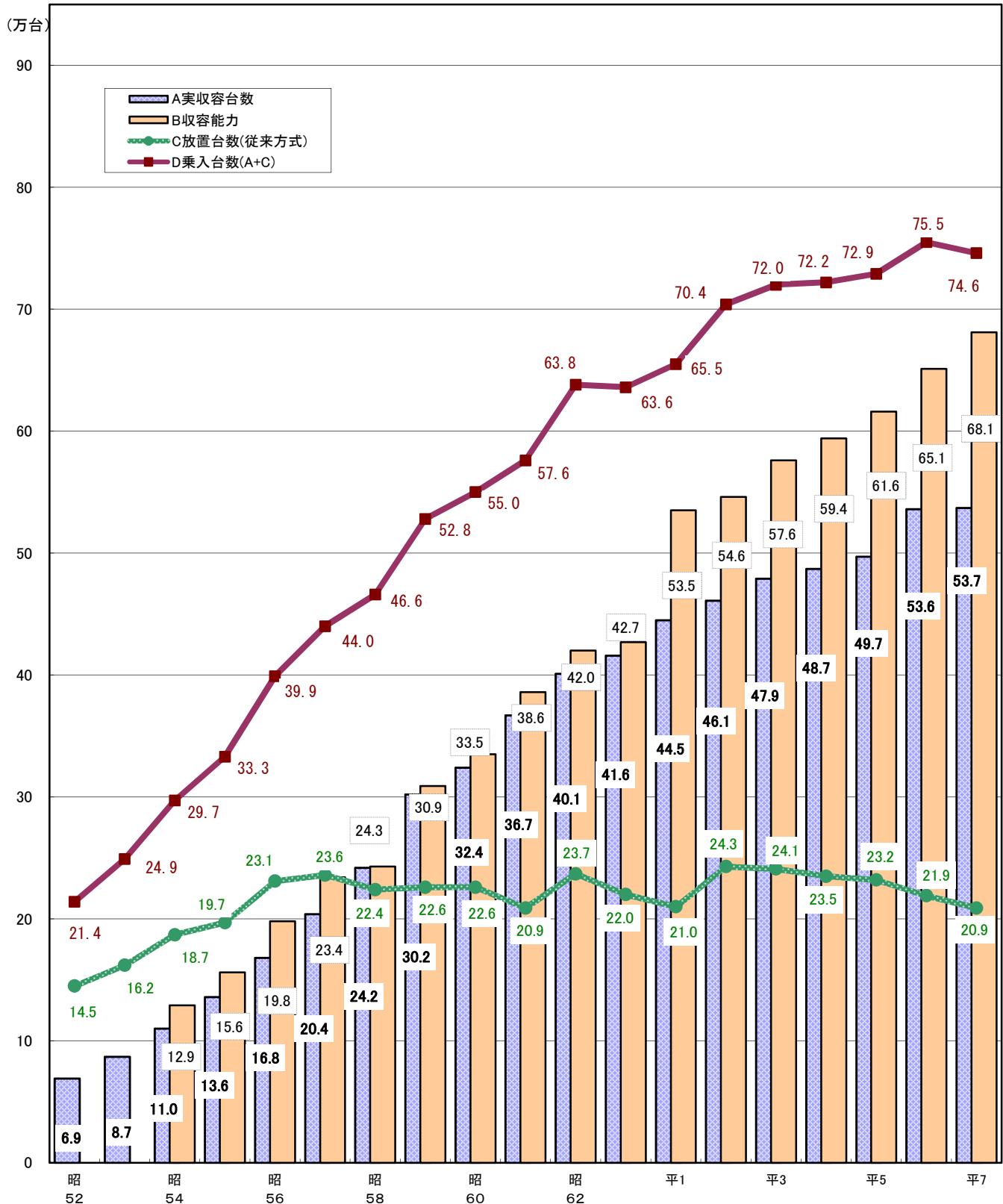
全国調査における原付及び自二の放置台数調査については、前回までの調査(平成23年度全国調査)において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、今回の調査より実施しないこととしている。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を調査する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査対象とした。

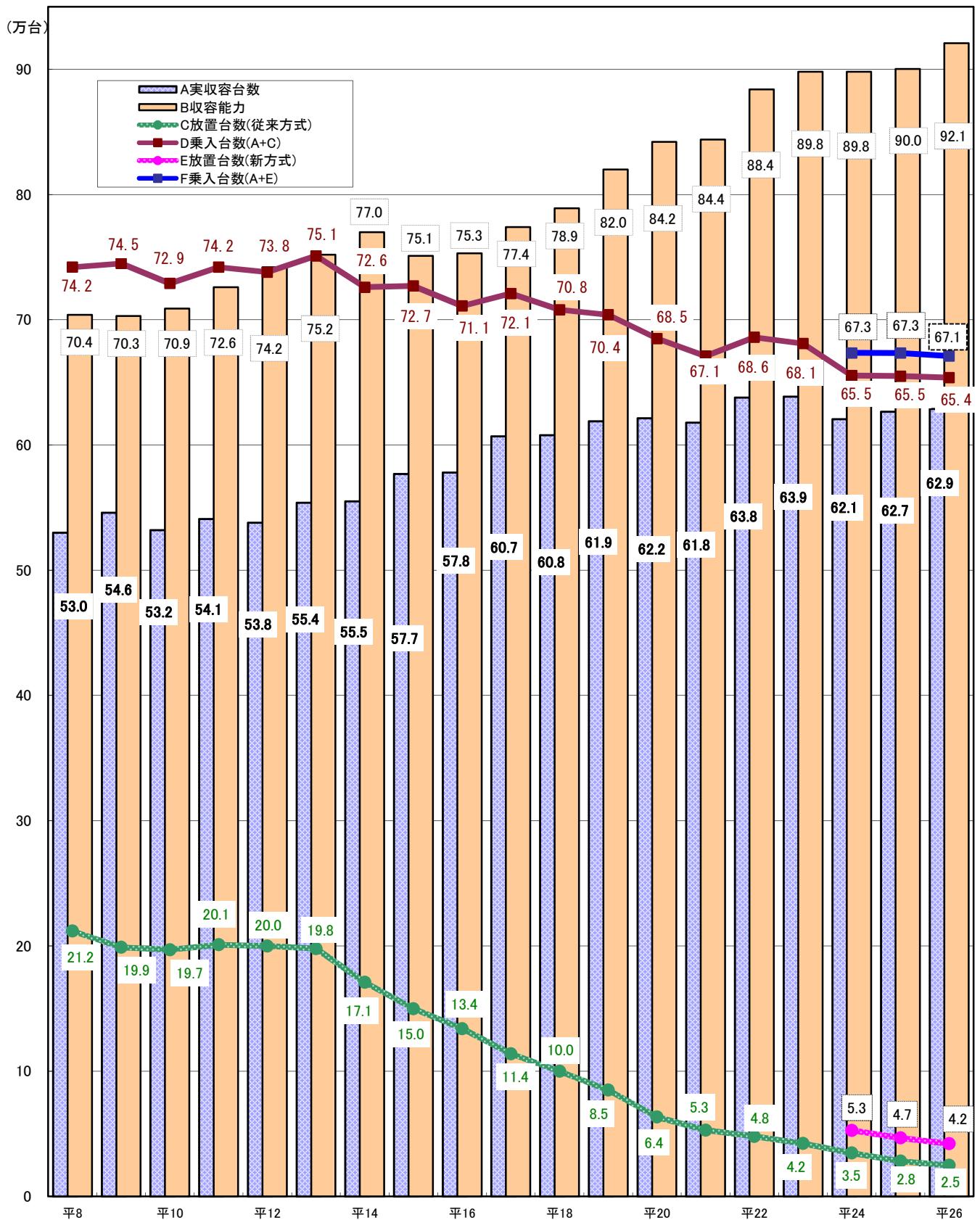
(調査対象となる駅)

	～平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	あわせて50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査 (内閣府)					100台以上			

<下図の凡例について>

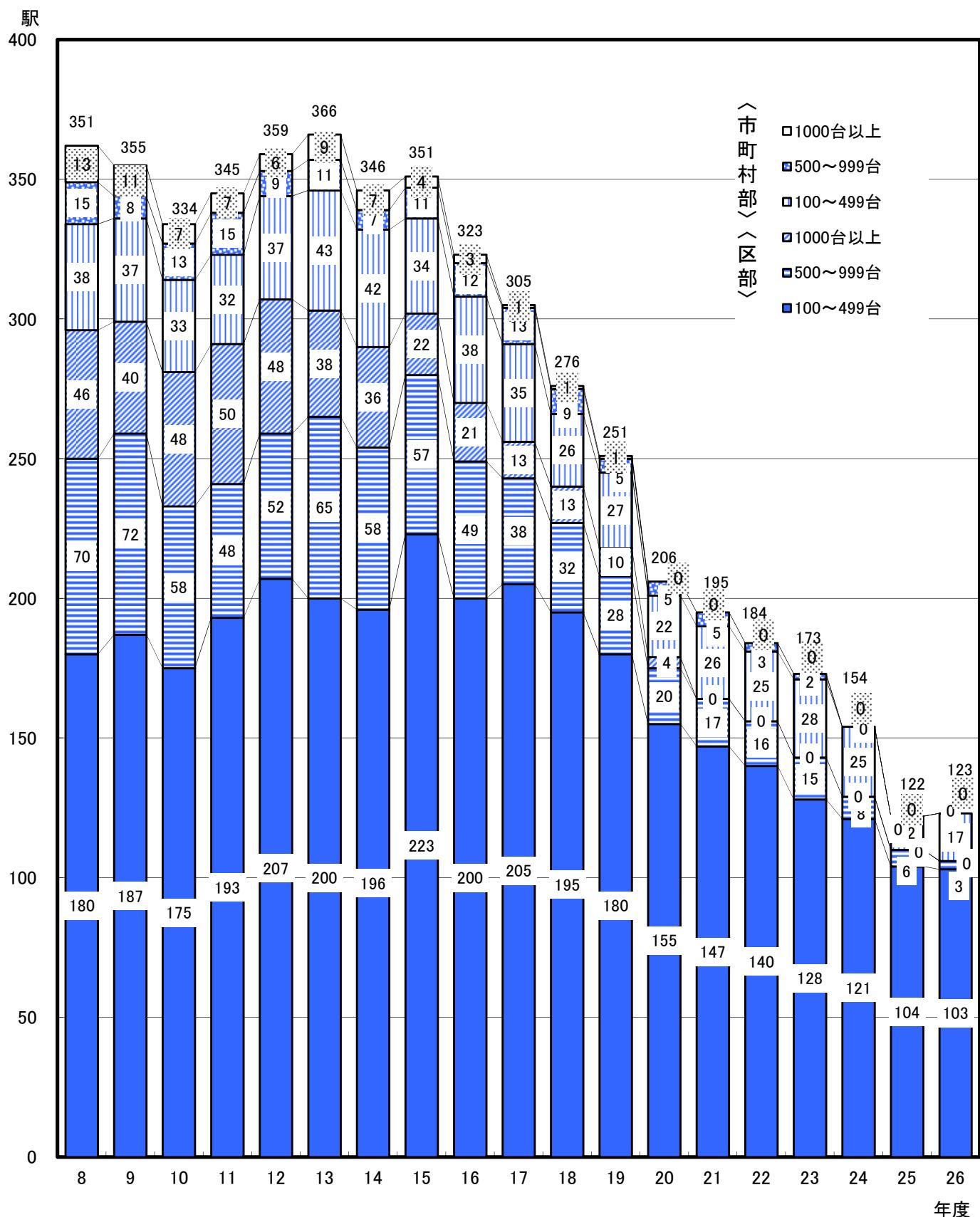
C放置台数(従来方式)：自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のものを計上  
E放置台数(新方式)：自転車、原付及び自二各1台から計上





## (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- 駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は123駅である。
- 駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- 放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時(平成13年)の3分の1であり、区部が85.4%を占めている。



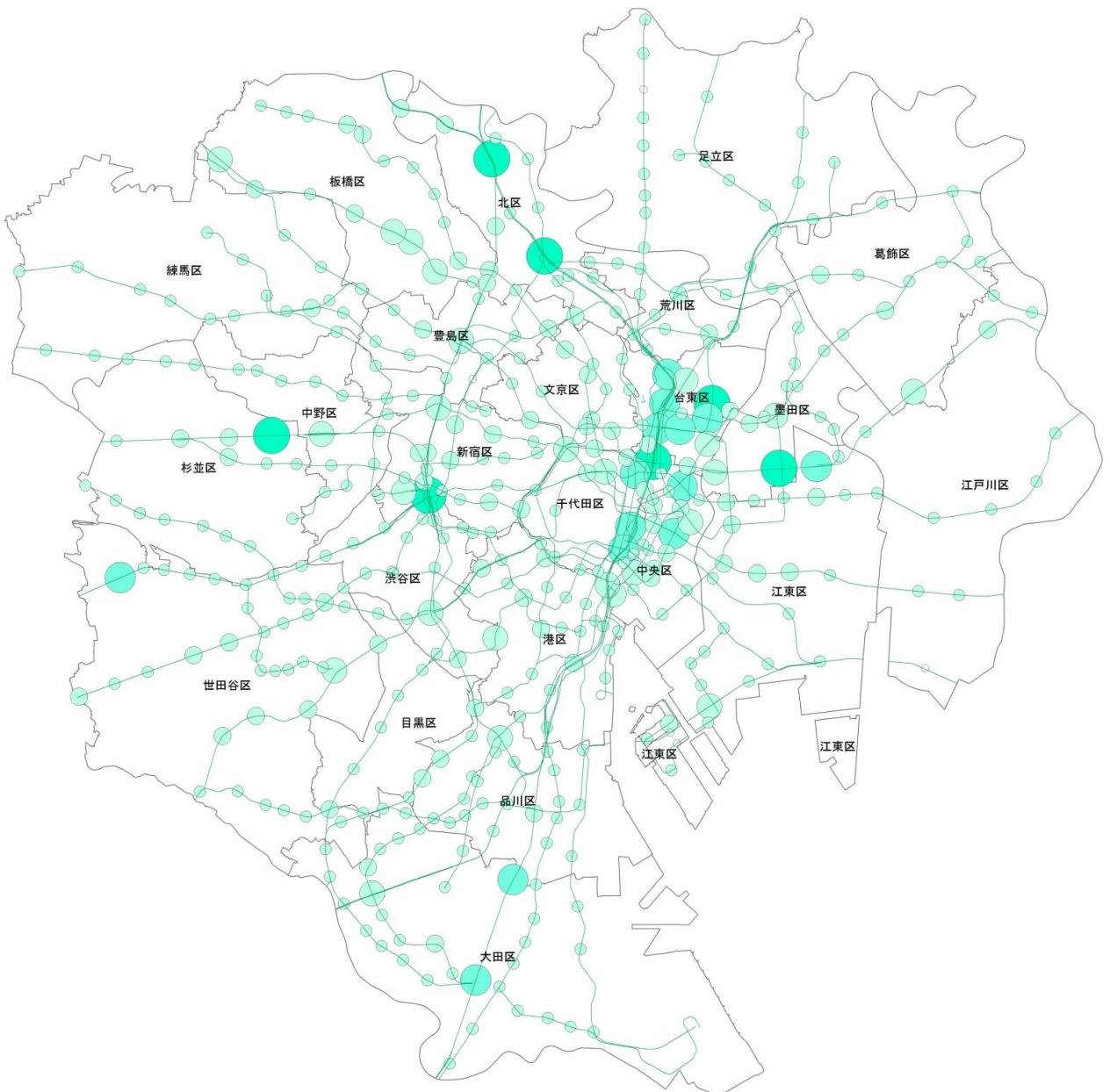
### (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)				放置自転車のある駅数(箇所)				自転車の放置率(%)
	自転車	原付	自二	計	1~99台	100~499台	500~999台	計	
合 計	38,557	2,181	1,432	42,170	473	120	3	596	6.0
区部計	33,353	1,899	1,316	36,568	362	103	3	468	8.2
千代田区	2,635	184	128	2,947	6	8	1	15	61.3
中央区	2,933	54	45	3,032	10	11		21	27.4
港区	2,259	36	60	2,355	23	9		32	35.3
新宿区	2,828	77	65	2,970	22	8	1	31	38.2
文京区	1,311	52	13	1,376	13	6		19	37.9
台東区	2,889	109	72	3,070	3	10		13	36.4
墨田区	1,334	166	109	1,609	10	4		14	10.7
江東区	1,779	109	85	1,973	18	6		24	9.2
品川区	1,138	100	34	1,272	25	2		27	12.0
目黒区	443	43	43	529	13			13	7.6
大田区	1,515	76	91	1,682	30	4		34	4.9
世田谷区	2,559	150	166	2,875	33	7		40	6.3
渋谷区	553	39	42	634	17	2		19	9.0
中野区	750	106	48	904	13	1		14	5.4
杉並区	1,380	145	115	1,640	18	4		22	4.5
豊島区	803	51	30	884	13	3		16	6.9
北荒川区	1,677	53	21	1,751	12	3	1	16	10.3
板橋区	522	12		534	9	2		11	6.2
練馬区	2,189	141	104	2,434	12	10		22	10.0
足立区	646	31	44	721	22			22	1.8
葛飾区	179	23	1	203	21			21	0.5
江戸川区	759	111		870	9	3		12	2.9
市部計	272	31		303	10			10	0.7
市部計	5,172	282	116	5,570	109	17		126	2.2
八王子市	469	60	53	582	14	3		17	2.4
立川市	653	23	9	685	5	3		8	4.9
武蔵野市	135	3	1	139	3			3	0.6
三鷹市	182	12	8	202	3	1		4	2.7
青梅市	21			21	3			3	0.5
府中市	179	21	3	203	10			10	1.2
昭島市	17			17	4			4	0.3
調布市	560	35	14	609	8	1		9	3.7
町田市	138	15	5	158	8			8	0.8
小金井市	17			17	2			2	0.3
小平市	63	6		69	6			6	0.5
日野市	596	27	14	637	5	3		8	5.4
東村山市	383	14	3	400	7	1		8	3.7
国分寺市	62	14		76	4			4	0.7
国立市	122			122	2	1		3	1.8
福生市	355	17		372	1	1		2	13.5
狛江市	100	14		114	3			3	1.8
東大和市	720	4		724	1	3		4	8.0
清瀬市	32	2		34	1			1	0.5
東久留米市	67	1		68	1			1	1.6
武蔵村山市									
多摩市	84	6	4	94	4			4	1.5
稲城市	43	1		44	5			5	1.0
羽村市	1			1	1			1	0.0
あきる野市	6			6	3			3	0.1
西東京市	167	7	2	176	5			5	1.1
町村部計	32			32	2			2	2.5
瑞穂町									
日の出町	32			32	2			2	
檜原村									
奥多摩町									100.0

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

#### (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況





## 一区部一

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図  
(S=1:2,500)を複製(26都市基交第662号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
総 数		38,557	2,181	1,432	42,170	609,393	19,457	628,850	883,729	37,100	920,829	671,020
区部 計		33,353	1,899	1,316	36,568	373,185	6,761	379,946	525,719	13,715	539,434	416,514
千代田区	有楽町駅	321	2	8	331	110		110	174		174	441
	東京駅	124	6	1	131	126	5	131	244	5	249	262
	* 神田駅	121	24	11	156	159	14	173	195	20	215	329
	* 秋葉原駅	840	18	14	872	577	23	600	765	32	797	1,472
	* 御茶ノ水駅	120	8	4	132	56	6	62	80	10	90	194
	* 水道橋駅	97	20	15	132	82	8	90	127	10	137	222
	* 飯田橋駅	85	13	14	112	233	9	242	270	20	290	354
	* 市ヶ谷駅	34	5	3	42	75	7	82	85	10	95	124
	* 四ツ谷駅	34	6	6	46	140	11	151	160	20	180	197
	* 岩本町駅	58	9	3	70	28		28	35		35	98
中央区	小川町・淡路町駅	303	12	7	322							322
	神保町駅	197	20	14	231							231
	* 九段下駅	115	6	4	125	77	10	87	95	15	110	212
	末広町駅	133	10	8	151							151
	半蔵門駅	53	25	16	94							94
	計	2,635	184	128	2,947	1,663	93	1,756	2,230	142	2,372	4,703
港区	銀座駅	74			74							74
	東銀座駅	240	1	2	243							243
	銀座一丁目駅	67			67							67
	* 築地駅	113			113	332	2	334	332	20	352	447
	* 築地市場駅	42	2	1	45	1,004	5	1,009	1,004	30	1,034	1,054
	* 新富町駅	114			114	268	2	270	268	32	300	384
	京橋駅	85			85							85
	宝町駅	82	3	12	97							97
	* 八丁堀駅	197			197	444		444	444		444	641
	茅場町駅	309	8	1	318	172		172	172		172	490
中央区	新日本橋駅	67	9		76							76
	小伝馬町駅	88	4	2	94							94
	三越前駅	143	3	1	147							147
	日本橋駅	158	7	1	166							166
	水天宮前駅	227	4	2	233	626		626	626		626	859
	計	2,933	54	45	3,032	7,762	13	7,775	7,762	161	7,923	10,807
港区	* 新橋駅	218	1		219	151	11	162	302	11	313	381
	* 浜松町駅	9			9	177	15	192	238	50	288	201
	* 田町駅・三田駅	125	4		129	832	37	869	1,512	58	1,570	998
	* 品川駅	19	1	1	21	1,507	64	1,571	2,097	123	2,220	1,592
	芝公園駅	95	1	1	97							97
	御成門駅	28			28							28
	内幸町駅	50	1	8	59							59
	大門駅	42		2	44							44
	泉岳寺駅	58	2		60							60
	高輪台駅	14			14							14
港北区	神谷町駅	47	1	4	52							52
	* 六本木駅	117	1	1	119	130		130	344		344	249
	広尾駅	237	1		238							238
	虎ノ門駅	60	2	2	64							64
	* 赤坂見附駅	19			19	42	51	93	50	52	102	112

- (注) • \*印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。  
 • 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。  
 • 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。  
 • 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
港 区	* 青山一丁目駅	19	1	5	25	75		75	100		100	100
	外苑前駅	185		1	186						186	186
	赤坂駅	157		1	158						158	158
	乃木坂駅	35		1	36	111		111	111		111	147
	* 表参道駅	42			42	139		139	312		312	181
	汐留駅	195	13	32	240							240
	* 芝浦ふ頭駅	1		1	2	34		34	104		104	36
	日の出駅	21			21							21
	竹芝駅	25		1	26							26
	お台場海浜公園駅	111	1		112	176	15	191	180	20	200	303
新 宿 区	台場駅	6			6							6
	溜池山王駅	37	1		38							38
	* 麻布十番駅	117			117	289		289	352	30	382	406
	六本木一丁目駅	90		1	91							91
	* 白金高輪駅	8	1	1	10	246		246	357		357	256
	白金台駅	7		1		224		224	224			224
	赤羽橋駅	65			65							65
	計	2,259	36	60	2,355	4,133	193	4,326	6,283	344	6,627	6,681
	* 新宿駅	623	20	18	661	813	90	903	1,283	135	1,418	1,564
	* 新宿西口駅	103	1	1	105	45	8	53	71	8	79	158
文 京 区	* 西武新宿駅	94			94	70	4	74	96	11	107	168
	* 西新宿駅	98	2		100	163		163	178		178	263
	* 新大久保駅	116	3	3	122	193	14	207	600	65	665	329
	* 大久保駅	99	3		102	128		128	143	10	153	230
	* 四ツ谷駅	88	1	1	90	303	6	309	404	27	431	399
	* 信濃町駅	39	1	3	43	96	1	97	125	12	137	140
	* 四谷三丁目駅	113	1		114	168		168	286		286	282
	* 新宿御苑前駅	50		1	51	60	6	66	76	8	84	117
	* 新宿三丁目駅	26	2	5	33	133	18	151	178	20	198	184
	* 曙橋駅	68	2		70	141	43	184	280	74	354	254
新 宿 区	* 市ヶ谷駅	38	2	1	41	104	1	105	120	12	132	146
	* 飯田橋駅	84	1		85	146	11	157	188	21	209	242
	* 神楽坂駅	19			19	34		34	90		90	53
	* 早稲田駅	139	1		140	322	20	342	323	34	357	482
	* 高田馬場駅	260	12	11	283	609	45	654	1,144	113	1,257	937
	* 落合駅	16		1	17	75		75	99		99	92
	* 下落合駅	11	3		14	20	1	21	88	10	98	35
	* 中井駅	17			17	125	7	132	220	30	250	149
	* 都電早稲田駅	26			26	10		10	18		18	36
	都電面影橋駅	7			7							7
文 京 区	* 都庁前駅	259	9	9	277	242	24	266	801	89	890	543
	* 西新宿五丁目駅	81	1		82	149	9	158	176	16	192	240
	* 落合南長崎駅	38	2		40	69		69	81	9	90	109
	* 東新宿駅	151	4	10	165	195		195	297		297	360
	* 若松河田駅	21	3		24	86	12	98	109	12	121	122
	* 牛込柳町駅	19			19	43	5	48	106	14	120	67
	* 牛込神楽坂駅	10	2		12	35		35	46		46	47
	* 国立競技場駅				4			4	7		7	4
	西早稲田駅	101	1		102							102
	* 初台駅	14		1	15							15
文 京 区	計	2,828	77	65	2,970	4,581	325	4,906	7,633	730	8,363	7,876
	* 新大塚駅	12	1		13	36		36	90		90	49
	* 茗荷谷駅	74	4		78	262		262	460		460	340
	* 後楽園駅	143	2		145	368		368	790		790	513
	* 本郷三丁目駅	105	1		106	151		151	260		260	257
	御茶ノ水駅	54	2		56							56
	湯島駅	20			20	24		24	42		42	44
	* 根津駅	81	5	2	88	43		43	55		55	131
	* 千駄木駅	32	2		34	73		73	77		77	107
	* 護国寺駅	53	1	2	56	64		64	150		150	120
文 京 区	* 江戸川橋駅	101	5	5	111	239		239	507		507	350
	飯田橋駅	19		2	21	61		61	110		110	82

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	43	1		44	83		83	150		150	127
	* 本駒込駅	12			12	73		73	104		104	85
	* 駒込駅	98	2	1	101							101
	* 巣鴨駅	3			3							3
	* 千石駅	103	3	1	107	216		216	417		417	323
	* 白山駅	147	11		158	128		128	210		210	286
	* 春日駅	165	12		177	228		228	262		262	405
	水道橋駅	46			46	98		98	198		198	144
計		1,311	52	13	1,376	2,147		2,147	3,882		3,882	3,523
台 東 区	* 篠谷駅	299	6	13	318	637		637	670		670	955
	御徒町駅・上野御徒町駅・上野広小路駅・仲御徒町駅	317	5	6	328	631		631	1,049		1,049	959
	* 上野駅	355		8	363	961	16	977	1,061	23	1,084	1,340
	* 稲荷町駅	34	3	3	40	66		66	66		66	106
	* 入谷駅	232	4	1	237	256		256	556	22	578	493
	* 三ノ輪駅	51	1	1	53	289		289	402		402	342
	* 浅草駅	181	6	1	188	1,210		1,210	1,262		1,262	1,398
	* つくばエクスプレス浅草駅	480	27	7	514	264		264	760		760	778
	田原町駅	303	8	3	314							314
	* 浅草橋駅	150	23	20	193	337		337	534	75	609	530
墨 田 区	* 蔵前駅	200	12	3	215	149		149	312		312	364
	* 新御徒町駅	284	13	6	303	108		108	680		680	411
	* 日暮里駅	3	1		4	133		133	250		250	137
	計	2,889	109	72	3,070	5,041	16	5,057	7,602	120	7,722	8,127
	* 押上駅	224	16	15	255	2,454	2	2,456	3,000	5	3,005	2,711
	* 小村井駅	8	5		13	128		128	383		383	141
	* 鐘ヶ淵駅	44	2	2	48	159	5	164	292	12	304	212
	* 菊川駅	31	14	8	53	241		241	287		287	294
江 東 区	* 錦糸町駅	486	85	26	597	4,389	14	4,403	5,966	25	5,991	5,000
	* 京成曳舟駅	35	3	3	41	808		808	1,362		1,362	849
	* とうきょうスカイツリー駅	26	8	12	46	302		302	2,124		2,124	348
	* 東あずま駅	16	5		21	62		62	104		104	83
	* 東向島駅	33		1	34	289		289	457		457	323
	* 曙舟駅	33			33	792		792	908	7	915	825
	* 本所吾妻橋駅	109	22	6	137	341		341	465		465	478
	* 森下駅	4			4							4
	* 八広駅	40	1	8	49	434	2	436	966	38	1,004	485
	* 両国駅	245	5	28	278	772		772	912		912	1,050
計		1,334	166	109	1,609	11,171	23	11,194	17,226	87	17,313	12,803
墨 田 区	* 東陽町駅	105	5	7	117	1,028	25	1,053	1,289	54	1,343	1,170
	* 亀戸駅	352	18	7	377	3,460	47	3,507	3,877	84	3,961	3,884
	* 亀戸水神駅	4			4				70		70	4
	* 南砂町駅	35	1		36	3,323	30	3,353	3,380	67	3,447	3,389
	* 新木場駅	42	1	3	46	482	30	512	482	44	526	558
	* 住吉駅	50	5		55	304	21	325	682	26	708	380
	* 西大島駅	106	3	2	111	601		601	653		653	712
	* 大島駅	55	7	2	64	308	5	313	666	18	684	377
	* 東大島駅	31	6	2	39	1,552	17	1,569	1,578	25	1,603	1,608
	* 木場駅	89	14	7	110	705		705	1,098		1,098	815
	* 門前仲町駅	163	15	5	183	950	31	981	1,608	37	1,645	1,164
	* 清澄白河駅	95	8	3	106	785	19	804	785	30	815	910
	* 森下駅	134	7	7	148	379	6	385	422	10	432	533
	* 潮見駅	24	3		27	218	13	231	415	20	435	258
	* 越中島駅	4		2	6	151		151	300		300	157
江 東 区	* 辰巳駅	55	1	1	57	1,096		1,096	1,669		1,669	1,153
	* 豊洲駅	80	3		83	1,844	53	1,897	2,286	58	2,344	1,980
	* 東雲駅	42	4	12	58	250	5	255	253	10	263	313
	* 東京テレポート駅					173	2	175	190	10	200	175
	国際展示場駅	199	1	1	201							201
	新豊洲駅	40	1	6	47							47
	市場前駅	4	1	5	10							10
	有明テニスの森駅	39	1	3	43							43

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江 東 区	国際展示場正門駅	24	2	10	36							36
	青海駅											
	テレコムセンター駅	7	2		9							9
	船の科学館駅											
	計	1,779	109	85	1,973	17,609	304	17,913	21,703	493	22,196	19,886
品 川 区	* 大崎駅	20	3		23	964	170	1,134	1,168	249	1,417	1,157
	* 大井町駅	95	5	2	102	1,619	149	1,768	2,362	290	2,652	1,870
	* 戸越公園駅	34	3	2	39	97		97	134		134	136
	* 戸越駅	5			5	155		155	208		208	160
	* 中延駅	14	2		16	405	20	425	550	32	582	441
	* 新馬場駅	28	5	1	34	126	78	204	207	111	318	238
	* 旗の台駅	36	3	2	41	159	20	179	273	52	325	220
	* 五反田駅	178	21	7	206	341	63	404	461	99	560	610
	* 大井競馬場前駅	8	2		10	125	7	132	411	19	430	142
	* 下神明駅	2		2	4	34		34	169		169	38
	* 戸越銀座駅	41	1		42	61	2	63	114	3	117	105
	* 天王洲アイル駅	7	5	4	16	153	53	206	314	133	447	222
	* 品川シーサイド駅	33	4	3	40	705	12	717	1,087	20	1,107	757
	* 大森駅	30	5	1	36	562	12	574	640	26	666	610
	* 西大井駅	31	4		35	350	5	355	527	11	538	390
区	* 菖原町駅	36	3		39	173	2	175	253	4	257	214
	* 青物横丁駅	50	5	2	57	210	30	240	442	95	537	297
	* 立会川駅	18	2		20	170	53	223	277	87	364	243
	* 菖原中延駅	30	4		34	87	21	108	165	21	186	142
	* 西小山駅	74	1		75	516	8	524	1,031	23	1,054	599
	* 武蔵小山駅	169	5		174	878	14	892	1,257	41	1,298	1,066
	* 目黒駅	84	12	5	101	250	48	298	324	78	402	399
	* 不動前駅	29	1		30	169		169	200		200	199
	北品川駅	25	2	1	28	40	34	74	44	38	82	102
	鮫洲駅	8	1	1	10	28	5	33	73	16	89	43
目 黒 区	大森海岸駅	19		1	20							20
	大崎広小路駅	34	1		35							35
	計	1,138	100	34	1,272	8,377	806	9,183	12,691	1,448	14,139	10,455
	* 中目黒駅	41	3	6	50	1,188	21	1,209	1,912	40	1,952	1,259
	* 学芸大学駅	81	1	3	85	1,251	24	1,275	1,845	51	1,896	1,360
	* 都立大学駅	43	6	5	54	1,356	31	1,387	2,464	76	2,540	1,441
	* 自由が丘駅	63	6	4	73	162		162	447		447	235
	* 池尻大橋駅	51	4	3	58	249	9	258	621	30	651	316
	* 駒場東大前駅	21	7	3	31	64	3	67	146	5	151	98
	* 目黒駅	19		2	21	53	3	56	100	10	110	77
大 田 区	* 裕天寺駅	39	7	7	53	446	7	453	842	11	853	506
	* 武蔵小山駅	11		1	12							12
	* 西小山駅	27	3	6	36	111		111	123	6	129	147
	* 洗足駅	34	4	2	40	214	12	226	391	20	411	266
	* 大岡山駅	1			1	35	1	36	161	1	162	37
	* 緑が丘駅	12	2	1	15	220	2	222	281	7	288	237
	計	443	43	43	529	5,349	113	5,462	9,333	257	9,590	5,991
	* 大森駅	263	13	20	296	4,240	31	4,271	4,260	36	4,296	4,567
	* 大森海岸駅	6	4	4	14	38		38	138		138	52
	* 平和島駅	17	1	6	24	1,574	10	1,584	1,620	10	1,630	1,608
田 区	* 大森町駅	15		1	16	201		201	205		205	217
	* 梅屋敷駅	6			6	140		140	140		140	146
	* 馬込駅	7	2	2	11	541	29	570	600	29	629	581
	* 西馬込駅	28	4	5	37	460		460	460		460	497
	* 池上駅	108	2	3	113	430	9	439	661	15	676	552
	* 昭和島駅	86		1	87	293		293	293		293	380
	* 北千束駅			1	1	33		33	55		55	34
	* 大岡山駅	28	5	1	34	637	6	643	637	6	643	677
	* 長原駅	49	5	3	57	422	10	432	533	10	543	489
	* 洗足池駅	23	4	2	29	419		419	430		430	448
区	* 石川台駅	14		3	17	540	7	547	604	10	614	564
	* 雪が谷大塚駅	97	2	3	102	242		242	340		340	344
	* 御嶽山駅	224	7	3	234	132		132	137		137	366

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	77	3	3	83	157		157	157		157	240
	* 千鳥町駅	23	5		28	217		217	254		254	245
	* 田園調布駅	11	5	2	18	467	27	494	467	28	495	512
	* 多摩川駅	7		1	8	713	16	729	766	27	793	737
	* 沼部駅	4	4	1	9	39		39	50		50	48
	* 鶴の木駅	18	2	1	21	93		93	123		123	114
	* 蒲田駅	290	7	17	314	10,350	106	10,456	12,320	204	12,524	10,770
	* 京急蒲田駅	11				1,714		1,714	1,807		1,807	1,725
	* 蓼沼駅	12			12	57	26	83	150	53	203	95
	* 矢口渡駅	4			4	622		622	716		716	626
世田谷区	* 武蔵新田駅	3			3	625	7	632	1,163	42	1,205	635
	* 下丸子駅	5			5	511	6	517	561	10	571	522
	* 雜色駅	10			10	1,091	16	1,107	1,785	18	1,803	1,117
	* 六郷土手駅	2			2	665	6	671	681	11	692	673
	* 糀谷駅	18		3	21	708		708	990		990	729
	* 大鳥居駅	14		1	15	526	10	536	828	23	851	551
	* 穴守稻荷駅	1		1	2	216		216	361		361	218
	* 天空橋駅	1			1	185	9	194	260	25	285	195
	流通センター駅	33	1	3	37	84	18	102	84	18	102	139
	計	1,515	76	91	1,682	29,382	349	29,731	34,636	575	35,211	31,413
世田谷区	* 池尻大橋駅	41	6	21	68	296	7	303	470	30	500	371
	* 三軒茶屋駅	174	9	21	204	2,499	42	2,541	2,944	52	2,996	2,745
	* 駒沢大学駅	159	5	4	168	700	19	719	700	19	719	887
	* 桜新町駅	94	11	8	113	1,993	41	2,034	2,378	62	2,440	2,147
	* 用賀駅	104	6	12	122	3,165	61	3,226	3,349	89	3,438	3,348
	* 二子玉川駅	49	6	9	64	3,578	147	3,725	4,808	192	5,000	3,789
	* 自由が丘駅	24	4	2	30	365	25	390	433	28	461	420
	* 九品仏駅	18	1	1	20	123		123	153		153	143
	* 尾山台駅	63	8		71	570	26	596	570	67	637	667
	* 等々力駅	33	1	2	36	324	19	343	324	24	348	379
田中区	* 上野毛駅	27	5	1	33	380		380	435		435	413
	* 奥沢駅	49	3		52	165		165	200		200	217
	西太子堂駅	21	1	2	24							24
	若林駅	39	4	3	46							46
	松陰神社前駅	37	3	2	42							42
	世田谷駅	24	3	1	28							28
	* 上町駅	26	2		28	42		42	75		75	70
	宮の坂駅	20	2		22							22
	* 松原駅	37	3		40	58	7	65	150	26	176	105
	東北沢駅	34	3	1	38							38
谷区	* 下北沢駅	187	2	10	199	438	14	452	505	32	537	651
	* 世田谷代田駅	19	3	4	26	50		50	95		95	76
	* 梅ヶ丘駅	71	3	3	77	375	31	406	560	59	619	483
	* 豪徳寺・山下駅	20	3		23	402	17	419	597	46	643	442
	* 経堂駅	120	7	9	136	3,142	57	3,199	4,662	137	4,799	3,335
	* 千歳船橋駅	138	6	6	150	2,318	35	2,353	3,109	90	3,199	2,503
	* 祖師ヶ谷大蔵駅	83	4	4	91	2,659	66	2,725	3,672	169	3,841	2,816
	* 成城学園前駅	70	8	2	80	3,648	161	3,809	5,030	287	5,317	3,889
	* 喜多見駅	96	6	3	105	1,986	30	2,016	2,077	54	2,131	2,121
	* 池ノ上駅	14	1	1	16	61		61	120		120	77
区	* 新代田駅	13			14	62		62	67		67	76
	* 東松原駅	12		3	15	67		67	68		68	82
	* 代田橋駅	45	2	6	53	20		20	70		70	73
	* 明大前駅	49	4	6	59	813	38	851	996	71	1,067	910
	* 下高井戸駅	59	1	4	64	347	20	367	756	35	791	431
	* 桜上水駅	12		2	14	1,277	8	1,285	1,770	55	1,825	1,299
	* 上北沢駅	35	1	4	40							40
	* 八幡山駅	55	3	1	59	609	14	623	1,037	39	1,076	682
	* 芹花公園駅	17			17	150	2	152	265	18	283	169
	* 千歳烏山駅	371	10	7	388	5,560	43	5,603	7,185	127	7,312	5,991
	計	2,559	150	166	2,875	38,242	930	39,172	49,630	1,808	51,438	42,047

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	164	19	21	204	1,378	261	1,639	1,379	269	1,648	1,843
	神泉駅	21		1	22						22	
	* 広尾駅	14	2		16	50		50	50		50	66
	* 恵比寿駅	112	7	5	124	915	5	920	1,016	130	1,146	1,044
	代官山駅	15	1	1	17							17
	* 原宿・明治神宮前駅	8		1	9	94	9	103	121	9	130	112
	* 参宮橋駅	5	1	3	9	28	26	54	68	28	96	63
	* 代々木駅	29	2	1	32	190		190	190	23	213	222
	* 代々木八幡駅	13	1	3	17	185	12	197	261	12	273	214
	* 代々木上原駅	19	3	1	23	344	30	374	353	81	434	397
	* 代々木公園駅	6			6	55		55	100		100	61
	* 千駄ヶ谷駅	2			2	177		177	186		186	179
	* 新宿駅	16			16	280	41	321	280	41	321	337
	南新宿駅	8	1		9							9
	* 初台駅	19		1	20	513	64	577	951	65	1,016	597
中野区	* 幡ヶ谷駅	21	1		22	396	115	511	422	161	583	533
	* 笹塚駅	74	1	4	79	924	121	1,045	1,255	159	1,414	1,124
	北参道駅	5			5	44	27	71	60	27	87	76
	国立競技場駅	2			2							2
	計	553	39	42	634	5,573	711	6,284	6,692	1,005	7,697	6,918
	* 中野駅	223	28	17	268	7,921	166	8,087	8,373	195	8,568	8,355
	* 東中野駅	57	8	4	69	1,055		1,055	1,634		1,634	1,124
	* 中野坂上駅	51	1	3	55	531		531	1,162		1,162	586
	* 新中野駅	86		7	93	181		181	490		490	274
	* 中野新橋駅	68	17	2	87	165		165	165		165	252
杉並区	* 中野富士見町駅	4	2		6	70		70	90		90	76
	* 落合駅	4			4	191		191	191		191	195
	* 新江古田駅	17	2		19	158	3	161	220	4	224	180
	* 鷺ノ宮駅	42	4	5	51	1,320	20	1,340	2,678	50	2,728	1,391
	* 都立家政駅	23	6		29	342		342	640		640	371
	* 野方駅	57	3	4	64	582		582	1,034		1,034	646
	* 沼袋駅	59	21	2	82	410	11	421	737	13	750	503
	* 新井薬師前駅	44	12	3	59	207		207	300		300	266
	* 富士見台駅	15	2	1	18	18		18	30		30	36
	計	750	106	48	904	13,151	200	13,351	17,744	262	18,006	14,255
西東京市	* 下井草駅	31	1		32	418	3	421	901	10	911	453
	* 井荻駅	61	8	4	73	731		731	1,177		1,177	804
	* 上井草駅	15	1		16	487	5	492	672	8	680	508
	* 高円寺駅	360	32	50	442	2,756	6	2,762	3,225	93	3,318	3,204
	* 阿佐ヶ谷駅	142	17	6	165	3,644	7	3,651	3,706	43	3,749	3,816
	* 荻窪駅	118	29	15	162	8,531		8,531	9,329		9,329	8,693
	* 西荻窪駅	78	9	2	89	3,039	9	3,048	3,423	40	3,463	3,137
	* 東高円寺駅	18			18	689		689	921	10	931	707
	* 新高円寺駅	43	3	6	52	950		950	1,500		1,500	1,002
	* 南阿佐ヶ谷駅	153	13	11	177	690		690	718		718	867
	* 中野富士見町駅	18	7	1	26	166		166	215		215	192
	* 方南町駅	86	7		93	465	1	466	578	10	588	559
	* 永福町駅	34	3	2	39	996	2	998	1,348	7	1,355	1,037
	* 西永福駅	15			15	539		539	647		647	554
	* 浜田山駅	77	3	6	86	724	1	725	1,129	10	1,139	811
	* 高井戸駅	50	2		52	1,118		1,118	1,372		1,372	1,170
	* 富士見ヶ丘駅	8			8	488		488	603		603	496
	* 久我山駅	12			12	1,723	18	1,741	1,940	27	1,967	1,753
	三鷹台駅											
	* 代田橋駅	6	1	6	13	102		102	124	30	154	115
八王子市	明大前駅					457		457	457		457	457
	* 下高井戸駅	6		2	8							8
	* 桜上水駅	34	7	3	44	293		293	407		407	337
	上北沢駅					121		121	200		200	121
	* 八幡山駅	15	2	1	18	316		316	386	13	399	334
	芦花公園駅											
	計	1,380	145	115	1,640	29,443	52	29,495	34,978	301	35,279	31,135

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊島区	* 高田馬場駅	7	1		8	76		76	76		76	84
	* 目白駅	36			36	911	12	923	1,387	28	1,415	959
	* 池袋駅	239	28	16	283	3,099	17	3,116	4,621	17	4,638	3,399
	* 大塚駅	20	2		22	934	20	954	1,844	50	1,894	976
	* 巣鴨駅	154	4	3	161	1,317	8	1,325	1,958	36	1,994	1,486
	* 駒込駅	29	2	1	32	410	5	415	904	11	915	447
	* 新大塚駅	8			8	84		84	148		148	92
	* 雑司が谷駅					34		34	68		68	34
	* 東池袋駅	3			3	344	32	376	584	32	616	379
	* 要町駅	111	6	5	122	705	3	708	927	13	940	830
	* 千川駅	49		2	51	1,478	8	1,486	1,725	30	1,755	1,537
	北池袋駅	25	4		29	157		157	157		157	186
北区	* 下板橋駅	5			5	151		151	240		240	156
	* 板橋駅											
	* 椎名町駅	48			48	309		309	670		670	357
	* 東長崎駅	28	2	2	32	384		384	759		759	416
	* 落合南長崎駅	23	2		25	344	4	348	678	20	698	373
	* 西巣鴨駅	18		1	19	139		139	300		300	158
	計	803	51	30	884	10,876	109	10,985	17,046	237	17,283	11,869
荒川区	* 浮間舟渡駅	34	4	1	39	152	9	161	260	20	280	200
	* 北赤羽駅	110	3	1	114	663	22	685	1,137	29	1,166	799
	* 赤羽駅	636	18	9	663	4,387	173	4,560	7,069	214	7,283	5,223
	* 十条駅	151	6	1	158	1,438	27	1,465	2,224	32	2,256	1,623
	* 板橋駅	26			26	276		276	459		459	302
	* 東十条駅	71	1		72	515	28	543	1,623	100	1,723	615
	* 王子駅	457	8	2	467	2,914	49	2,963	3,371	89	3,460	3,430
	* 上中里駅	11			11	100		100	200		200	111
	* 田端駅	31			31	2,284	76	2,360	3,539	100	3,639	2,391
	* 駒込駅	42	1		43	356		356	515		515	399
	* 尾久駅	26	2	1	29	417		417	524		524	446
板橋区	* 赤羽岩淵駅	29	3	4	36	94		94	122		122	130
	* 志茂駅	17	4	1	22	90		90	100		100	112
	* 王子神谷駅	29	2		31	662	22	684	1,145	45	1,190	715
	* 西ヶ原駅	2	1		3	54		54	149		149	57
	* 西巣鴨駅	5		1	6	152		152	371		371	158
	計	1,677	53	21	1,751	14,554	406	14,960	22,808	629	23,437	16,711
荒川区	* 南千住駅	21	1		22	2,620	26	2,646	2,941	35	2,976	2,668
	* 町屋駅	106	2		108	2,294	34	2,328	2,729	34	2,763	2,436
	* 日暮里駅	80	6		86	732		732	1,270		1,270	818
	* 西日暮里駅	35			35	1,843		1,843	2,514		2,514	1,878
	* 三河島駅	16	1		17				400		400	17
	* 熊野前駅	6			6	148		148	300		300	154
	* 赤土小学校前駅	1			1	50		50	50		50	51
	新三河島駅	28			28							28
	三ノ輪橋駅	134			134	193		193	193		193	327
	小台駅	33	1		34							34
	荒川車庫駅	62	1		63							63
	計	522	12		534	7,880	60	7,940	10,397	69	10,466	8,474
板橋区	* 板橋駅	105	3	2	110	724	17	741	877	28	905	851
	* 浮間舟渡駅	58	7	3	68	1,011	23	1,034	1,776	56	1,832	1,102
	* 新板橋駅	144	4	3	151	190	6	196	447	81	528	347
	* 板橋区役所前駅	115	4	3	122	600	34	634	858	147	1,005	756
	* 板橋本町駅	76	3	4	83	900	7	907	942	34	976	990
	* 本蓮沼駅	40	6	2	48	275		275	425	5	430	323
	* 志村坂上駅	36	1	1	38	210		210	297		297	248
	* 志村三丁目駅	31	1		32	1,075	20	1,095	1,277	118	1,395	1,127
	* 蓬根駅	101	6	4	111	710	9	719	848	34	882	830
	* 西台駅	88	9	6	103	665	15	680	1,506	116	1,622	783
	* 高島平駅	77	3	1	81	1,502	54	1,556	2,300	110	2,410	1,637
区	* 新高島平駅	26	5	1	32	178	6	184	388	16	404	216
	* 西高島平駅	51	8	2	61	676	48	724	1,265	100	1,365	785
	* 小竹向原駅	40	3	2	45	1,201	14	1,215	1,318	63	1,381	1,260

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板橋区	* 下板橋駅	62	1		63	203	5	208	398	38	436	271
	* 大山駅	207	10	3	220	686	4	690	1,059	26	1,085	910
	* 中板橋駅	244	6	11	261	409		409	460	6	466	670
	* ときわ台駅	180	12	13	205	1,116	16	1,132	1,604	55	1,659	1,337
	* 上板橋駅	164	20	14	198	1,250	19	1,269	2,041	69	2,110	1,467
	* 東武練馬駅	31	4	3	38	1,535	45	1,580	2,495	126	2,621	1,618
	* 下赤塚駅・地下鉄赤塚駅	114	7	11	132	963	11	974	1,727	21	1,748	1,106
練馬区	* 成増駅・地下鉄成増駅	199	18	15	232	3,534	127	3,661	4,269	183	4,452	3,893
	計	2,189	141	104	2,434	19,613	480	20,093	28,577	1,432	30,009	22,527
	* 豊島園駅	5	2		7	600	2	602	759	14	773	609
	* 練馬駅	63	4	1	68	2,460	59	2,519	3,174	98	3,272	2,587
	* 江古田駅	74	4	7	85	349	21	370	1,407	65	1,472	455
	* 大泉学園駅	60	3	4	67	5,259	99	5,358	6,787	175	6,962	5,425
	* 中村橋駅	63	2	5	70	1,157	27	1,184	2,200	77	2,277	1,254
足立区	* 桜台駅	85	8	8	101	312	23	335	780	52	832	436
	* 平和台駅	15		1	16	2,753	29	2,782	3,994	74	4,068	2,798
	* 石神井公園駅	45	1	2	48	5,148	51	5,199	7,731	281	8,012	5,247
	* 東武練馬駅	31	2	1	34	167	6	173	390	19	409	207
	* 武蔵関駅	42		4	46	1,513	2	1,515	2,479	14	2,493	1,561
	* 光が丘駅	13			13	5,611	87	5,698	6,674	126	6,800	5,711
	* 練馬高野台駅	14			14	1,203	2	1,205	1,464	41	1,505	1,219
区	* 上石神井駅	43	1	4	48	1,775	22	1,797	2,888	45	2,933	1,845
	* 富士見台駅	20			20	1,007	15	1,022	1,308	44	1,352	1,042
	* 地下鉄赤塚駅	11	1	2	14	942	15	957	1,039	46	1,085	971
	* 練馬春日町駅	15		1	16	816	1	817	1,044	10	1,054	833
	* 保谷駅	3	1		4	1,827	37	1,864	2,772	76	2,848	1,868
	* 小竹向原駅	13	1	3	17	649		649	849		849	666
	* 新江古田駅	6		1	7	217		217	240		240	224
区	* 氷川台駅	11	1		12	1,750	14	1,764	2,359	47	2,406	1,776
	* 上井草駅	5			5							5
	* 新桜台駅	9			9	32		32	231		231	41
	計	646	31	44	721	35,547	512	36,059	50,569	1,304	51,873	36,780
	* 北千住駅	25	2		27	3,899	86	3,985	6,221	145	6,366	4,012
	* 小菅駅	1			1	199	1	200	432	15	447	201
	* 五反野駅	5			5	1,604	19	1,623	3,185	35	3,220	1,628
足立区	* 梅島駅	7			7	956	12	968	1,839	35	1,874	975
	* 西新井駅	24	1		25	5,119	53	5,172	8,724	264	8,988	5,197
	* 竹ノ塚駅	17	5		22	7,596	101	7,697	12,175	237	12,412	7,719
	* 大師前駅	4			4	106		106	260		260	110
	* 牛田駅・京成関屋駅	1	1		2	129		129	218		218	131
	* 千住大橋駅	2	1		3	546	7	553	943	15	958	556
	* 綾瀬駅	34	3		37	7,572	96	7,668	12,086	173	12,259	7,705
区	* 北綾瀬駅	12	3		15	1,031	4	1,035	2,283	43	2,326	1,050
	* 青井駅	3			3	628	2	630	1,911	20	1,931	633
	* 六町駅	4	1		5	3,532	74	3,606	5,181	130	5,311	3,611
	* 見沼代親水公園駅	2	1		3	989	16	1,005	1,229	28	1,257	1,008
	* 舎人駅	8	1	1	10	297	1	298	494	14	508	308
	* 舎人公園駅										548	297
	* 谷在家駅	6	1		7	693		693	900		900	700
区	* 西新井大師西駅	7	2		9	585		585	745		745	594
	* 江北駅	7			7	470	18	488	659	29	688	495
	* 高野駅	5			5	251	2	253	376	5	381	258
	* 扇大橋駅	3	1		4	346		346	740		740	350
	* 足立小台駅	2			2	27	5	32	123	15	138	34
計		179	23	1	203	36,872	497	37,369	61,272	1,203	62,475	37,572

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛飾区	* 金町駅・京成金町駅	38	3		41	6,560	85	6,645	9,596	247	9,843	6,686
	* 亀有駅	58	1		59	4,261	72	4,333	6,035	145	6,180	4,392
	* 綾瀬駅	11	9		20	28	28	72		72		48
	* 新小岩駅	199	47		246	6,737	25	6,762	11,271	40	11,311	7,008
	* 柴又駅	10			10							10
	* 京成高砂駅	14	3		17	1,852	14	1,866	2,675	68	2,743	1,883
	* 青砥駅	29	1		30	1,894	11	1,905	2,580	24	2,604	1,935
	* お花茶屋駅	86	11		97	1,254	15	1,269	3,007	63	3,070	1,366
	* 堀切菖蒲園駅	122	15		137	748		748	886		886	885
	* 京成立石駅	146	20		166	1,030		1,030	1,585		1,585	1,196
江戸川区	* 四ツ木駅	23			23	1,376		1,376	1,641		1,641	1,399
	* 新柴又駅	23	1		24	71		71	470		470	95
	計	759	111		870	25,811	222	26,033	39,818	587	40,405	26,903
	* 平井駅	45	9		54	3,315	37	3,352	4,343	49	4,392	3,406
	* 小岩駅	99	9		108	5,837	65	5,902	8,585	99	8,684	6,010
	* 東大島駅		2		2	273	5	278	1,200	5	1,205	280
	* 瑞江駅	10	1		11	5,647	28	5,675	7,700	47	7,747	5,686
	* 西葛西駅	38	3		41	4,070	63	4,133	6,150	101	6,251	4,174
	* 篠崎駅	4	1		5	3,133	22	3,155	3,900	25	3,925	3,160
	* 一之江駅	16			16	3,458	37	3,495	4,636	46	4,682	3,511
市部	* 船堀駅	9			9	3,047	22	3,069	4,000	45	4,045	3,078
	* 葛西駅	12	4		16	6,801	59	6,860	9,800	89	9,889	6,876
	* 葛西臨海公園駅					2,019	8	2,027	3,170	11	3,181	2,027
	* 京成小岩駅	34	1		35	808	1	809	1,723	4	1,727	844
	京成江戸川駅	5	1		6							6
	計	272	31		303	38,408	347	38,755	55,207	521	55,728	39,058

## 【市部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市部 計		5,172	282	116	5,570	234,970	12,642	247,612	356,610	23,274	379,884	253,182
八王子市	* 八王子駅	133	9	9	151	4,431	526	4,957	7,720	1,386	9,106	5,108
	* 西八王子駅	21	7	7	35	4,177	302	4,479	5,734	644	6,378	4,514
	* 高尾駅	6			6	1,653	358	2,011	2,454	1,110	3,564	2,017
	* 片倉駅	3	1		4	272	40	312	785	128	913	316
	* 八王子みなみ野駅	1			1	1,173	88	1,261	1,546	140	1,686	1,262
	北八王子駅	124	9	12	145	426	37	463	507	37	544	608
	小宮駅	108	2	1	111	327	18	345	541	55	596	456
	* 京王八王子駅	34	9	7	50	1,742	223	1,965	2,555	400	2,955	2,015
	* 長沼駅		2	3	5	54	10	64	122	57	179	69
	* 北野駅	5	3	1	9	407	124	531	1,082	436	1,518	540
立川市	京王片倉駅	8	1		9	231	29	260	231	29	260	269
	山田駅					178	66	244	178	92	270	244
	* めじろ台駅	2	1	1	4	353	93	446	638	317	955	450
	狭間駅	1	8	4	13	128	31	159	254	31	285	172
	高尾山口駅					70	14	84	100	14	114	84
	* 南大沢駅	10	3		13	1,359	155	1,514	2,121	482	2,603	1,527
	* 京王堀之内駅	8	1	4	13	1,237	95	1,332	1,888	257	2,145	1,345
	松が谷駅	1			1	128	9	137	268	9	277	138
	大塚・帝京大学駅	2			2	438	15	453	540	15	555	455
	中央大学・明星大学駅	2	4	4	10	151		151	151		151	161
計		469	60	53	582	18,935	2,233	21,168	29,415	5,639	35,054	21,750

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立川市	* 西武立川駅	292			292	1,003	22	1,025	1,133	31	1,164	1,025
	砂川七番駅					102	102	102	102	580	102	394
	* 泉体育館駅	117	2	3	122	490	490	490	580	580	580	490
	立飛駅					271	271	271	380	380	380	122
	* 高松駅	11			11	271			380		380	282
	柴崎体育館駅	14	1		15	219	15	234	369	30	399	249
計		653	23	9	685	12,802	315	13,117	20,148	589	20,737	13,802
武藏野市	* 吉祥寺駅	70	1	1	72	10,724	202	10,926	14,903	441	15,344	10,998
	* 三鷹駅	18	1		19	6,142	68	6,210	7,689	90	7,779	6,229
	* 武藏境駅	47	1		48	7,373	130	7,503	11,589	345	11,934	7,551
	計	135	3	1	139	24,239	400	24,639	34,181	876	35,057	24,778
三鷹市	* 三鷹駅	136	6	4	146	5,512	38	5,550	8,179	106	8,285	5,696
	* 三鷹台駅	24	4	2	30	710		710	1,458		1,458	740
	* 井の頭公園駅	13	2	2	17	182	2	184	420	15	435	201
	* つつじヶ丘駅	9			9	241	11	252	470	27	497	261
	計	182	12	8	202	6,645	51	6,696	10,527	148	10,675	6,898
青梅市	小作駅	13			13	1,423	59	1,482	2,022	96	2,118	1,482
	* 河辺駅					1,514	126	1,640	2,794	301	3,095	1,653
	* 東青梅駅					1	452	131	583	624	140	764
	* 青梅駅					262	86	348	996	174	1,170	355
	宮ノ平駅	7			7	21	3	24	55	5	60	24
	日向和田駅					150	3	153	182	13	195	153
府中市	石神前駅					38	4	42	60	5	65	42
	二俣尾駅											
	軍畠駅											
	沢井駅											
	御嶽駅											
	計	21			21	3,870	419	4,289	6,778	743	7,521	4,310
昭島市	* 武藏野台駅	52			56	1,174	19	1,193	1,529	19	1,548	1,193
	* 多磨靈園駅					959	21	980	1,559	43	1,602	980
	* 東府中駅					882	11	893	1,874	20	1,894	949
	* 府中駅					3,025	203	3,228	4,818	268	5,086	3,252
	* 分倍河原駅					2,607	51	2,658	3,954	143	4,097	2,669
	* 中河原駅	16	3		19	1,430	58	1,488	2,695	158	2,853	1,507
	府中競馬正門前駅											
	* 府中本町駅	2	1		3	1,030	65	1,095	1,195	76	1,271	1,098
	* 北府中駅	1	1		2	1,040	16	1,056	1,491	25	1,516	1,058
	* 多磨駅	6			6	399	18	417	515	45	560	423
調布市	* 白糸台駅	3	2		5	580	13	593	678	17	695	598
	競艇場前駅	73			73	152		152	155		155	225
	* 是政駅	3			3	253		253	265	1	266	256
	* 西府駅		1		1	743	31	774	827	31	858	775
	計	179	21	3	203	14,274	506	14,780	21,555	846	22,401	14,983
	* 西立川駅	13			13	57	11	68	288	96	384	68
昭島市	* 東中神駅					686		686	995		995	687
	* 中神駅					1	1,631	24	1,655	2,155	100	2,255
	* 昭島駅					2,609		2,609	6,056		6,056	2,622
	* 拝島駅					995	49	1,044	2,610	72	2,682	1,046
	計	17			17	5,978	84	6,062	12,104	268	12,372	6,079
調布市	* 飛田給駅	39	1		40	417	7	424	1,300	55	1,355	464
	* 西調布駅	9	2		11	1,047	15	1,062	2,176	110	2,286	1,073
	* 調布駅	354	20	7	381	4,657	148	4,805	7,929	410	8,339	5,186
	* 布田駅	1	1		2	363		363	363		363	365
	* 国領駅	13	3	1	17	1,022	17	1,039	2,100	30	2,130	1,056
	* 柴崎駅	6	4		10	625	5	630	1,888	34	1,922	640
	* つつじヶ丘駅	29	2	2	33	3,042	64	3,106	4,287	143	4,430	3,139
	* 仙川駅	91	2	2	95	2,972	53	3,025	4,563	201	4,764	3,120
	* 京王多摩川駅	18		2	20	367	11	378	680	49	729	398
計		560	35	14	609	14,512	320	14,832	25,286	1,032	26,318	15,441

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町田市	* 町田駅	49	6	5	60	8,202	1,512	9,714	9,011	2,080	11,091	9,774
	* 成瀬駅	60	4		64	1,051	220	1,271	1,058	230	1,288	1,335
	* 相原駅	1			1	1,117	138	1,255	1,963	324	2,287	1,256
	* 多摩境駅	4	1		5	780	55	835	1,037	62	1,099	840
	* 玉川学園前駅	7			7	664	337	1,001	1,017	364	1,381	1,008
市	* 鶴川駅	12	2		14	3,525	561	4,086	3,567	569	4,136	4,100
	* 南町田駅	4	2		6	2,024	264	2,288	2,072	284	2,356	2,294
	* すずかけ台駅	1			1	223	51	274	223	80	303	275
	つくし野駅					54	99	153	275	147	422	153
	計	138	15	5	158	17,640	3,237	20,877	20,223	4,140	24,363	21,035
小金井市	* 武蔵小金井駅	10			10	3,056	45	3,101	5,083	68	5,151	3,111
	* 東小金井駅	7			7	2,394	11	2,405	6,272	149	6,421	2,412
	* 新小金井駅					65	3	68	316	7	323	68
	計	17			17	5,515	59	5,574	11,671	224	11,895	5,591
小平市	* 東大和市駅					178	10	188	300	30	330	188
	* 小川駅	3			3	1,776	28	1,804	3,451	64	3,515	1,807
	* 鷹の台駅	19	5		24	1,164	8	1,172	2,095	14	2,109	1,196
	* 新小平駅	3	1		4	2,009	112	2,121	3,435	199	3,634	2,125
	* 青梅街道駅					90		90	180		180	90
	* 一橋学園駅	11			11	796	12	808	1,625	87	1,712	819
	* 小平駅	6			6	2,882	37	2,919	4,342	125	4,467	2,925
	* 花小金井駅	21			21	4,883	124	5,007	8,180	216	8,396	5,028
	計	63	6		69	13,778	331	14,109	23,608	735	24,343	14,178
日野市	* 高幡不動駅	150	6	3	156	2,392	280	2,672	3,522	382	3,904	2,828
	* 豊田駅	174	1		178	3,673	284	3,957	6,375	490	6,865	4,135
	* 日野駅	48	6		54	2,070	299	2,369	3,191	376	3,567	2,423
	* 百草園駅	8			8	213	37	250	714	37	751	258
	* 南平駅	2			2	684	43	727	1,109	49	1,158	729
市	* 平山城址公園駅					274	64	338	578	91	669	338
	万願寺駅	34			34	328	22	350	816	23	839	384
	多摩動物公園駅	75	14	11	100	730	20	750	766	20	786	100
	甲州街道駅					56	18	74	113	18	131	855
	程久保駅	105										74
	計	596	27	14	637	10,420	1,067	11,487	17,184	1,486	18,670	12,124
東村山市	* 久米川駅	260	5	2	267	2,373	50	2,423	3,706	72	3,778	2,690
	* 東村山駅	30	3		33	3,259	110	3,369	4,636	179	4,815	3,402
	* 新秋津駅	29	1		30	1,971	101	2,072	2,705	123	2,828	2,102
	* 秋津駅	21	1		22	1,498	75	1,573	1,873	92	1,965	1,595
	* 萩山駅	3			3	239	3	242	384	10	394	245
	八坂駅	3	2	1	6	545		545	545		545	551
	西武遊園地駅	2			2	48		48	352		352	50
	西武園駅	35	2		37	130		130	132		132	167
	計	383	14	3	400	10,063	339	10,402	14,333	476	14,809	10,802
国分寺市	* 国分寺駅	45	12		57	4,466	75	4,541	7,206	228	7,434	4,598
	* 西国分寺駅	6	2		8	2,248	44	2,292	3,411	70	3,481	2,300
	* 国立駅	9			9	1,754	64	1,818	2,875	124	2,999	1,827
	* 恋ヶ窪駅	2			2	385	3	388	834	3	837	390
	計	62	14		76	8,853	186	9,039	14,326	425	14,751	9,115
国立市	* 国立駅	113			113	4,945	50	4,995	7,386	60	7,446	5,108
	* 谷保駅	2			2	897	12	909	1,253	40	1,293	911
	* 矢川駅	7			7	862	15	877	1,152	40	1,192	884
	計	122			122	6,704	77	6,781	9,791	140	9,931	6,903
福生市	* 福生駅	24	2		26	1,901	88	1,989	3,775	227	4,002	2,015
	* 牛浜駅					229	10	239	1,123	88	1,211	239
	* 挙島駅					138	35	173	290	57	347	173
	* 熊川駅					8	1	9	69	7	76	9
	東福生駅	331	15		346							346
	計	355	17		372	2,276	134	2,410	5,257	379	5,636	2,782

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江市	* 猟江駅	85	11		96	3,176	114	3,290	3,370	185	3,555	3,386
	* 和泉多摩川駅	10	1		11	1,142	70	1,212	1,320	87	1,407	1,223
	* 喜多見駅	5	2		7	1,192	23	1,215	1,442	30	1,472	1,222
	計	100	14		114	5,510	207	5,717	6,132	302	6,434	5,831
東大和市	* 東大和市駅	210	3		213	3,305	10	3,315	3,506	20	3,526	3,528
	* 玉川上水駅	55			55	2,207	77	2,284	2,273	77	2,350	2,339
	* 武蔵大和駅					1,228	25	1,253	1,359	25	1,384	1,253
	* 上北台駅	313	1		314	1,208	50	1,258	1,208	50	1,258	1,572
	* 桜街道駅	142			142	382	9	391	382	9	391	533
計		720	4		724	8,330	171	8,501	8,728	181	8,909	9,225
清瀬市	* 清瀬駅	32	2		34	5,585	117	5,702	6,201	271	6,472	5,736
	* 秋津駅					556	23	579	975	76	1,051	579
	計	32	2		34	6,141	140	6,281	7,176	347	7,523	6,315
東久留米市	* 東久留米駅	67	1		68	4,158	218	4,376	5,724	373	6,097	4,444
	計	67	1		68	4,158	218	4,376	5,724	373	6,097	4,444
	* 永山駅	2			2	1,924	283	2,207	3,428	780	4,208	2,209
多摩市	* 多摩センター駅	24	4	4	32	1,310	379	1,689	3,508	801	4,309	1,721
	* 唐木田駅	1			1	239	95	334	342	223	565	335
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	57	2		59	2,205	267	2,472	2,758	329	3,087	2,531
	計	84	6	4	94	5,678	1,024	6,702	10,036	2,133	12,169	6,796
稲城市	* 南多摩駅	9			9	687	116	803	687	118	805	812
	* 稲城長沼駅					1,160	46	1,206	1,209	56	1,265	1,206
	* 矢野口駅	13			13	880	63	943	1,344	81	1,425	956
	* 若葉台駅	17	1		18	345	57	402	357	71	428	420
	* 稲城駅	3			3	673	112	785	791	180	971	788
羽村市	* 京王よみうりランド駅	1			1	492	69	561	656	92	748	562
	計	43	1		44	4,237	463	4,700	5,044	598	5,642	4,744
あきる野市	* 羽村駅					2,795	40	2,835	4,171	50	4,221	2,835
	* 小作駅	1			1	1,757	152	1,909	2,198	152	2,350	1,910
	計	1			1	4,552	192	4,744	6,369	202	6,571	4,745
西東京市	東秋留駅	3			3	1,513	45	1,558	1,656	45	1,701	1,561
	秋川駅	2			2	1,306	38	1,344	1,736	66	1,802	1,346
	武蔵引田駅	1			1	904	25	929	989	55	1,044	930
	武蔵増戸駅					401	15	416	854	50	904	416
	武蔵五日市駅					533	30	563	744	83	827	563
	計	6			6	4,657	153	4,810	5,979	299	6,278	4,816
奥多摩町	* 保谷駅	37	1		38	3,910	127	4,037	7,142	227	7,369	4,075
	* ひばりヶ丘駅	31	2	1	34	3,106	117	3,223	4,716	197	4,913	3,257
	* 田無駅	64	4	1	69	6,048	59	6,107	8,783	172	8,955	6,176
	* 西武柳沢駅	18			18	1,178	7	1,185	2,805	76	2,881	1,203
	* 東伏見駅	17			17	961	6	967	1,589	21	1,610	984
計		167	7	2	176	15,203	316	15,519	25,035	693	25,728	15,695

## 【町部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
瑞穂町	町村部計	32			32	1,238	54	1,292	1,400	111	1,511	1,324
	箱根ヶ崎駅					1,163	42	1,205	1,287	99	1,386	1,205
日の出町	計					1,163	42	1,205	1,287	99	1,386	1,205
	武蔵増戸駅	9			9							9
奥多摩町	武蔵引田駅	23			23							23
	計	32			32							32
奥多摩町	奥多摩駅					20	3	23	25	3	28	23
	白丸駅					15	2	17	21	2	23	17
	鳩ノ巣駅					15	3	18	27	3	30	18
	古里駅					25	4	29	40	4	44	29
	川井駅					75	12	87	113	12	125	87
	計											

## (5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

順位	平成26年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	872 (32)
2	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区	677 (38)
3	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	663 (27)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)
5	浅草( T X )	つ <く ば エクスプレス	台東区	514 (34)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	467 (10)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	442 (82)
8	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	399 (13)
9	千歳鳥山	京王線	世田谷区	388 (17)
10	調布	京相模原線・調布市	381 (27)	

順位	平成25年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	782 (45)
2	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区	760 (25)
3	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	683 (7)
4	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	646 (22)
5	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	602 (29)
6	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	583 (1)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	547 (10)
8	浅草( T X )	つ <く ば エクスプレス	台東区	509 (58)
9	押上	京成押上線、都営浅草線、メトロ半蔵門線、東武伊勢崎線	墨田区	480 (50)
10	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	463 (94)

順位	平成26年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	840 (0)
2	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	636 (0)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区	623 (0)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)
5	浅草( T X )	つ <く ば エクスプレス	台東区	480 (0)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	457 (0)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	442 (82)
8	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	386 (0)
9	千歳鳥山	京王線	世田谷区	371 (0)
10	上野	JR各線・メトロ日比谷線・銀座線・京成本線	台東区	355 (0)

順位	平成25年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	737 (0)
2	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区	717 (0)
3	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	676 (0)
4	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	624 (0)
5	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	582 (0)
6	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	573 (0)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	537 (0)
8	浅草( T X )	つ <く ば エクスプレス	台東区	509 (58)
9	押上	京成押上線、都営浅草線、メトロ半蔵門線、東武伊勢崎線	墨田区	480 (50)
10	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	463 (94)

- (注) • 台数下段の( )内は原付・自二の放置台数を内数で示した。  
• 平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

順位	平成24年(1台以上)				平成23年				平成22年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	813 (32)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	838 (0)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	922 (0)
2	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	775 (29)	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	830 (0)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	885 (107)
3	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	766 (4)	新小岩	JR総武線	葛飾区	820 (87)	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	878 (0)
4	新宿	JR各線・小田急 線・京王線・ メトロ丸の内線・ 都営新宿線	新宿区 渋谷区	731 (31)	田町・三田	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	793 (0)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	874 (0)
5	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレ ス・ メトロ日比谷線	千代田区	684 (12)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	756 (0)	府中	京王線	府中市	781 (0)
6	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	664 (10)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	704 (88)	新小岩	JR総武線	葛飾区	724 (93)
7	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	589 (2)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	684 (63)	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	698 (0)
8	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	584 (49)	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	669 (0)	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	696 (59)
9	新小岩	JR総武線	葛飾区	575 (77)	豊田	JR中央線	日野市	631 (0)	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	693 (67)
10	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	534 (3)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレ ス・ メトロ日比谷線	千代田区	590 (0)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	692 (65)

順位	平成21年				平成20年				平成19年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	983 (65)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,867 (0)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	2,145 (0)
2	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	980 (0)	池袋	JR各線・西武線・東 武線・メトロ各線	豊島区	1,156 (72)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,623 (0)
3	新宿	JR各線・小田急 線・京王線・ メトロ丸の内線・ 都営新宿線	新宿区 渋谷区	958 (59)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	1,081 (0)	池袋	JR各線・西武線・東 武線・メトロ各線	豊島区	1,590 (99)
4	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	950 (0)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	1,028 (0)	光丘	都営大江戸線	練馬区	1,520 (0)
5	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	913 (100)	田町	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	990 (0)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	1,347 (62)
6	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	837 (66)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	967 (71)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	1,268 (161)
7	吉祥寺	JR中央線・ 総武線・ 京王井の頭線	武藏野市	808 (0)	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	931 (83)	田町	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	1,197 (0)
8	新小岩	JR総武線	葛飾区	803 (86)	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	889 (143)	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	1,046 (143)
9	池袋	JR各線・西武線・ 東武線・ メトロ各線	豊島区	780 (107)	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	866 (0)	三軒茶屋	東急田園都市・ 世田谷線	世田谷区	1,035 (123)
10	田町	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	754 (0)	新小岩	JR総武線	葛飾区	845 (138)	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	1,025 (71)

## (6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳(駅)								
			1~99	100~499	500~999	1,000~1,999	2,000~2,999	3,000~3,999	4,000~4,999	5,000~9,999	10,000~
合計	640	671,020	115	232	105	93	31	25	10	27	2
区部計	477	416,514	98	191	78	59	13	17	4	16	1
千代田区	15	4,703	2	12		1					
中央区	21	10,807	6	9	3	2	1				
港区	32	6,681	15	15	1	1					
新宿区	32	7,876	9	20	2	1					
文京区	19	3,523	6	12	1						
台東区	13	8,127		7	4	2					
墨田区	14	12,803	2	7	2	1	1			1	
江東区	25	19,886	6	7	5	5		2			
品川区	27	10,455	4	16	4	3					
目黒区	13	5,991	4	5	1	3					
大田区	35	31,413	4	14	12	3			1		1
世田谷区	40	42,047	13	11	5	1	5	4		1	
渋谷区	19	6,918	8	6	2	3					
中野区	14	14,255	2	6	3	2				1	
杉並区	24	31,135	1	8	7	4		3		1	
豊島区	17	11,869	3	8	3	2		1			
北区	16	16,711	1	8	3	1	1	1		1	
荒川区	11	8,474	5	2	1	1	2				
板橋区	22	22,527		5	8	8		1			
練馬区	22	36,780	2	4	4	7	2			3	
足立区	22	37,572	1	8	5	3		1	1	3	
葛飾区	12	26,903	3		1	5			1	1	2
江戸川区	12	39,058	1	1	1		1	4	1	1	3
市部計	156	253,182	11	41	27	33	18	8	6	11	1
八王子市	20	21,750	2	9	2	3	2		1	1	
立川市	11	13,802		6	1	3				1	
武蔵野市	3	24,778								2	
三鷹市	4	6,898		2	1					1	
青梅市	8	4,310	3	2	1	2					
府中市	13	14,983		3	4	4	1	1			
昭島市	5	6,079	1		1	2	1				
調布市	9	15,441		3	1	2		2		1	
町田市	9	21,035		2	1	3	1		1	1	
小金井市	3	5,591	1				1	1			
小平市	8	14,178	1	1	1	2	2			1	
日野市	10	12,124	1	4	2		2		1		
東村山市	8	10,802	1	2	1	1	2	1			
国分寺市	4	9,115		1		1	1		1		
国立市	3	6,903			2					1	
福生市	5	2,782	1	3			1				
狛江市	3	5,831				2		1			
東大和市	5	9,225			1	2	1	1			
清瀬市	2	6,315			1						1
東久留米市	1	4,444							1		
武蔵村山市											
多摩市	4	6,796		1		1	2				
稲城市	6	4,744		1	4	1					
羽村市	2	4,745				1					
あきる野市	5	4,816	1	2	2						
西東京市	5	15,695			1	1		1	1	1	
町村部計	7	1,324	6		1						
瑞穂町	1	1,205				1					
日の出町	2	32	2								
檜原村											
奥多摩町	4	87	4								

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

## (7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	三鷹駅	JR中央線・総武線	武藏野市 三鷹市	11,925	154	11	165
2	吉祥寺駅	JR中央線・総武線 京王電鉄井の頭線	武藏野市	10,998	70	2	72
3	蒲田駅	JR京浜東北線 東急池上線・東急多摩川線	大田区	10,770	290	24	314
4	町田駅	JR横浜線 小田急線	町田市	9,774	49	11	60
5	荻窪駅	JR中央線・総武線 東京地下鉄丸の内線	杉並区	8,693	118	44	162
6	中野駅	JR中央線・総武線 東京地下鉄東西線	中野区	8,355	223	45	268
7	綾瀬駅	JR常磐線 東京地下鉄千代田線	足立区 葛飾区	7,753	45	12	57
8	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	7,719	17	5	22
9	武蔵境駅	JR中央線 西武多摩川線	武藏野市	7,551	47	1	48
10	立川駅、立川北駅、立川南駅	JR中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立川市	7,351	209	25	234
11	新小岩駅	JR総武線	葛飾区	7,008	199	47	246
12	国際駅	JR中央線	国分寺市 国立市	6,935	122	0	122
13	葛西駅	東京地下鉄東西線	江戸川区	6,876	12	4	16
14	金町駅、京成金町駅	JR常磐線 京成金町線	葛飾区	6,686	38	3	41
15	田無駅	西武鉄道新宿線	西東京市	6,176	64	5	69
16	小岩駅	JR総武線	江戸川区	6,010	99	9	108
17	千歳烏山駅	京王電鉄京王線	世田谷区	5,991	371	17	388
18	保谷駅	西武鉄道池袋線	練馬区 西東京市	5,943	40	2	42
19	清瀬駅	西武鉄道池袋線	清瀬市	5,736	32	2	34
20	光が丘駅	都営大江戸線	練馬区	5,711	13	0	13

## (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区分		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
全国	( $\gamma$ )=( $\gamma$ )+( $\beta$ ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	-	3,412,064	-	3,801,265 (296,670)	-	3,791,544 (315,612)	-	3,699,298 (310,918)	-	3,495,192 (284,580)
	( $\gamma$ ) 自転車等実収容台数	-	2,637,751	-	3,038,989 (237,734)	-	3,090,299 (258,611)	-	3,086,897 (261,157)	-	2,911,712 (242,260)
	( $\beta$ ) 放置台数	-	774,313	-	762,276 (58,936)	-	701,245 (57,001)	-	612,401 (49,761)	-	583,480 (42,320)
都	( $\gamma$ )=( $\gamma$ )+( $\beta$ ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	721,774 (38,068)	729,149 (38,108)	755,141 (37,261)	745,597 (38,674)	742,243 (37,269)	744,358 (36,860)	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)	751,498 (39,568)
	( $\gamma$ ) 自転車等実収容台数	487,204 (20,070)	497,083 (19,818)	536,150 (20,637)	536,897 (21,815)	530,532 (21,117)	545,999 (20,699)	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)	553,541 (21,770)
	( $\beta$ ) 放置台数	234,570 (17,998)	232,066 (18,290)	218,991 (16,624)	208,700 (16,859)	211,711 (16,152)	198,359 (16,161)	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)	197,957 (17,798)
区部	( $\gamma$ )=( $\gamma$ )+( $\beta$ ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	417,114 (15,703)	422,388 (17,407)	430,319 (15,977)	424,270 (16,857)	418,365 (16,538)	432,012 (17,241)	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)	460,927 (21,411)
	( $\gamma$ ) 自転車等実収容台数	242,577 (5,043)	245,380 (5,086)	265,964 (5,423)	265,351 (5,692)	250,995 (4,613)	267,865 (5,117)	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)	295,646 (6,034)
	( $\beta$ ) 放置台数	174,557 (10,660)	177,008 (12,321)	164,355 (10,554)	158,919 (11,165)	167,370 (11,925)	164,147 (12,124)	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)	165,281 (15,407)
市部	( $\gamma$ )=( $\gamma$ )+( $\beta$ ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	302,348 (22,140)	304,376 (20,471)	322,502 (21,084)	320,241 (21,737)	322,668 (20,641)	311,136 (19,529)	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)	289,344 (18,034)
	( $\gamma$ ) 自転車等実収容台数	242,337 (14,502)	249,318 (15,014)	267,866 (16,043)	270,460 (16,414)	278,327 (15,492)	276,924 (16,688)	271,697 (16,507)	272,195 (17,354)	262,077 (15,643)	256,668
	( $\beta$ ) 放置台数	60,013 (7,338)	55,058 (5,969)	54,636 (6,070)	49,781 (5,694)	44,341 (4,227)	34,212 (4,037)	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)	32,676 (2,391)
町村部	( $\gamma$ )=( $\gamma$ )+( $\beta$ ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)	1,227 (93)
	( $\gamma$ ) 自転車等実収容台数	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)	1,227 (93)
	( $\beta$ ) 放置台数	0	0	0	0	0	0	0	0	152 (0)	0

(注)・本表の下段( )内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで及び平成25年以降は自転車のみ、平成7年から平成23年までは原付・自二を含む。
- ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。

(単位：台)

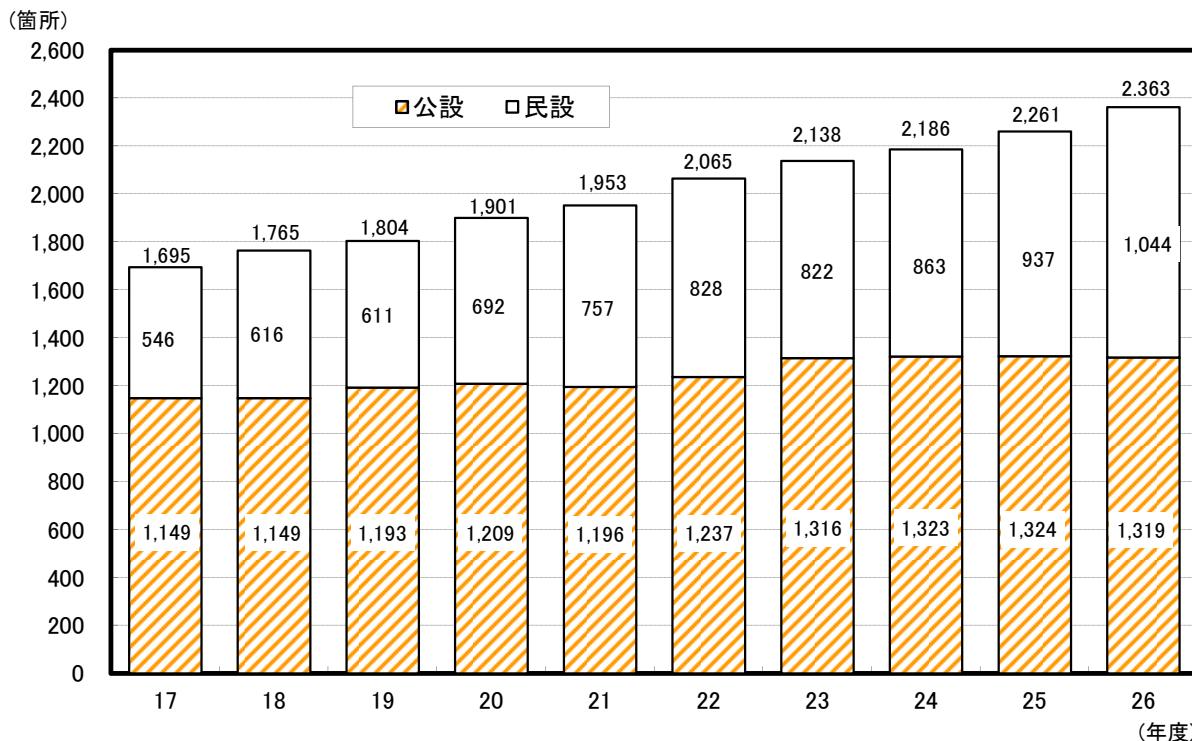
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
-	3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-	2,955,369 (10,595)	-
-	3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-	2,832,372 (10,595)	-
-	471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-	122,997 -	-
725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)	671,020 (23,070)
554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)	628,850 (19,457)
170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)	42,170 (3,613)
434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)	416,514 (9,976)
290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (8,746)	371,549 (6,880)	379,946 (6,923)
143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)	36,568 (3,215)
290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)	253,182 (13,040)
263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)	247,612 (12,642)
26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)	5,570 (398)
1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)	1,324 (54)
1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)	1,292 (54)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	32

・放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」とともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の場合のみ計上していたが、平成24年以降「都」は、それぞれ1台から計上対象としている。

## 2 自転車等駐車場の整備状況

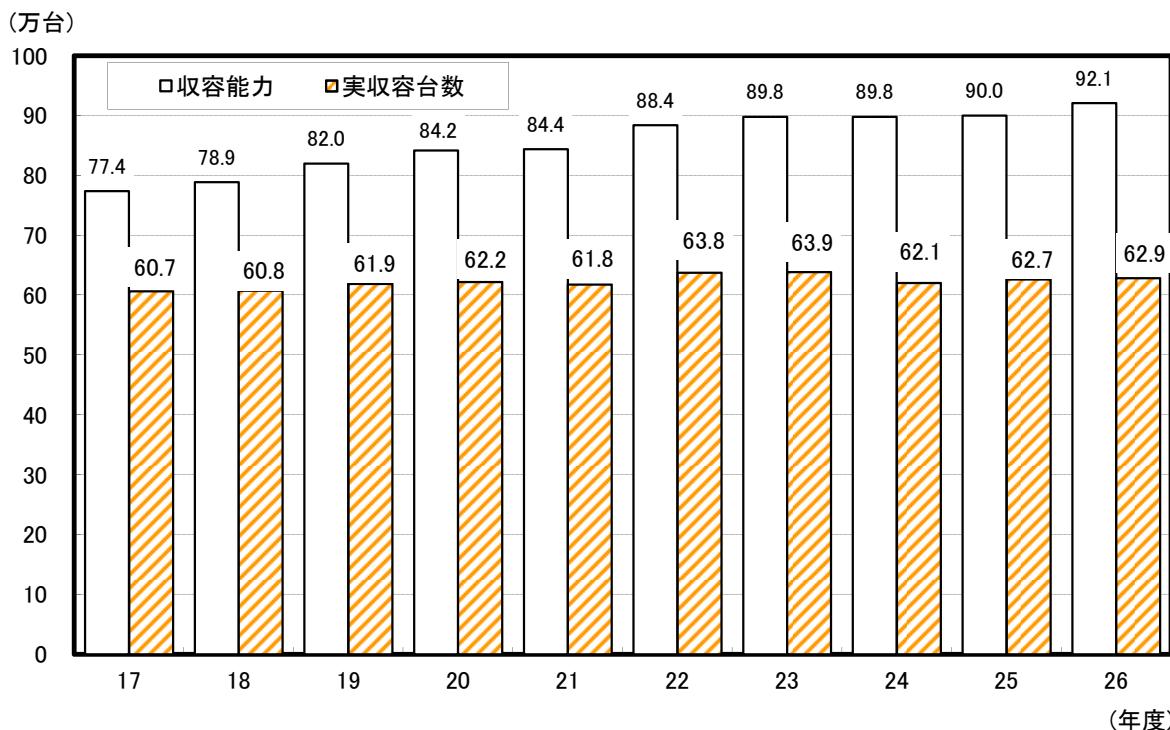
### (1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は11年連続で増加し、平成26年は2,363箇所(前年度比 102箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,319箇所(前年度比 5箇所減少)であり、全体の55.8%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,044箇所(前年度比 107箇所増加)であり、全体の44.2%を占めている。



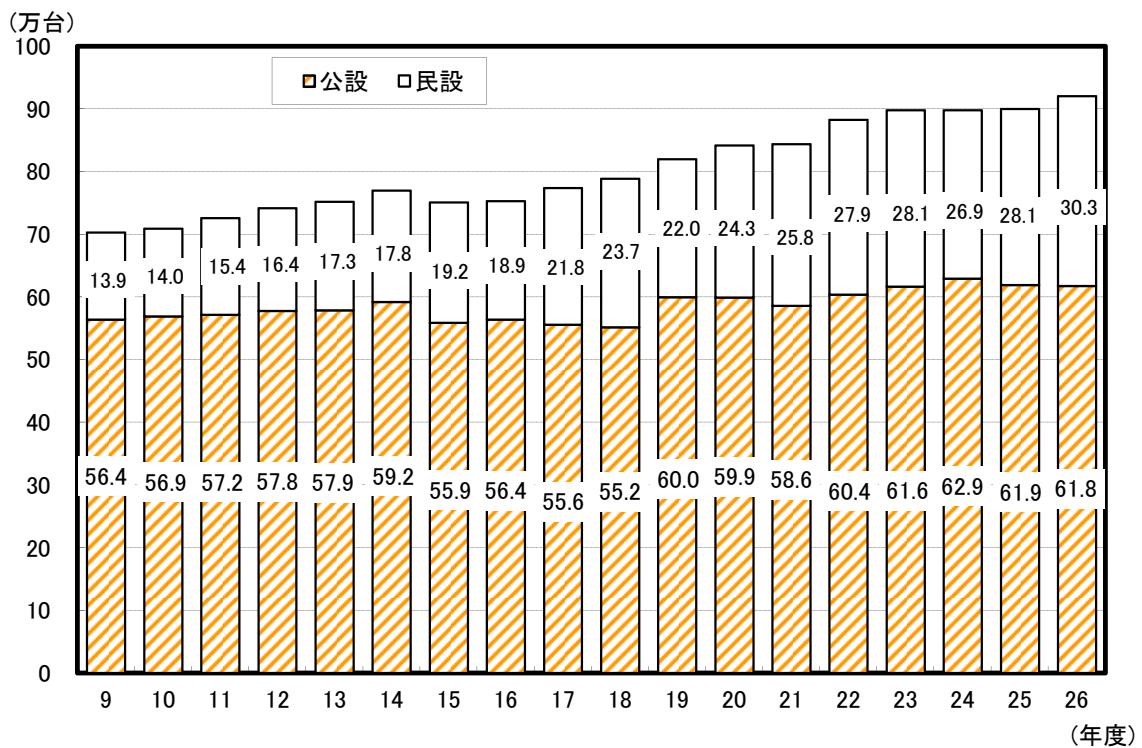
### (2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は920,829台(前年度比 20,607台増加)、実収容台数は628,850台(前年度比 2,156台増加)であった。



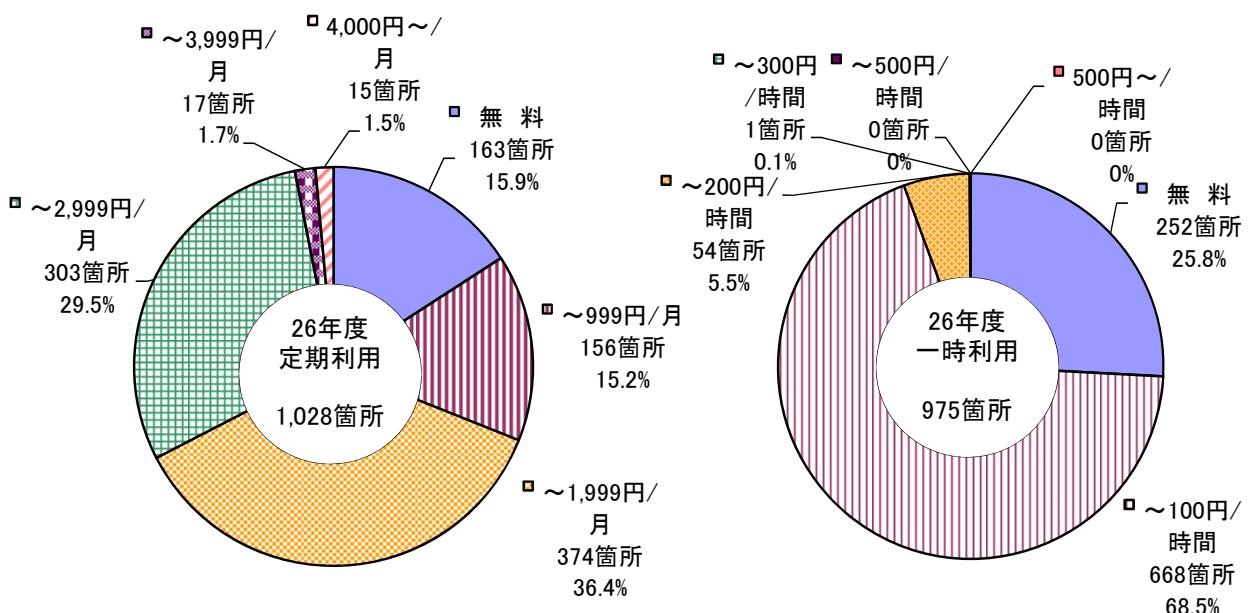
### (3) 設置者別収容能力の推移

- ・収容能力920,829台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は617,930台(67.1%)、民設自転車等駐車場の収容能力は302,899台(32.9%)であった。



### (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は1,028箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は975箇所であった。  
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は163箇所(15.9%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は252箇所(25.8%)であった。



(注)一時利用料金を「最初の○○時間まで無料」としている場合は、  
無料の時間が経過した後の料金形態を回答

## (5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

### ア 区市町村別整備状況

区市町村	設置数			構造				敷地形態							
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	以外		
総 数	2,363	1,319	1,044	1,904	303	30	103	22	1	359	659	219	182	923	21
区部 計	1,517	904	613	1,211	185	22	84	14	1	291	405	165	113	526	17
千代田区	24	24		24						22	1	1			
中央区	24	24		14	1	1	7	1			23			1	
港区	27	13	14	21			4	2		12	12	1		2	
新宿区	47	47		45	1		1			27	11		8	1	
文京区	31	25	6	28			2			13	7		5	6	
台東区	32	30	2	25			7			9	21		1	1	
墨田区	48	32	16	41		1	3	3		13	8	5	4	18	
江東区	51	49	2	41	5		5				38	6		7	
品川区	53	26	27	45	4		4			9	9	9	16	10	
目黒区	40	27	13	34	1	1	3	1		1	19	4	5	11	
大田区	87	72	15	66	12		8		1	35	25	3	10	14	
世田谷区	127	50	77	67	45	9	3	3		10	31	24	21	41	
渋谷区	49	49		34	12	2		1		34	8	4	3		
中野区	42	29	13	32	6		3	1		5	24		1		12
杉並区	71	46	25	51	14		6			8	22	14	2	25	
豊島区	55	42	13	43	5	1	6			15	16		9	15	
北区	48	40	8	35	8	3	2			17	9	13	2	3	4
荒川区	38	15	23	35	1		2			8	4	5	5	16	
板橋区	106	68	38	96	9		1			14	23	8	10	51	
練馬区	127	64	63	108	15		4			7	32	24	5	59	
足立区	209	50	159	187	20		2			8	32	16	2	150	1
葛飾区	137	42	95	122	10		5			10	21	12	1	93	
江戸川区	44	40	4	17	16	3	6	2		14	9	16	3	2	
市部 計	840	409	431	688	117	8	19	8		68	249	54	69	396	4
八王子市	93	17	76	73	17		2	1		6	28	6	17	36	
立川市	39	35	4	34	2	2	1			5	20		5	9	
武蔵野市	64	2	62	47	14	1	1	1		2	18	9		35	
三鷹市	30	24	6	24	2		3	1		1	7		2	19	1
青梅市	12	8	4	9	3						9		3		
府中市	40	22	18	29	10		1			2	21	7	1	9	
昭島市	17	17		16	1					4	7		3	3	
調布市	41	41		35	5		1			3	17	1	1	19	
町田市	65	12	53	46	15		4				23	1	5	36	
小金井市	21	18	3	18	2		1				7	4	1	9	
小平市	64	27	37	62	2					1	12		8	43	
日野市	74	45	29	68	5					17	26		3	26	2
東村山市	41	21	20	36	2	1					10		3	28	
国分寺市	17	16	1	2	13		2			5	3	2	3	4	
国立市	17	17		16	1						5	1	2	9	
福生市	13	7	6	11	1						5		8	2	
狛江市	14	2	12	14						3		8		2	1
東大和市	22	19	3	22						12	3	3	3	1	
清瀬市	22	5	17	18	2					1	3		1	17	
東久留米市	17	8	9	16	1									17	
武蔵村山市															
多摩市	19	11	8	15	4					2	5	4	2	6	
稲城市	13	7	6	11	2						3	3		7	
羽村市	12	12		12							4	2		6	
あきる野市	12	12		12							5	1	4	2	
西東京市	61	4	57	42	13	4		2			10	4	2	45	
町村部計	6	6		5	1						5			1	
瑞穂町	2	2		1	1						2				
日の出町															
檜原村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

	面 積 (m <sup>2</sup> )		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)		
	敷地	延床					自転車	原付
総 数	988,302	1,035,101	920,829	883,729	37,100	628,850	609,393	19,457
区 部 計	602,104	615,693	539,434	525,719	13,715	379,946	373,185	6,761
千 代 田 区	2,937	2,937	2,372	2,230	142	1,756	1,663	93
中 央 区	28,575	28,575	7,923	7,762	161	7,775	7,762	13
港 区	10,645	10,523	6,627	6,283	344	4,326	4,133	193
新 宿 区	9,806	10,059	8,363	7,633	730	4,906	4,581	325
文 京 区	5,501	5,501	3,882	3,882		2,147	2,147	
台 東 区	14,683	12,213	7,722	7,602	120	5,057	5,041	16
墨 田 区	19,970	18,749	17,313	17,226	87	11,194	11,171	23
江 東 区	25,728	9,240	22,196	21,703	493	17,913	17,609	304
品 川 区	25,423	26,423	14,139	12,691	1,448	9,183	8,377	806
目 黒 区	12,486	13,941	9,590	9,333	257	5,462	5,349	113
大 田 区	34,505	40,844	35,211	34,636	575	29,731	29,382	349
世 田 谷 区	58,804	61,926	51,438	49,630	1,808	39,172	38,242	930
渋 谷 区	8,841	9,444	7,697	6,692	1,005	6,284	5,573	711
中 野 区	21,186	21,311	18,006	17,744	262	13,351	13,151	200
杉 並 区	34,573	37,564	35,279	34,978	301	29,495	29,443	52
豊 島 区	17,668	19,762	17,283	17,046	237	10,985	10,876	109
北 川 区	23,013	9,130	23,437	22,808	629	14,960	14,554	406
荒 川 区	10,682	5,392	10,466	10,397	69	7,940	7,880	60
板 橋 区	34,315	36,945	30,009	28,577	1,432	20,093	19,613	480
練 馬 区	44,086	51,988	51,873	50,569	1,304	36,059	35,547	512
足 立 区	69,432	76,320	62,475	61,272	1,203	37,369	36,872	497
葛 飾 区	46,773	51,814	40,405	39,818	587	26,033	25,811	222
江 戸 川 区	42,472	55,092	55,728	55,207	521	38,755	38,408	347
市 部 計	384,467	416,611	379,884	356,610	23,274	247,612	234,970	12,642
八 王 子 市	37,353	50,309	35,054	29,415	5,639	21,168	18,935	2,233
立 川 市	24,907	25,244	20,737	20,148	589	13,117	12,802	315
武 藏 野 市	29,089	39,726	35,057	34,181	876	24,639	24,239	400
三 鷹 市	12,392	12,477	10,675	10,527	148	6,696	6,645	51
青 梅 市	6,873	9,703	7,521	6,778	743	4,289	3,870	419
府 中 市	21,308	25,588	22,401	21,555	846	14,780	14,274	506
昭 島 市	10,281	10,728	12,372	12,104	268	6,062	5,978	84
調 布 市	24,495	28,458	26,318	25,286	1,032	14,832	14,512	320
町 田 市	25,472	30,107	24,363	20,223	4,140	20,877	17,640	3,237
小 金 井 市	15,575	15,757	11,895	11,671	224	5,574	5,515	59
小 平 市	26,518	1,754	24,343	23,608	735	14,109	13,778	331
日 野 市	19,722	21,711	18,670	17,184	1,486	11,487	10,420	1,067
東 村 山 市	13,742	13,742	14,809	14,333	476	10,402	10,063	339
国 分 寺 市	11,611	15,818	14,751	14,326	425	9,039	8,853	186
国 立 市	9,741	10,804	9,931	9,791	140	6,781	6,704	77
福 生 市	8,106	8,387	5,636	5,257	379	2,410	2,276	134
狛 江 市	9,863	10,012	6,434	6,132	302	5,717	5,510	207
東 大 和 市	8,403	8,422	8,909	8,728	181	8,501	8,330	171
清 潤 市	7,248	8,621	7,523	7,176	347	6,281	6,141	140
東 久 留 米 市	7,629	8,242	6,097	5,724	373	4,376	4,158	218
武 藏 村 山 市								
多 摂 市	13,345	15,934	12,169	10,036	2,133	6,702	5,678	1,024
稻 城 市	6,986	7,783	5,642	5,044	598	4,700	4,237	463
羽 村 市	6,089	6,089	6,571	6,369	202	4,744	4,552	192
あ き る 野 市	5,453	5,453	6,278	5,979	299	4,810	4,657	153
西 東 京 市	22,266	25,742	25,728	25,035	693	15,519	15,203	316
町 村 部 計	1,731	2,797	1,511	1,400	111	1,292	1,238	54
瑞 穂 町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,205	1,163	42
日 の 出 町								
檜 原 村								
奥 多 摂 町	149	149	125	113	12	87	75	12

# イ 設置者別整備状況

## (ア) 区市町村

設置数	構 造	敷地形態											
		平面式	立体式		地下式		その他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	1,319	1,015	182	23	85	14		336	558	87	89	243	6
区 部 計	904	667	134	21	72	10		283	390	69	58	102	2
千代田区	24	24						22	1	1			
中央区	24	14	1	1	7	1			23			1	
港区	13	7			4	2		6	7				
新宿区	47	45	1		1			27	11		8	1	
文京区	25	23			2			13	7		5		
台東区	30	24			6			9	21				
墨田区	32	29		1	2			13	8	3	4	4	
江東区	49	39	5		5				36	6	7		
品川区	26	20	3		3			8	9	3	5	1	
目黒区	27	21	1	1	3	1		1	19	1	3	3	
大田区	72	54	12		6			35	25	1	5	6	
世田谷区	50	11	28	9		2		9	30		6	5	
渋谷区	49	34	12	2		1		34	8	4	3		
中野区	29	21	4		3	1		5	24				
杉並区	46	31	10		5			8	21	4		13	
豊島区	42	33	3	1	5			15	16		5	6	
北区	40	29	6	3	2			17	9	10	2		2
荒川区	15	12	1		2			8	4	2		1	
板橋区	68	59	8		1			14	23	7	4	20	
練馬区	64	49	11		4			7	32		3	22	
足立区	50	42	7		1			8	29	7	1	5	
葛飾区	42	32	6		4			10	20	6	1	5	
江戸川区	40	14	15	3	6	2		14	7	14	3	2	
市 部 計	409	343	47	2	13	4		53	163	18	31	140	4
八王子市	17	16	1						8	1	3	5	
立川市	35	30	2	2	1			5	20		2	8	
武蔵野市	2		2							1		1	
三鷹市	24	19	1		3	1		1	7			15	1
青梅市	8	7	1						5		3		
府中市	22	18	4						11	1	1	9	
昭島市	17	16	1					4	7		3	3	
調布市	41	35	5		1			3	17	1	1	19	
町田市	12	4	5		3				10		2		
小金井市	18	15	2		1				7	4	1	6	
小平市	27	25	2					1	12		4	10	
日野市	45	44	1					15	19		1	8	2
東村山市	21	18	1			2			10		2	9	
国分寺市	16	2	12		2			5	3	2	3	3	
国立市	17	16	1						5	1	2	9	
福生市	7	5	1		1				5			2	
狛江市	2	2						1				1	
東大和市	19	19						12	3	2	1	1	
清瀬市	5	4			1			1				4	
東久留米市	8	7	1									8	
武蔵村山市													
多摩市	11	8	3					1	5	2		3	
稲城市	7	7										7	
羽村市	12	12						4	2			6	
あきる野市	12	12							5	1	4	2	
西東京市	4	2	1			1			2	2			
町村部計	6	5	1					5			1		
瑞穂町	2	1	1						2				
日の出町													
檜原村													
奥多摩町	4	4							3			1	

	面 積 (m <sup>2</sup> )		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	686,144	704,282	617,930	599,223	18,707	428,505	418,407	10,098
区 部 計	455,854	475,238	402,922	393,469	9,453	289,980	285,048	4,932
千 代 田 区	2,937	2,937	2,372	2,230	142	1,756	1,663	93
中 央 区	28,575	28,575	7,923	7,762	161	7,775	7,762	13
港 区	7,589	7,467	5,038	4,736	302	3,442	3,290	152
新 宿 区	9,806	10,059	8,363	7,633	730	4,906	4,581	325
文 京 区	4,574	4,574	2,974	2,974		1,819	1,819	
台 東 区	11,283	10,665	6,688	6,643	45	4,295	4,279	16
墨 田 区	12,528	13,496	10,949	10,949		8,723	8,723	
江 東 区	25,611	9,240	22,069	21,576	493	17,913	17,609	304
品 川 区	18,905	19,905	8,646	7,677	969	5,743	5,206	537
目 黒 区	9,804	10,250	7,390	7,163	227	4,068	3,967	101
大 田 区	29,637	35,976	31,108	30,641	467	26,619	26,323	296
世 田 谷 区	25,749	28,684	24,490	23,815	675	19,772	19,379	393
渋 谷 区	8,841	9,444	7,697	6,692	1,005	6,284	5,573	711
中 野 区	19,532	19,657	16,710	16,504	206	12,372	12,205	167
杉 並 区	28,380	31,143	29,070	28,995	75	24,674	24,646	28
豊 島 区	15,082	16,507	13,624	13,405	219	8,591	8,487	104
北 区	19,140	9,130	20,553	19,933	620	13,051	12,654	397
荒 川 区	7,905	5,392	7,988	7,963	25	5,566	5,550	16
板 橋 区	29,414	31,874	22,943	21,635	1,308	16,256	15,807	449
練 馬 区	33,818	42,080	32,946	32,228	718	22,526	22,223	303
足 立 区	33,097	37,108	30,849	30,542	307	17,244	17,169	75
葛 飾 区	35,384	40,192	30,054	29,771	283	20,272	20,148	124
江 戸 川 区	38,263	50,883	52,478	52,002	476	36,313	35,985	328
市 部 計	228,559	226,247	213,497	204,354	9,143	137,233	132,121	5,112
八 王 子 市	4,831	4,955	3,052	2,770	282	2,296	2,077	219
立 川 市	23,967	24,304	19,173	18,615	558	11,998	11,705	293
武 藏 野 市	2,902	3,383	2,869	2,804	65	1,999	1,969	30
三 鷹 市	9,937	10,219	8,977	8,844	133	5,700	5,664	36
青 梅 市	3,199	3,469	2,950	2,736	214	2,066	1,904	162
府 中 市	11,532	12,915	12,012	11,790	222	7,510	7,354	156
昭 島 市	10,281	10,728	12,372	12,104	268	6,062	5,978	84
調 布 市	24,495	28,458	26,318	25,286	1,032	14,832	14,512	320
町 田 市	7,346	8,519	6,485	5,955	530	5,231	4,749	482
小 金 井 市	12,737	12,919	9,026	8,852	174	5,574	5,515	59
小 平 市	19,792	1,754	18,336	17,642	694	10,695	10,373	322
日 野 市	13,425	13,783	12,372	11,496	876	7,912	7,167	745
東 村 山 市	13,742	13,742	10,160	9,885	275	7,434	7,252	182
国 分 寺 市	10,014	12,592	11,752	11,451	301	7,221	7,099	122
国 立 市	9,741	10,804	9,931	9,791	140	6,781	6,704	77
福 生 市	5,863	6,144	4,363	4,031	332	1,719	1,613	106
狛 江 市	1,675	1,675	702	640	62	632	571	61
東 大 和 市	5,354	5,373	6,543	6,382	161	6,298	6,137	161
清 瀬 市	5,043	5,043	4,242	3,970	272	3,487	3,397	90
東 久 留 米 市	4,881	5,496	4,077	3,754	323	2,852	2,664	188
武 藏 村 山 市								
多 摂 市	8,702	10,872	8,582	7,108	1,474	4,540	3,854	686
稻 城 市	2,989	2,989	2,070	1,896	174	2,009	1,847	162
羽 村 市	6,089	6,089	6,571	6,369	202	4,744	4,552	192
あ き る 野 市	5,453	5,453	6,278	5,979	299	4,810	4,657	153
西 東 京 市	4,569	4,569	4,284	4,204	80	2,831	2,807	24
町 村 部 計	1,731	2,797	1,511	1,400	111	1,292	1,238	54
瑞 穂 町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,205	1,163	42
日 の 出 町								
檜 原 村								
奥 多 摂 町	149	149	125	113	12	87	75	12

## (1) 鉄道会社及び関連会社

設置数	構 造	敷地形態											
		平 面 式	立体式		地下式		そ不 の明 他・	道 路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	170	143	26		1				1	81	58	29	1
区 部 計	124	100	23		1				62	46	15	1	
台 東 区	1	1									1		
墨 田 区	6	6								1		5	
品 川 区	11	10	1							4	7		
目 黒 区	5	5								3	1	1	
大 田 区	7	7								2	5		
世 田 谷 区	39	24	14		1				22	15	2		
中 野 区	1	1								1			
杉 並 区	5	2	3							3	2		
豊 島 区	6	4	2							4		2	
北 区	3	1	2							3			
荒 川 区	5	5								1	4		
板 橋 区	8	8								1	5	2	
練 馬 区	14	14								10	1	3	1
足 立 区	8	8								7			
葛 飾 区	5	4	1							5			
市 部 計	46	43	3						1	19	12	14	
八 王 子 市	3	3								1		2	
立 川 市	3	3									3		
武 藏 野 市	6	5	1						1	5			
町 田 市	4	4								3		1	
小 平 市	2	2								2			
狛 江 市	8	8								8			
東 大 和 市	3	3								1	2		
清 濑 市	1	1									1		
東 久 留 米 市	5	5									1	5	
多 摩 市	1	1											
稻 城 市	1	1								1			
西 東 京 市	9	7	2							2	1	6	

## (ウ) 公益法人等

設置数	構 造	敷地形態											
		平 面 式	立体式		地下式		そ不 の明 他・	道 路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	172	107	56	4	4	1		11	83	26	17	35	
区 部 計	13	11	2					2		10	1		
品 川 区	1	1							1				
世 田 谷 区	1	1							1				
練 馬 区	11	9	2							10	1		
市 部 計	159	96	54	4	4	1		9	83	16	16	35	
八 王 子 市	42	23	16		2	1		2	20	4	9	7	
武 藏 野 市	36	26	9		1			2	17	3		14	
青 梅 市	4	2	2							4			
府 中 市	18	11	6		1				2	10	6		
町 田 市	16	8	8						2	12	1	2	1
日 野 市	12	10	2						2	7		2	1
清 濑 市	2		2							2			
多 摩 市	5	4	1						1		2		1
稻 城 市	4	2	2							3	1		
西 東 京 市	20	10	6	4					8		1	11	

	面 積 (m <sup>2</sup> )		収容能力 (台)			実収容 台数 (台)		
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	79,987	80,238	66,420	63,530	2,890	47,088	45,644	1,444
区 部 計	57,203	55,381	47,047	45,367	1,680	32,018	31,281	737
台 東 区	486	486	425	425		425	425	
墨 田 区	2,775	2,775	1,332	1,287	45	823	821	2
品 川 区	4,705	4,705	3,292	3,046	246	1,866	1,717	149
目 黒 区	1,865	2,874	1,639	1,639		1,172	1,172	
大 田 区	2,983	2,983	2,893	2,818	75	2,008	1,986	22
世 田 谷 区	26,133	26,220	20,044	19,097	947	14,506	14,033	473
中 野 区	85	85	40		40	24		24
杉 並 区	1,864	2,092	1,577	1,464	113	1,089	1,081	8
豊 島 区	2,193	2,862	2,741	2,741		2,053	2,053	
北 区	2,993		1,955	1,955		1,164	1,164	
荒 川 区	792		783	773	10	742	732	10
板 橋 区	3,337	3,337	1,988	1,962	26	1,067	1,066	1
練 馬 区			2,728	2,634	94	1,831	1,821	10
足 立 区	4,302	4,272	3,747	3,677	70	2,037	2,008	29
葛 飾 区	2,690	2,690	1,863	1,849	14	1,211	1,202	9
市 部 計	22,784	24,857	19,373	18,163	1,210	15,070	14,363	707
八 王 子 市	1,527	1,527	610	385	225	281	213	68
立 川 市	940	940	1,164	1,133	31	792	770	22
武 蔵 野 市	1,732	4,216	4,038	3,970	68	2,958	2,922	36
町 田 市	1,635	1,635	1,200	866	334	1,153	853	300
小 平 市	560		580	580		245		
狛 江 市	7,445	7,594	5,185	4,950	235	4,654	4,510	144
東 大 和 市	3,049	3,049	2,366	2,346	20	2,203	2,193	10
清 瀬 市			187	187		170	170	
東 久 留 米 市	1,924	1,924	1,353	1,343	10	1,109	1,101	8
多 摩 市	842	842	303	70	233	136	46	90
稻 城 市	876	876	695	664	31	214	200	14
西 東 京 市	2,254	2,254	1,692	1,669	23	1,155	1,140	15

	面 積 (m <sup>2</sup> )		収容能力 (台)			実収容 台数 (台)		
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	104,809	140,035	111,640	100,863	10,777	73,812	68,107	5,705
区 部 計	10,527	10,167	8,228	7,896	332	5,256	5,099	157
品 川 区	239	239	82	44	38	74	40	34
世 田 谷 区	20	20	12		12	1		1
練 馬 区	10,268	9,908	8,134	7,852	282	5,181	5,059	122
市 部 計	94,282	129,868	103,412	92,967	10,445	68,556	63,008	5,548
八 王 子 市	27,202	40,034	28,370	23,875	4,495	17,045	15,180	1,865
武 蔵 野 市	22,096	29,769	24,348	23,747	601	17,849	17,523	326
青 梅 市	3,674	6,234	4,571	4,042	529	2,223	1,966	257
府 中 市	9,776	12,673	10,389	9,765	624	7,270	6,920	350
町 田 市	10,339	13,030	9,828	7,210	2,618	8,328	6,468	1,860
日 野 市	3,692	4,687	3,564	3,153	411	1,800	1,573	227
清 瀬 市	924	2,297	1,781	1,734	47	1,774	1,734	40
多 摩 市	3,124	3,536	2,581	2,225	356	1,529	1,325	204
稻 城 市	1,921	2,718	2,129	1,828	301	1,916	1,698	218
西 東 京 市	11,534	14,890	15,851	15,388	463	8,822	8,621	201

## (イ) 民間事業者(個人営業含む)

△	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	691	631	37	2	13	7	1	12	13	25	18	609	14
区 部 計	465	425	24		11	4	1	6	11	24	8	402	14
港区	14	14						6	5	1		2	
文京区	4	4										4	
台東区	1				1							1	
墨田区	10	6			1	3					1	9	
江東区	2	2							2				
品川区	15	14			1					2	4	9	
目黒区	8	8									1	7	
大田区	8	5			2		1					8	
世田谷区	36	30	3		2	1				2		34	
中野区	12	10	2										12
杉並区	19	17	1		1						7		
豊島区	7	6			1							7	
北区	5	5										3	
荒川区	18	18								2	1	15	
板橋区	30	29	1								1	29	
練馬区	38	36	2							4		34	
足立区	147	135	11		1				3	2	1	141	
葛飾区	89	85	3		1				1	1		87	
江戸川区	2	1	1							2			
市 部 計	226	206	13	2	2	3		6	2	1	10	207	
八王子市	31	31						4			5	22	
立川市	1	1										1	
武蔵野市	20	16	2	1		1						20	
三鷹市	6	5	1								2	4	
町田市	33	30	2		1				1			32	
小金井市	3	3										3	
小平市	35	35									2	33	
日野市	17	14	2				1					17	
東村山市	20	18	1	1							1	19	
国分寺市	1		1									1	
福生市	6	6										6	
狛江市	4	4										2	
清瀬市	14	13			1							13	
東久留米市	4	4										4	
多摩市	2	2										2	
稻城市	1	1									1		
西東京市	28	23	4			1						28	

## (オ) その他

△	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その他・	道路敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	11	8	2	1					4			7	
区 部 計	11	8	2	1					4			7	
文京区	2	1		1								2	
世田谷区	1	1								1			
杉並区	1	1								1			
足立区	4	2	2									4	
葛飾区	1	1										1	
江戸川区	2	2							2				

	面 積 (m <sup>2</sup> )		収容能力 (台)			実収容 台数 (台)		
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	111,639	104,823	119,850	115,355	4,495	76,338	74,257	2,081
区 部 計	72,797	69,183	76,248	74,229	2,019	49,585	48,779	806
港 区	3,056	3,056	1,589	1,547	42	884	843	41
文 京 区	841	841	718	718		259	259	
台 東 区	2,914	1,062	609	534	75	337	337	
墨 田 区	4,667	2,478	5,032	4,990	42	1,648	1,627	21
江 東 区	118		127	127				
品 川 区	1,574	1,574	2,119	1,924	195	1,500	1,414	86
目 黒 区	817	817	561	531	30	222	210	12
大 田 区	1,885	1,885	1,210	1,177	33	1,104	1,073	31
世 田 谷 区	6,736	6,836	6,863	6,718	145	4,875	4,830	45
中 野 区	1,569	1,569	1,256	1,240	16	955	946	9
杉 並 区	4,226	4,226	4,478	4,395	83	3,630	3,614	16
豊 島 区	393	393	918	900	18	341	336	5
北 区	880		929	920	9	745	736	9
荒 川 区	1,985		1,695	1,661	34	1,632	1,598	34
板 橋 区	1,564	1,734	5,078	4,980	98	2,770	2,740	30
練 馬 区			8,065	7,855	210	6,521	6,444	77
足 立 区	28,136	31,043	24,693	24,009	684	16,014	15,719	295
葛 飾 区	8,579	8,812	8,358	8,068	290	4,452	4,363	89
江 戸 川 区	2,857	2,857	1,950	1,935	15	1,696	1,690	6
市 部 計	38,842	35,640	43,602	41,126	2,476	26,753	25,478	1,275
八 王 子 市	3,793	3,793	3,022	2,385	637	1,546	1,465	81
立 川 市			400	400		327	327	
武 蔵 野 市	2,359	2,359	3,802	3,660	142	1,833	1,825	8
三 鷹 市	2,455	2,258	1,698	1,683	15	996	981	15
町 田 市	6,152	6,923	6,850	6,192	658	6,165	5,570	595
小 金 井 市	2,838	2,838	2,869	2,819	50			
小 平 市	6,166		5,427	5,386	41	3,169	3,160	9
日 野 市	2,605	3,241	2,734	2,535	199	1,775	1,680	95
東 村 山 市			4,649	4,448	201	2,968	2,811	157
国 分 寺 市	1,597	3,226	2,999	2,875	124	1,818	1,754	64
福 生 市	2,243	2,243	1,273	1,226	47	691	663	28
狛 江 市	743	743	547	542	5	431	429	2
清 瀬 市	1,281	1,281	1,313	1,285	28	850	840	10
東 久 留 米 市	824	822	667	627	40	415	393	22
多 摂 市	677	684	703	633	70	497	453	44
稻 城 市	1,200	1,200	748	656	92	561	492	69
西 東 京 市	3,909	4,029	3,901	3,774	127	2,711	2,635	76

	面 積 (m <sup>2</sup> )		収容能力 台数 (台)			実収容 台数 (台)		
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総 数	5,724	5,724	4,989	4,758	231	3,107	2,978	129
区 部 計	5,724	5,724	4,989	4,758	231	3,107	2,978	129
文 京 区	86	86	190	190		69	69	
世 田 谷 区	166	166	29		29	18		18
杉 並 区	103	103	154	124	30	102	102	
足 立 区	3,897	3,897	3,186	3,044	142	2,074	1,976	98
葛 飾 区	120	120	130	130		98	98	
江 戸 川 区	1,352	1,352	1,300	1,270	30	746	733	13

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等  
 ア 区市町村別の現況(駅からの距離、料金形態等)

	設 置 数			駅 か ら の 距 離			管 理 人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	2,363	1,319	1,044	1,257	919	187	705	693	965
区 部 計	1,517	904	613	903	544	70	439	405	673
千 代 田 区	24	24		23		1			24
中 央 区	24	24		23	1		6	2	16
港 区	27	13	14	22	4	1	6		21
新 宿 区	47	47		42	3	2	7	40	
文 京 区	31	25	6	21	10		2	6	23
台 東 区	32	30	2	23	6	3	12	20	
墨 田 区	48	32	16	37	8	3	7		41
江 東 区	51	49	2	41	10		17	29	5
品 川 区	53	26	27	49	4		18	17	18
目 黒 区	40	27	13	26	13	1	11	17	12
大 田 区	87	72	15	52	30	5	29	6	52
世 田 谷 区	127	50	77	78	45	4	37	27	63
渋 谷 区	49	49		26	16	7		49	
中 野 区	42	29	13	24	15	3	25	7	10
杉 並 区	71	46	25	27	42	2	37	9	25
豊 島 区	55	42	13	28	19	8	17	26	12
北 区	48	40	8	21	24	3	18	16	14
荒 川 区	38	15	23	35	3		6		32
板 橋 区	106	68	38	59	42	5	42	17	47
練 馬 区	127	64	63	59	63	5	12	68	47
足 立 区	209	50	159	103	97	9	54	29	126
葛 飾 区	137	42	95	62	67	8	39	17	81
江 戸 川 区	44	40	4	22	22		37	3	4
市 部 計	840	409	431	348	375	117	266	286	288
八 王 子 市	93	17	76	54	35	4	27	17	49
立 川 市	39	35	4	23	11	5	12	17	10
武 蔵 野 市	64	2	62	1	41	22	23	27	14
三 鷹 市	30	24	6	5	17	8	11	17	2
青 梅 市	12	8	4	9	1	2	5	4	3
府 中 市	40	22	18	15	16	9	15	25	
昭 島 市	17	17		9	8		13	4	
調 布 市	41	41		15	21	5	10	12	19
町 田 市	65	12	53	40	23	2	29	32	4
小 金 井 市	21	18	3	1	15	5	14		7
小 平 市	64	27	37	25	31	8	20	13	31
日 野 市	74	45	29	27	25	22	16	14	44
東 村 山 市	41	21	20	16	21	4	10	17	14
国 分 寺 市	17	16	1	4	13		11	5	1
国 立 市	17	17		7	8	2	4	9	4
福 生 市	13	7	6	8	5		2	4	7
狛 江 市	14	2	12	8	3	3	4	5	5
東 大 和 市	22	19	3	16	6		1	2	19
清 瀬 市	22	5	17	19	2	1	13		9
東 久 留 米 市	17	8	9	6	10	1	1	15	1
多 摂 市	19	11	8	4	10	5	7	10	2
稻 城 市	13	7	6	6	7		3	10	
羽 村 市	12	12			10	2		12	
あ き る 野 市	12	12		10	2				12
西 東 京 市	61	4	57	20	34	7	15	15	31
町 村 部 計	6	6		6				2	4
瑞 穂 町	2	2		2				2	
奥 多 摂 町	4	4		4					4

△	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無 料	~100円 /時間	~200円 /時間	~300円 /時間	~500円 /時間	500円~ /時間
総 数	164	157	438	504	171	46	255	1,351	132	30	5	1
区 部 計	30	152	299	322	103	29	63	950	69	2	2	
千代田 区		24						9				
中 央 区	19						19	3				
港 区	4		11				4	16	5			
新 宿 区		24	12					26	1			
文 京 区			19	2				11				
台 東 区		11	5	9				19				
墨 田 区		29	3					18				
江 東 区		1	36	1	2			29	7			
品 川 区			3	25	2	5		18	27			
目 黒 区		9		15				23				
大 田 区		16	25	10			16	46	6			
世 田 谷 区			28	27	1	4	2	105	5		1	
渋 谷 区				8	1			42				
中 野 区		1	17	4	1	7		31	4			
杉 並 区	2		1	47			2	65	2			
豊 島 区		5	3	26	3		1	40				
北 区		17	13	2				22				
荒 川 区		12		6	6		3	16	1			
板 橋 区	5	2	7	41	5	4	6	86			1	
練 馬 区			32	23			1	103				
足 立 区			7	67	30	1	2	138	5	2		
葛 飾 区		1	29	16	53	3	7	40	6			
江 戸 川 区			40					44				
市 部 計	134	5	139	180	68	17	188	399	63	28	3	1
八 王 子 市				3	21	12	6	17	34	13	15	2
立 川 市				13	7			14	20			
武 藏 野 市		1	14	12				45	3	2		
三 鷹 市			1	13	2	1	2	17				
青 梅 市	7			5			7			5		
府 中 市				5	14			17	20			
昭 島 市				10	4				13			
調 布 市				10	9	2	18	11	7			
町 田 市				8	6	3	3	33	21	2		
小 金 井 市				15	3		2	12				
小 平 市		3	18	14	2		4	41				
日 野 市	41		5	10	10	3	41	9	8	4	1	
東 村 山 市	4	1	4	19	2			19	1			
国 分 寺 市			2	5	6		1	7	5			
国 立 市			10				1	10				
福 生 市					8			12				
狛 江 市	2				6		2		9			
東 大 和 市	19		1					19	3			
清 瀬 市			4	2	9			13	3			
東 久 留 米 市			5					12				
多 摂 市	9			7	2	1		9	8			
稻 城 市	7			3	1		2	7	5	1		
羽 村 市	12							12				
あ き る 野 市	12							12				
西 東 京 市	3		1	24	3			46	1			
町 村 部 計				2			4	2				
瑞 穂 町				2				2				
奥 多 摂 町							4					

# イ 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

## (ア) 区市町村

	設 置 数	駅 か ら の 距 離			管 理 人		
		計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣
総 数	1,319	709	481	129	465	507	347
区 部 計	904	547	305	52	345	358	201
千 代 田 区	24	23		1			24
中 央 区	24	23	1		6	2	16
港 区	13	12	1		6		7
新 宿 区	47	42	3	2	7	40	
文 京 区	25	16	9		2	4	19
台 東 区	30	21	6	3	11	19	
墨 田 区	32	25	6	1	3		29
江 東 区	49	40	9		17	29	3
品 川 区	26	26			13	13	
目 黒 区	27	15	11	1	11	15	1
大 田 区	72	41	28	3	26	6	40
世 田 谷 区	50	28	19	3	24	25	1
渋 谷 区	49	26	16	7		49	
中 野 区	29	18	9	2	22	7	
杉 並 区	46	16	29	1	35	9	2
豊 島 区	42	22	14	6	14	24	4
北 区	40	17	20	3	15	14	11
荒 川 区	15	14	1		3		12
板 橋 区	68	35	30	3	35	14	19
練 馬 区	64	26	33	5	5	59	
足 立 区	50	26	21	3	31	15	4
葛 飾 区	42	15	19	8	24	11	7
江 戸 川 区	40	20	20		35	3	2
市 部 計	409	156	176	77	120	147	142
八 王 子 市	17	16	1				17
立 川 市	35	19	11	5	11	17	7
武 蔵 野 市	2		2		2		
三 鷹 市	24	3	14	7	8	16	
青 梅 市	8	5	1	2	1	4	3
府 中 市	22	8	6	8	5	17	
昭 島 市	17	9	8		13	4	
調 布 市	41	15	21	5	10	12	19
町 田 市	12	9	2	1	10		2
小 金 井 市	18	1	12	5	12		6
小 平 市	27	4	15	8	12	11	4
日 野 市	45	15	10	20	2	2	41
東 村 山 市	21	7	11	3	8	9	4
国 分 寺 市	16	4	12		10	5	1
国 立 市	17	7	8	2	4	9	4
福 生 市	7	4	3		2	4	1
狛 江 市	2			2			2
東 大 和 市	19	13	6				19
清 瀬 市	5	2	2	1	5		
東 久 留 米 市	8	2	5	1	1	7	
多 摂 市	11		8	3	3	8	
稻 城 市	7	3	4			7	
羽 村 市	12		10	2		12	
あ き る 野 市	12	10	2				12
西 東 京 市	4		2	2	1	3	
町 村 部 計	6	6				2	4
瑞 穂 町	2	2				2	
奥 多 摂 町	4	4					4

△	料金形態										
	定期利用						一時利用				
	無 料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無 料	~100円 /時間	~200円 /時間	~300円 /時間	~500円 /時間
総 数	163	156	374	303	17	15	252	668	54	1	
区 部 計	30	152	280	228	5	13	62	525	37		
千 代 田 区		24						9			
中 央 区	19						19	3			
港 区	4		8				4	3	5		
新 宿 区		24	12					26	1		
文 京 区			19	1				6			
台 東 区			11	4	9			17			
墨 田 区			29	3				3			
江 東 区		1	36		1	2		27		7	
品 川 区				3	17	2			21		
目 黒 区		9			15			10			
大 田 区		16	24		8		16	35		2	
世 田 谷 区			26		11		2	38			
渋 谷 区				8	1			42			
中 野 区		1	17		2			22		1	
杉 並 区	2				43		2	42			
豊 島 区		5	1	25		1	1	27			
北 区		17	13					14			
荒 川 区		12		3			3	3			
板 橋 区	5	2	5	41			6	53			
練 馬 区			29	14			1	49			
足 立 区			3	35			1	35			
葛 飾 区		1	29	2			7	21			
江 戸 川 区				40				40			
市 部 計	133	4	94	73	12	2	186	141	17	1	
八 王 子 市							17				
立 川 市				12	6		14	17			
武 藏 野 市			1	1				2			
三 鷹 市			1	11	1		2	14			
青 梅 市	7				1		7			1	
府 中 市				5			17	5			
昭 島 市			10	4				13			
調 布 市	18		10	9		2	18	11		7	
町 田 市			4	4	2		2	5		4	
小 金 井 市			13	2			2	11			
小 平 市		3	18	1			4	18			
日 野 市	41		1	1	2		41	1		1	
東 村 山 市	4	1		15	1			7		1	
国 分 寺 市			2	5	5		1	7		4	
国 立 市			10				1	10			
福 生 市				7				6			
狛 江 市	2						2				
東 大 和 市	19						19				
清 瀬 市				4	1			5			
東 久 留 米 市				5				3			
多 摂 市	8			3			8	3			
稻 城 市	7						7				
羽 村 市	12						12				
あ き る 野 市	12						12				
西 東 京 市	3			1				3			
町 村 部 計				2			4	2			
瑞 穂 町					2			2			
奥 多 摂 町							4				

## (イ) 鉄道会社及び関連会社

	設 置 数	駅 か ら の 距 離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	170	113	53	4	38	34	98
区 部 計	124	86	35	3	26	13	85
台 東 区	1	1				1	
墨 田 区	6	5	1				6
品 川 区	11	11			5	3	3
目 黒 区	5	4	1			2	3
大 田 区	7	6	1		3		4
世 田 谷 区	39	22	16	1	8		31
中 野 区	1			1			1
杉 並 区	5	3	2				5
豊 島 区	6	4	2		2	2	2
北 区	3	1	2		2	1	
荒 川 区	5	5					5
板 橋 区	8	6	1	1	2		6
練 馬 区	14	7	7			1	13
足 立 区	8	7	1		4		4
葛 飾 区	5	4	1			3	2
市 部 計	46	27	18	1	12	21	13
八 王 子 市	3	3			1		2
立 川 市	3	3					3
武 藏 野 市	6	1	4	1	2	2	2
町 田 市	4	3	1		2	2	
小 平 市	2	1	1		1		1
柏 江 市	8	5	3		4	4	
東 大 和 市	3	3			1	2	
清 瀬 市	1	1					1
東 久 留 米 市	5	3	2			5	
多 摩 市	1	1			1		
稻 城 市	1		1			1	
西 東 京 市	9	3	6			5	4

## (ウ) 公益法人等

	設 置 数	駅 か ら の 距 離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	172	60	92	20	97	71	4
区 部 計	13	5	8		5	7	1
品 川 区	1		1				1
世 田 谷 区	1	1				1	
練 馬 区	11	4	7		5	6	
市 部 計	159	55	84	20	92	64	3
八 王 子 市	42	21	21		24	17	1
武 藏 野 市	36		23	13	14	22	
青 梅 市	4	4			4		
府 中 市	18	7	10	1	10	8	
町 田 市	16	9	7		13	3	
日 野 市	12	4	6	2	6	6	
清 瀬 市	2	2			2		
多 摩 市	5	3	1	1	3	1	1
稻 城 市	4	2	2		3	1	
西 東 京 市	20	3	14	3	13	6	1

	料金形態										
	定期利用						一時利用				
	無 料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無 料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間
総 数			9	42	3	3		143	14	1	
区 部 計			5	34	2	1		105	13		
台 東 区								1			
墨 田 区					7			5			
品 川 区								7			
目 黒 区								5			
大 田 区			1	2				4		3	
世 田 谷 区			1	16		1		34	3		
中 野 区				1					1		
杉 並 区				2	1	1			5		
豊 島 区					2				6		
北 区									3		
荒 川 区				1		1			5		
板 橋 区									7		
練 馬 区					1				14		
足 立 区						4			6		
葛 飾 区									3	2	
市 部 計			4	8	1	2		38	1	1	
八 王 子 市						1			1		
立 川 市				1					2		
武 藏 野 市				1					5		
町 田 市				1	1	1			3	1	
小 平 市					1				1		
狛 江 市					5				6		
東 大 和 市				1					3		
清 濑 市									1		
東 久 留 米 市									5		
多 摆 市					1				1		
稻 城 市							1		1		
西 東 京 市									9		

	料金形態										
	定期利用						一時利用				
	無 料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無 料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間
総 数		1	35	74	32	6		92	24	20	1
区 部 計			3	7				13			
品 川 区								1			
世 田 谷 区								1			
練 馬 区			3	7				11			
市 部 計		1	32	67	32	6		79	24	20	1
八 王 子 市				3	19	11	5		11	10	12
武 藏 野 市		1	12	11					24		1
青 梅 市					4					4	
府 中 市			5	9				15			
町 田 市		3	1	11	1			3	9	2	
日 野 市			2	7	2			5	3	2	
清 濑 市					2				2		
多 摆 市			3	1	1				4		
稻 城 市			3	1					3	1	
西 東 京 市		1	18	1				12	1		

(I) 民間事業者(個人営業含む)

	設 置 数	駅 か ら の 距 離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	691	368	290	33	101	79	511
区 部 計	465	258	193	14	59	25	381
港 区	14	10	3	1			14
文 京 区	4	3	1				4
台 東 区	1	1			1		
墨 田 区	10	7	1	2	4		6
江 東 区	2	1	1				2
品 川 区	15	12	3			1	14
目 黒 区	8	7	1				8
大 田 区	8	5	1	2			8
世 田 谷 区	36	26	10		5	1	30
中 野 区	12	6	6		3		9
杉 並 区	19	8	10	1	1		18
豊 島 区	7	2	3	2	1		6
北 区	5	3	2		1	1	3
荒 川 区	18	16	2		3		15
板 橋 区	30	18	11	1	5	3	22
練 馬 区	38	22	16		2	2	34
足 立 区	147	67	75	5	18	14	115
葛 飾 区	89	43	46		15	3	71
江 戸 川 区	2	1	1				2
市 部 計	226	110	97	19	42	54	130
八 王 子 市	31	14	13	4	2		29
立 川 市	1	1			1		
武 藏 野 市	20		12	8	5	3	12
三 鷹 市	6	2	3	1	3	1	2
町 田 市	33	19	13	1	4	27	2
小 金 井 市	3		3		2		1
小 平 市	35	20	15		7	2	26
日 野 市	17	8	9		8	6	3
東 村 山 市	20	9	10	1	2	8	10
国 分 寺 市	1		1		1		
福 生 市	6	4	2				6
狛 江 市	4	3		1		1	3
清 瀬 市	14	14			6		8
東 久 留 米 市	4	1	3			3	1
多 摂 市	2		1	1		1	1
稻 城 市	1		1			1	
西 東 京 市	28	14	12	2	1	1	26

(才) その他

	設 置 数	駅 か ら の 距 離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	11	7	3	1	4	2	5
区 部 計	11	7	3	1	4	2	5
文 京 区	2	2				2	
世 田 谷 区	1	1					1
杉 並 区	1		1		1		
足 立 区	4	3		1	1		3
葛 飾 区	1		1				1
江 戸 川 区	2	1	1		2		

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	~999円/ 月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無 料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間	500円~/ 時間
総 数	1		20	84	117	21	3	438	40	8	4	1
区 部 計			11	52	94	14	1	297	19	2	2	
港 区			3					13				
文 京 区				1				3				
台 東 区			1					1				
墨 田 区								10				
江 東 区								2				
品 川 区				1		5		10				
目 黒 区								8				
大 田 区			1		1	2		7		1		
世 田 谷 区				2	1			31	2		1	
中 野 区								9	2			
杉 並 区			1	2				17				
豊 島 区					1			7				
北 区				3	6	3		5				
荒 川 区			1	4	3			8		1		
板 橋 区								26			1	
練 馬 区			4	1				29				
足 立 区				28	29	1	1	93		5	2	
葛 飾 区				14	52	3		16		4		
江 戸 川 区								2				
市 部 計	1		9	32	23	7	2	141	21	6	2	1
八 王 子 市				2	1			22	3	2	1	1
立 川 市				1				1				
武 藏 野 市				2	1	1		14	3	2		
三 鷹 市				2	2	2	1	3				
町 田 市							1	22	7			
小 金 井 市			2	1				1				
小 平 市				12	2			22				
日 野 市			2	2	6	3		3	4	2	1	
東 村 山 市				4	1			12				
国 分 寺 市					1			1				
福 生 市				1				6				
狛 江 市				1				3				
清 瀬 市				1	7			5	3			
東 久 留 米 市								4				
多 摩 市	1		1				1					
稻 城 市				5	2		1					
西 東 京 市								22				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	~999円/ 月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無 料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間	500円~/ 時間
総 数				1	2	1		10				
区 部 計				1	2	1		10				
文 京 区								2				
世 田 谷 区						1		1				
杉 並 区				1				1				
足 立 区					1			4				
葛 飾 区												
江 戸 川 区								2				

## (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

平成26年8月末現在

区市町村	名 称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼動能力(台)	料 金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
文 京 区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	70	500円/回	用意なし	説明なし
台 東 区	台東区レンタサイクル	浅草駅	1	1	平成9年11月	50	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	つくばエクスプレス浅草駅	1	1	平成18年5月	55	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	新御徒町駅	1	1	平成12年12月	70	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	仲御徒町駅	1	1	平成17年3月	69	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
墨 田 区	シェアサイクルコギコギ	錦糸町駅、とうきょうスカイツリー駅、曳舟駅、本所吾妻橋駅、両国駅	4	5	平成24年7月	170	登録料756円 540円/月 最初の30分無料 以降、1時間108円	自動加入	説明あり
	エス・シティレンタサイクルシステム	錦糸町駅、両国駅	5	5	平成22年2月	36	1時間110円から1日 最大530円 ※一部、5時間500円の貸出場所がある。	任意加入	説明あり
江 東 区	江東区臨海部コミュニティサイクル	豊洲駅・東雲駅・国際展示場駅・東京テレポート駅など	1	5	平成24年11月	300	100円/回 500円/日 1,000円/月	自動加入	説明あり
世 田 谷 区	世田谷区・IHI コミュニティサイクル 桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	373	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	121	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	176	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	202	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHI コミュニティサイクル 経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	316	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHI コミュニティサイクル 桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	322	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHI コミュニティサイクル 等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	27	200円/回	自動加入	説明あり
	サイクルシェア	二子玉川駅	4	4	平成24年3月	40	300円/回 3,500円/月	自動加入	説明あり
渋 谷 区	サイカパーク恵比寿	恵比寿駅	5	5	平成17年8月	10	4,000円/月	自動加入	説明あり
	サイカパーク初台	初台駅	5	5	平成22年4月	10	4,000円/月	自動加入	説明あり
練 馬 区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし

・設置主体、運営主体は以下のとおり

1 : 地方公共団体 2 : 区市町村出資の公社・第三セクター 3 : その他の公益法人  
4 : 鉄道事業者及び関連会社 5 : その他の民間事業者 6 : その他

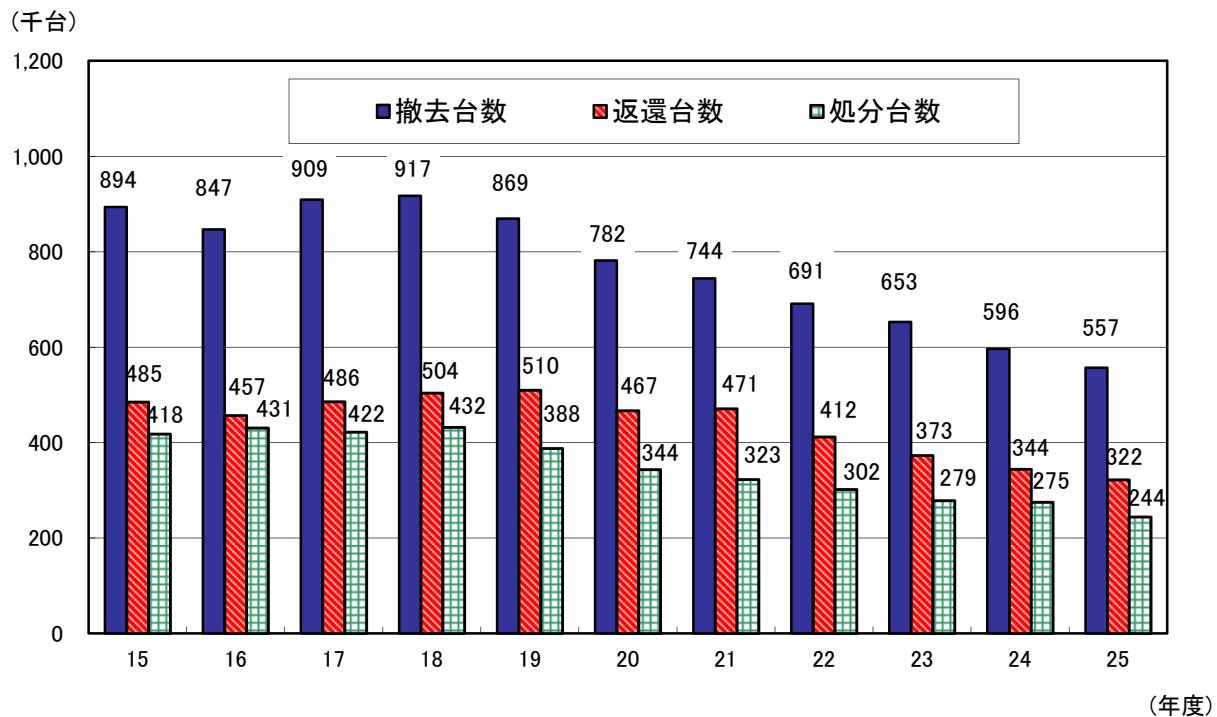
区市町村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼動 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルー ルの 説明
足 立 区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	8	2500円/月	自動 加入	説明 あり
	レンタサイクル	竹の塚駅	1	1	平成25年4月	8	200円/日	自動 加入	説明 あり
	電動自転車レンタサイクル事業	北千住駅	1	2	平成26年7月	20	24,000円/年	自動 加入	説明 あり
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	西葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	葛西臨海公園駅	1	1	平成21年8月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	船堀駅	1	1	平成23年7月	80	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	一之江駅	1	1	平成23年7月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	瑞江駅	1	1	平成25年4月	60	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	篠崎駅	1	1	平成25年4月	50	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	小岩駅	1	1	平成25年4月	80	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	平井駅	1	1	平成25年4月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	東大島駅	1	1	平成25年4月	20	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
立 川 市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	用意 なし	説明 あり
武 蔵 野 市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	43	200円/日 2,500円/月	自動 加入	説明 あり
三 鷹 市	すづかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	52	300円/日 3,000円/月	任意 加入	説明 なし
調 布 市	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	調布駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明 なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	飛田給駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明 なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	仙川駅	3	3	平成16年6月	3	300円/日	自動 加入	説明 なし
小 金 井 市	suicle	東小金井駅	4	4	平成25年11月	75	一時利用 最初の 30分100円以降1 時間毎100円 定期利用 月額 2,500円	自動 加入	説明 あり
東 村 山 市	秋津駅第1駐輪場サイクルシェアリング(社会実験)	秋津駅	3	3	平成23年4月	18	一般 2,000円/月 学生 1,500円/月	用意 なし	説明 なし
福 生 市	たっけ一☆☆サイクル(サイクルシェアリング事業・電動アシスト自転車利用)	拝島駅	1	1	平成24年2月	35	50円/15分、6時間まで500円、9時間まで 1,000円、12時間まで2,000円、24時間まで 3,500円 (最初の30分は無料、その後15分毎に 50円)	自動 加入	説明 なし
		牛浜駅	1	1	平成24年2月		自動 加入	説明 なし	
		福生駅	1	1	平成24年2月		自動 加入	説明 なし	
多 摆 市	-	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意 なし	説明 なし
あ き る 野 市	グリーンチャージ	武蔵五日市駅	5	5	平成22年5月	27	300~600円/時間 900~2,000円/半日 (4時間) 1,400~3,000円/日 (8時間)	自動 加入	説明 あり
西 東 京 市	-	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	200円/日	自動 加入	説明 なし
瑞 穂 町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	5	5	平成24年4月	8	200円/日	用意 なし	説明 なし
奥 多 摆 町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	1,500円/回	任意 加入	説明 あり

(注) レンタサイクル: 貸し出すことを目的として設置する自転車。(シェアリング目的、コミュニティサイクルを含む。)  
 対象は、駅周辺におけるレンタサイクルとし、マンションの住民用など特定の者に利用が限定するものは除く。

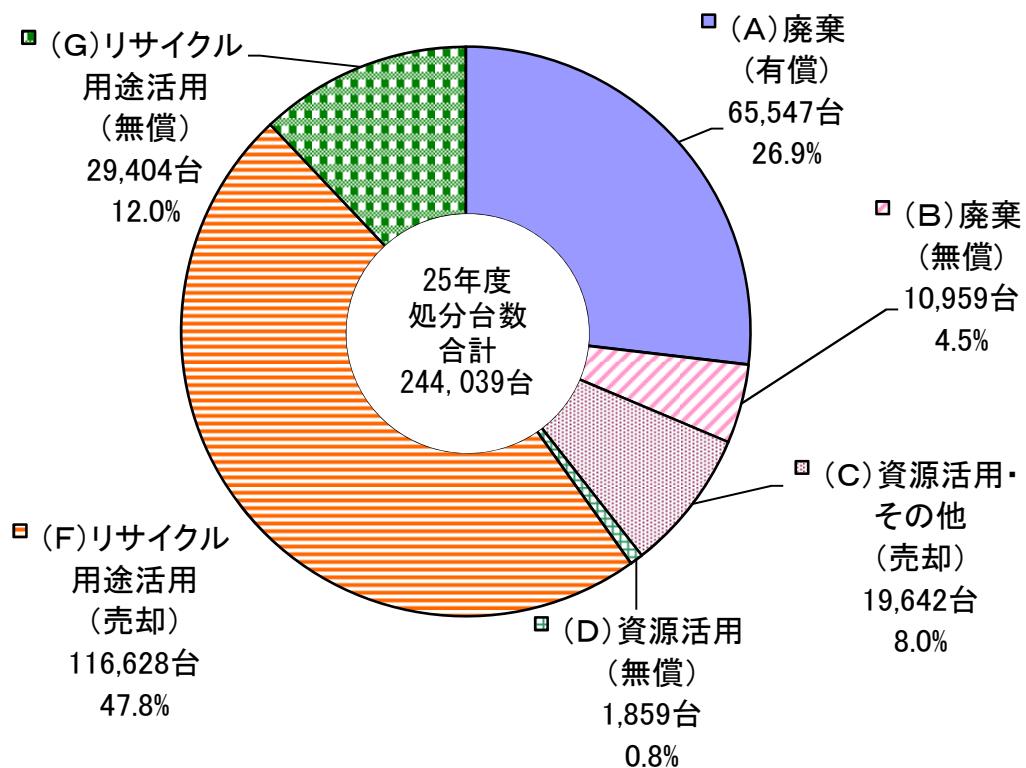
### 3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

#### (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。



#### (2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成25年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成25年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総 数	557,163	552,292	4,871	322,038	318,121	3,917	244,039	241,676	2,363	57.8%
区 部 計	462,021	458,572	3,449	266,364	263,608	2,756	202,368	200,280	2,088	57.7%
千代田区	4,448	4,405	43	2,168	2,142	26	2,280	2,268	12	48.7%
中央区	3,961	3,961	0	266	266	0	3,468	3,468	0	6.7%
港区	8,041	7,963	78	3,263	3,239	24	4,778	4,724	54	40.6%
新宿区	20,706	20,525	181	8,692	8,595	97	11,436	10,214	1,222	42.0%
文京区	7,699	7,699	0	5,440	5,440	0	2,359	2,359	0	70.7%
台東区	15,630	15,630	0	5,151	5,151	0	10,773	10,759	14	33.0%
墨田区	15,611	15,611	0	5,890	5,890	0	6,462	6,462	0	37.7%
江東区	21,069	20,931	138	10,118	10,032	86	10,271	10,216	55	48.0%
品川区	17,711	17,505	206	11,080	10,962	118	6,790	6,696	94	62.6%
目黒区	15,261	15,043	218	10,745	10,558	187	4,766	4,700	66	70.4%
大田区	41,787	41,299	488	26,482	26,035	447	15,305	15,264	41	63.4%
世田谷区	46,527	45,729	798	31,918	31,242	676	15,864	15,725	139	68.6%
渋谷区	21,836	21,459	377	15,665	15,349	316	5,229	5,185	44	71.7%
中野区	18,909	18,909	0	10,328	10,328	0	8,417	8,417	0	54.6%
杉並区	30,466	30,447	19	19,254	19,253	1	11,116	11,076	40	63.2%
豊島区	37,524	37,446	78	22,927	22,881	46	14,597	14,565	32	61.1%
北区	21,939	21,939	0	11,794	11,794	0	10,549	10,549	0	53.8%
荒川区	8,405	8,328	77	3,211	3,165	46	5,695	5,656	39	38.2%
板橋区	21,695	21,262	433	12,527	12,079	448	13,726	13,602	124	57.7%
練馬区	19,419	19,119	300	10,347	10,113	234	10,094	9,998	96	53.3%
足立区	11,309	11,295	14	5,756	5,752	4	5,887	5,872	15	50.9%
葛飾区	19,934	19,934	0	12,285	12,285	0	10,645	10,645	0	61.6%
江戸川区	32,134	32,133	1	21,057	21,057	0	11,861	11,860	1	65.5%
市 部 計	94,765	93,348	1,417	55,585	54,425	1,160	41,395	41,120	275	58.7%
八王子市	6,856	6,407	449	3,388	3,013	375	3,468	3,394	74	49.4%
立川市	7,810	7,737	73	4,843	4,782	61	2,967	2,955	12	62.0%
武蔵野市	8,461	8,433	28	5,487	5,465	22	4,010	3,999	11	64.9%
三鷹市	3,105	3,078	27	1,619	1,598	21	1,603	1,596	7	52.1%
青梅市	433	430	3	231	229	2	219	217	2	53.3%
府 中 市	9,396	9,396	0	5,763	5,763	0	3,790	3,790	0	61.3%
昭 島 市	1,587	1,568	19	614	601	13	1,108	1,108	0	38.7%
調 布 市	13,051	12,919	132	8,945	8,839	106	4,267	4,246	21	68.5%
町 田 市	3,766	3,684	82	1,869	1,802	67	2,736	2,686	50	49.6%
小 金 井 市	5,084	5,041	43	3,233	3,200	33	1,911	1,895	16	63.6%
小 平 市	4,619	4,562	57	2,281	2,240	41	2,349	2,339	10	49.4%
日 野 市	2,763	2,763	0	1,798	1,798	0	965	965	0	65.1%
東 村 山 市	1,550	1,544	6	494	492	2	1,084	1,075	9	31.9%
国 分 寺 市	4,382	4,369	13	2,544	2,535	9	1,818	1,818	0	58.1%
国 立 市	3,960	3,960	0	2,720	2,720	0	1,240	1,240	0	68.7%
福 生 市	839	825	14	515	501	14	261	261	0	61.4%
狛 江 市	1,323	1,294	29	873	844	29	450	450	0	66.0%
東 大 和 市	557	554	3	380	377	3	136	136	0	68.2%
清 潟 市	1,210	1,180	30	593	569	24	507	507	0	49.0%
東久留米市	1,289	1,275	14	809	803	6	461	458	3	62.8%
武蔵村山市	303	294	9	11	10	1	303	294	9	3.6%
多 摂 市	3,862	3,584	278	2,110	1,860	250	1,779	1,755	24	54.6%
稻 城 市	875	861	14	286	279	7	296	289	7	32.7%
羽 村 市	1,456	1,450	6	592	590	2	988	983	5	40.7%
あ き る 野 市	494	487	7	176	169	7	314	314	0	35.6%
西 東 京 市	5,734	5,653	81	3,411	3,346	65	2,365	2,350	15	59.5%
町 村 部 計	377	372	5	89	88	1	276	276	0	23.6%
瑞 穂 町	316	311	5	89	88	1	215	215	0	28.2%
日 の 出 町	61	61	0	0	0	0	61	61	0	0.0%
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
奥 多 摂 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)撤去自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 <A+B+C+D+E>			<A> 廃棄 (有償)			<B> 廃棄 (無償)		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総 数	244,039	241,676	2,363	65,547	65,186	361	10,959	10,916	43
区部計	202,368	200,280	2,088	54,133	53,904	229	8,264	8,223	41
千代田区	2,280	2,268	12	2,196	2,184	12	0	0	0
中央区	3,468	3,468	0	2,956	2,956	0	0	0	0
港区	4,778	4,724	54	0	0	0	0	0	0
新宿区	11,436	10,214	1,222	1,909	1,909	0	0	0	0
文京区	2,359	2,359	0	2,209	2,209	0	0	0	0
台東区	10,773	10,759	14	4,906	4,892	14	0	0	0
墨田区	6,462	6,462	0	3,413	3,413	0	0	0	0
江東区	10,271	10,216	55	7,097	7,042	55	0	0	0
品川区	6,790	6,696	94	122	100	22	0	0	0
目黒区	4,766	4,700	66	0	0	0	0	0	0
大田区	15,305	15,264	41	0	0	0	6,569	6,528	41
世田谷区	15,864	15,725	139	0	0	0	0	0	0
渋谷区	5,229	5,185	44	0	0	0	0	0	0
中野区	8,417	8,417	0	4,933	4,933	0	0	0	0
杉並区	11,116	11,076	40	1,486	1,446	40	0	0	0
豊島区	14,597	14,565	32	12,083	12,051	32	0	0	0
北区	10,549	10,549	0	6,215	6,215	0	0	0	0
荒川区	5,695	5,656	39	0	0	0	0	0	0
板橋区	13,726	13,602	124	4,331	4,277	54	0	0	0
練馬区	10,094	9,998	96	0	0	0	0	0	0
足立区	5,887	5,872	15	277	277	0	0	0	0
葛飾区	10,645	10,645	0	0	0	0	1,695	1,695	0
江戸川区	11,861	11,860	1	0	0	0	0	0	0
市部計	41,395	41,120	275	11,353	11,221	132	2,526	2,524	2
八王子市	3,468	3,394	74	0	0	0	0	0	0
立川市	2,967	2,955	12	2,169	2,157	12	0	0	0
武蔵野市	4,010	3,999	11	1,403	1,403	0	0	0	0
三鷹市	1,603	1,596	7	0	0	0	0	0	0
青梅市	219	217	2	126	126	0	0	0	0
府中市	3,790	3,790	0	0	0	0	0	0	0
昭島市	1,108	1,108	0	60	60	0	0	0	0
調布市	4,267	4,246	21	0	0	0	803	801	2
町田市	2,736	2,686	50	1,615	1,565	50	0	0	0
小金井市	1,911	1,895	16	0	0	0	0	0	0
小平市	2,349	2,339	10	1,623	1,613	10	0	0	0
日野市	965	965	0	692	692	0	0	0	0
東村山市	1,084	1,075	9	0	0	0	0	0	0
国分寺市	1,818	1,818	0	0	0	0	0	0	0
国立市	1,240	1,240	0	0	0	0	0	0	0
福生市	261	261	0	230	230	0	0	0	0
狛江市	450	450	0	0	0	0	379	379	0
東大和市	136	136	0	117	117	0	0	0	0
清瀬市	507	507	0	240	240	0	0	0	0
東久留米市	461	458	3	0	0	0	0	0	0
武藏村山市	303	294	9	303	294	9	0	0	0
多摩市	1,779	1,755	24	24	0	24	1,344	1,344	0
稲城市	296	289	7	296	289	7	0	0	0
羽村市	988	983	5	773	768	5	0	0	0
あきる野市	314	314	0	0	0	0	0	0	0
西東京市	2,365	2,350	15	1,682	1,667	15	0	0	0
町村部計	276	276	0	61	61	0	169	169	0
瑞穂町	215	215	0	0	0	0	169	169	0
日の出町	61	61	0	61	61	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

△	<C> 資源活用・その他(売却)			<D> 資源活用(無償)			<E> リサイクル用途活用 <E> = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳①		
										(F) 売却		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総数	19,642	19,560	82	1,859	1,735	124	146,032	144,279	1,753	116,628	114,929	1,699
区部計	16,664	16,591	73	1,251	1,134	117	122,056	120,428	1,628	99,930	98,356	1,574
千代田区	0	0	0	0	0	0	84	84	0	84	84	0
中央区	0	0	0	0	0	0	512	512	0	494	494	0
港区	0	0	0	0	0	0	4,778	4,724	54	408	408	0
新宿区	0	0	0	0	0	0	9,527	8,305	1,222	6,727	5,505	1,222
文京区	0	0	0	0	0	0	150	150	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0	0	5,867	5,867	0	5,017	5,017	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	3,049	3,049	0	2,198	2,198	0
江東区	0	0	0	7	7	0	3,167	3,167	0	0	0	0
品川区	5,911	5,839	72	0	0	0	757	757	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	141	100	41	4,625	4,600	25	4,625	4,600	25
大田区	0	0	0	0	0	0	8,736	8,736	0	8,135	8,135	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	15,864	15,725	139	15,470	15,331	139
渋谷区	0	0	0	1,064	1,027	37	4,165	4,158	7	4,040	4,033	7
中野区	0	0	0	0	0	0	3,484	3,484	0	2,685	2,685	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	9,630	9,630	0	8,804	8,804	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	2,514	2,514	0	1,250	1,250	0
北区	0	0	0	0	0	0	4,334	4,334	0	4,064	4,064	0
荒川区	0	0	0	39	0	39	5,656	5,656	0	4,956	4,956	0
板橋区	0	0	0	0	0	0	9,395	9,325	70	9,016	8,946	70
練馬区	0	0	0	0	0	0	10,094	9,998	96	9,943	9,847	96
足立区	0	0	0	0	0	0	5,610	5,595	15	3,797	3,782	15
葛飾区	0	0	0	0	0	0	8,950	8,950	0	8,217	8,217	0
江戸川区	10,753	10,752	1	0	0	0	1,108	1,108	0	0	0	0
市部計	2,978	2,969	9	608	601	7	23,930	23,805	125	16,652	16,527	125
八王子市	0	0	0	0	0	0	3,468	3,394	74	3,468	3,394	74
立川市	0	0	0	0	0	0	798	798	0	0	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0	0	2,607	2,596	11	2,357	2,346	11
三鷹市	1,199	1,199	0	324	317	7	80	80	0	80	80	0
青梅市	0	0	0	0	0	0	93	91	2	27	25	2
府中市	1,770	1,770	0	0	0	0	2,020	2,020	0	477	477	0
昭島市	0	0	0	0	0	0	1,048	1,048	0	1,048	1,048	0
調布市	0	0	0	0	0	0	3,464	3,445	19	3,083	3,064	19
町田市	0	0	0	0	0	0	1,121	1,121	0	597	597	0
小金井市	0	0	0	0	0	0	1,911	1,895	16	1,789	1,773	16
小平市	0	0	0	0	0	0	726	726	0	404	404	0
日野市	0	0	0	0	0	0	273	273	0	0	0	0
東村山市	9	0	9	0	0	0	1,075	1,075	0	879	879	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0	1,818	1,818	0	1,818	1,818	0
国立市	0	0	0	0	0	0	1,240	1,240	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0	0	31	31	0	15	15	0
狛江市	0	0	0	0	0	0	71	71	0	71	71	0
東大和市	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0	0	267	267	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0	0	461	458	3	312	309	3
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	0	0	0	0	0	0	411	411	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0	0	215	215	0	214	214	0
あきる野市	0	0	0	284	284	0	30	30	0	13	13	0
西東京市	0	0	0	0	0	0	683	683	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0	0	46	46	0	46	46	0
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	46	46	0	46	46	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無 償			(H) 自 転 車			(I) 原 付				
	計	自 転 車	原 付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	
総 数	29,404	29,350	54	144,279	43,437	95,933	4,909	1,753	110	1,615	28
区部計	22,126	22,072	54	120,428	30,168	85,660	4,600	1,628	15	1,588	25
千代田区	0	0	0	84	84	0	0	0	0	0	0
中央区	18	18	0	512	512	0	0	0	0	0	0
港区	4,370	4,316	54	4,724	408	4,316	0	54	0	54	0
新宿区	2,800	2,800	0	8,305	0	8,305	0	1,222	0	1,222	0
文京区	150	150	0	150	0	150	0	0	0	0	0
台東区	850	850	0	5,867	850	5,017	0	0	0	0	0
墨田区	851	851	0	3,049	2,486	563	0	0	0	0	0
江東区	3,167	3,167	0	3,167	1,566	1,601	0	0	0	0	0
品川区	757	757	0	757	757	0	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	4,600	0	4,600	25	0	0	0	25
大田区	601	601	0	8,736	8,486	250	0	0	0	0	0
世田谷区	394	394	0	15,725	94	15,631	0	139	0	139	0
渋谷区	125	125	0	4,158	125	4,033	0	7	0	7	0
中野区	799	799	0	3,484	3,484	0	0	0	0	0	0
杉並区	826	826	0	9,630	826	8,804	0	0	0	0	0
豊島区	1,264	1,264	0	2,514	1,804	710	0	0	0	0	0
北区	270	270	0	4,334	270	4,064	0	0	0	0	0
荒川区	700	700	0	5,656	600	5,056	0	0	0	0	0
板橋区	379	379	0	9,325	379	8,946	0	70	0	70	0
練馬区	151	151	0	9,998	1	9,997	0	96	0	96	0
足立区	1,813	1,813	0	5,595	5,595	0	0	15	15	0	0
葛飾区	733	733	0	8,950	733	8,217	0	0	0	0	0
江戸川区	1,108	1,108	0	1,108	1,108	0	0	0	0	0	0
市部計	7,278	7,278	0	23,805	13,223	10,273	309	125	95	27	3
八王子市	0	0	0	3,394	3,394	0	0	74	74	0	0
立川市	798	798	0	798	798	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	250	250	0	2,596	0	2,596	0	11	0	11	0
三鷹市	0	0	0	80	80	0	0	0	0	0	0
青梅市	66	66	0	91	25	66	0	2	2	0	0
府中市	1,543	1,543	0	2,020	477	1,543	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	1,048	1,048	0	0	0	0	0	0
調布市	381	381	0	3,445	3,245	200	0	19	19	0	0
町田市	524	524	0	1,121	676	445	0	0	0	0	0
小金井市	122	122	0	1,895	442	1,453	0	16	0	16	0
小平市	322	322	0	726	726	0	0	0	0	0	0
日野市	273	273	0	273	273	0	0	0	0	0	0
東村山市	196	196	0	1,075	196	879	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	1,818	0	1,818	0	0	0	0	0
国立市	1,240	1,240	0	1,240	455	785	0	0	0	0	0
福生市	16	16	0	31	31	0	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	71	28	43	0	0	0	0	0
東大和市	19	19	0	19	19	0	0	0	0	0	0
清瀬市	267	267	0	267	267	0	0	0	0	0	0
東久留米市	149	149	0	458	149	0	309	3	0	0	3
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	411	411	0	411	356	55	0	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	1	1	0	215	215	0	0	0	0	0	0
あきる野市	17	17	0	30	30	0	0	0	0	0	0
西東京市	683	683	0	683	293	390	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	46	46	0	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	46	46	0	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	〈A〉 自転車商組合、 自転車販売業者	〈B〉 その他の 民間事業者	〈C〉 社会福祉法人、シ ルバー人材センター等	〈D〉 一般住民	〈E〉 その他
総 数	43,437	10,249	22,028	9,766	530	864
区部計	30,168	7,480	14,584	7,198	529	377
千 代 田 区	84	84	0	0	0	0
中 央 区	512	494	0	0	0	18
港 区	408	0	0	0	408	0
新 宿 区	0	0	0	0	0	0
文 京 区	0	0	0	0	0	0
台 東 区	850	0	0	850	0	0
墨 田 区	2,486	288	2,198	0	0	0
江 東 区	1,566	0	0	1,566	0	0
品 川 区	757	303	0	454	0	0
目 黒 区	0	0	0	0	0	0
大 田 区	8,486	781	7,354	271	0	80
世 田 谷 区	94	0	0	90	0	4
渋 谷 区	125	0	0	0	120	5
中 野 区	3,484	2,685	0	799	0	0
杉 並 区	826	0	0	826	0	0
豊 島 区	1,804	500	1,250	0	0	54
北 区	270	0	0	270	0	0
荒 川 区	600	0	0	600	0	0
板 橋 区	379	0	0	379	0	0
練 馬 区	1	0	0	0	0	1
足 立 区	5,595	1,638	3,782	0	0	175
葛 飾 区	733	707	0	0	0	26
江 戸 川 区	1,108	0	0	1,093	1	14
市部計	13,223	2,723	7,444	2,568	1	487
八 王 子 市	3,394	0	3,394	0	0	0
立 川 市	798	0	0	798	0	0
武 藏 野 市	0	0	0	0	0	0
三 鷹 市	80	74	0	0	0	6
青 梅 市	25	25	0	0	0	0
府 中 市	477	477	0	0	0	0
昭 島 市	1,048	228	820	0	0	0
調 布 市	3,245	0	3,064	181	0	0
町 田 市	676	437	160	79	0	0
小 金 井 市	442	0	0	442	0	0
小 平 市	726	404	0	322	0	0
日 野 市	273	0	0	273	0	0
東 村 山 市	196	0	0	196	0	0
国 分 寺 市	0	0	0	0	0	0
国 立 市	455	0	0	0	0	455
福 生 市	31	15	6	10	0	0
狛 江 市	28	28	0	0	0	0
東 大 和 市	19	19	0	0	0	0
清 瀬 市	267	0	0	267	0	0
東 久 留 米 市	149	149	0	0	0	0
武 藏 村 山 市	0	0	0	0	0	0
多 摆 市	356	347	0	0	0	9
稻 城 市	0	0	0	0	0	0
羽 村 市	215	214	0	0	1	0
あ き る 野 市	30	13	0	0	0	17
西 東 京 市	293	293	0	0	0	0
町 村 部 計	46	46	0	0	0	0
瑞 穂 町	46	46	0	0	0	0
日 の 出 町	0	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0
奥 多 摆 町	0	0	0	0	0	0

## (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m <sup>2</sup> )
総 数	156	156,952	217,506
区部計	115	107,308	156,515
千代田区	4	1,996	1,778
中央区	1	700	1,113
港区	5	2,150	3,246
新宿区	3	2,777	8,677
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	3,835	5,383
江東区	2	5,380	7,700
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,665	4,900
大田区	8	7,556	9,512
世田谷区	9	8,100	16,594
渋谷区	5	2,930	4,546
中野区	4	3,250	4,029
杉並区	6	6,356	9,667
豊島区	6	5,580	7,688
北区	7	5,170	6,937
荒川区	4	2,400	2,999
板橋区	9	4,850	8,445
練馬区	4	7,980	11,230
足立区	5	5,960	7,282
葛飾区	5	6,127	8,778
江戸川区	11	8,160	10,369
市部計	40	49,544	60,911
八王子市	3	4,225	5,483
立川市	1	6,840	10,082
武藏野市	3	5,500	7,470
三鷹市	1	700	1,486
青梅市	1	600	826
府中市	4	3,260	3,260
昭島市	1	700	993
調布市	3	3,484	3,689
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	2	3,000	2,962
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	1,380	1,500
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	2,000	2,574
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	640	696
狛江市	1	750	1,365
東大和市	2	1,000	1,012
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武藏村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稻城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	580	1,400
あきる野市			
西東京市	3	4,100	3,952
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

## **第2 区市町村の担当組織・取組**

### **1 担当組織**

### **2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等**

### **3 放置自転車対策費**

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

### **4 区市町村における条例制定等**

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

### **5 放置禁止区域等の指定状況**

### **6 条例による自転車等の駐車場附置義務**

### **7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)**

### **8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況**

### **9 放置自転車対策事例**

- (1) 室町東駐輪場（実施主体：株式会社三井不動産）
- (2) 町田駅南口周辺の自転車駐車場設置（実施主体：小田急電鉄株式会社）



## 第2 区市町村の担当組織・取組

### 1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境安全部 安全生活課 路上障害物対策係	03-3264-2111(代) 内2765 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5667 03-3546-5667(直)
港区	街づくり支援部 土木課 交通対策係	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2349(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4676 03-5273-3896(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3008 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6494 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり事業部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430～5431 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 道路管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 地域交通対策担当 (上記ほか各まちなみ維持課に自転車対策担当有り)	03-5744-1111(代) 内3155 03-5744-1315(直)
世田谷区	交通政策担当部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当係	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋谷区	土木清掃部 管理課 管理交通係	03-3463-1211(代) 内2638 03-3463-2774(直)
中野区	都市基盤部 防災・都市安全分野 自転車対策担当	03-3389-1111(代) 内5721 03-3228-5528(直)
杉並区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3556 03-5307-0663(直)
豊島区	都市整備部 交通対策課 自転車対策グループ、自転車計画グループ、駐車場整備グループ、放置自転車対策事務所	03-3981-1111(代) 内2971 03-3981-4847(直)
北区	まちづくり部 交通担当課 駐輪対策担当	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 交通対策課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716～2717 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内8319 03-5984-1993
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2284 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 道路管理課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内3507 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代)内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組織名	電話番号
八王子市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3478～3480 042-620-7257(直)
立川市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2286 042-528-4360(直)
武蔵野市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2725 0422-60-1860(直)
三鷹市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青梅市	生活安全部 市民安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府中市	生活環境部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3616 042-335-4069(直)
昭島市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調布市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町田市	建設部 交通安全課	042-722-3111(代) 内3932 042-724-1136(直)
小金井市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小平市	都市建設部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2623 042-346-9549(直)
日野市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3322
東村山市	環境安全部 地域安全課 地域安全係	042-393-5111(代) 内2412
国分寺市	都市建設部 事業計画課 事業計画担当	042-325-0111(代) 内506
国立市	都市整備部 交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355～356
福生市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2325 042-551-1691(直)
狛江市	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2522
東大和市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清瀬市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内375 042-497-2096(直)
東久留米市	都市建設部 施設管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740 042-470-7764(直)
武蔵村山市	都市整備部 道路公園課 維持補修グループ	042-565-1111(代) 内263
多摩市	都市整備部 道路交通課 交通担当	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲城市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽村市	市民生活部 防災安全課 交通・防犯係	042-555-1111(代) 内216
あきる野市	総務部 地域防災課 防災安全係	042-558-1111(代) 内2343
西東京市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内2454～2455 042-438-4057(直)
瑞穂町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内5330 042-557-7610(直)
日の出町	生活安全安心課 地域安全安心係	042-597-0511(代) 内331
檜原村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内212
奥多摩町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内17 0428-83-2349(直)

## 2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

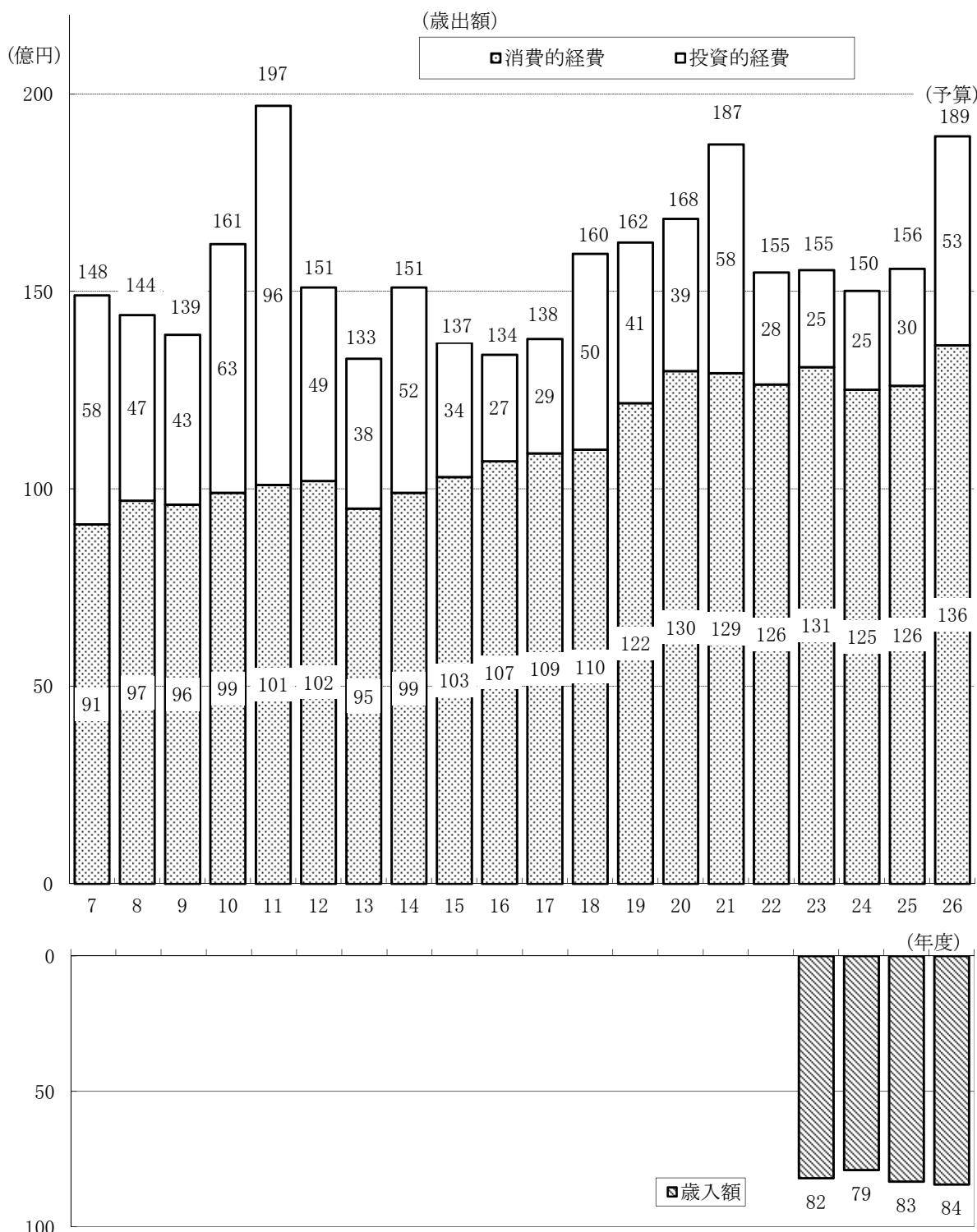
区市町村	名 称	協議会等												総合計画等		
		発 足 (策定) 年 月	2 5 年 度 開 催 回 数	構成員						協議対象事項			根拠			根拠
				区 市 町 村	国 ・ 都 道 管 理 者	警 察 署	鐵 道 事 業 者	商 店 会	自 転 車 等 利 用 者	その 他	放 置 禁 止 区 域 の 設 定	自 転 車 駐 車 場 の 整 備	放 置 自 転 車 等 の 撤 去 ・ 処 分	広 報 ・ 啓 発 活 動	その 他	自 転 車 法 に 基 づ く 条 例
新宿区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H18.10	0	○ ○ ○ ○ ○ ○					○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○		○ ○	
台東区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	○ ○ ○ ○ ○ ○					○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○			
墨田区	墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0	○ ○ ○ ○ ○ ○									○ ○ ○ ○ ○ ○			
	錦糸町駅周辺放置自転車対策協議会	H14.7	0	○ ○ ○ ○ ○ ○									○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
	押上駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○ ○ ○ ○ ○ ○									○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
	東あずま駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○ ○ ○ ○ ○ ○									○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
江東区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	0	○ ○ ○ ○ ○ ○									○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
目黒区	学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	0	○ ○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○	
	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	0	○ ○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○	
	都立大学駅周辺自転車等駐車場増設促進協議会	H15.6	0	○ ○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○	
大田区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	2	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
世田谷区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	1	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
中野区	中野区自転車等駐車対策協議会	S56.8	0	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
杉並区	杉並区自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	2	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
豊島区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	0	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
板橋区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	0			○					○		○		○	
練馬区	練馬区自転車駐車対策協議会	H10.2	1	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
	光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	1	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	

〈参考〉

都は、都内の駅前放置自転車の約4割を占める都心6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）と駅前放置自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

### 3 放置自転車対策費

#### (1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・25年度までは決算額、26年度は予算額  
・歳入額は、24年度から調査を実施

投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、  
普及啓発等に要する経費

## (2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

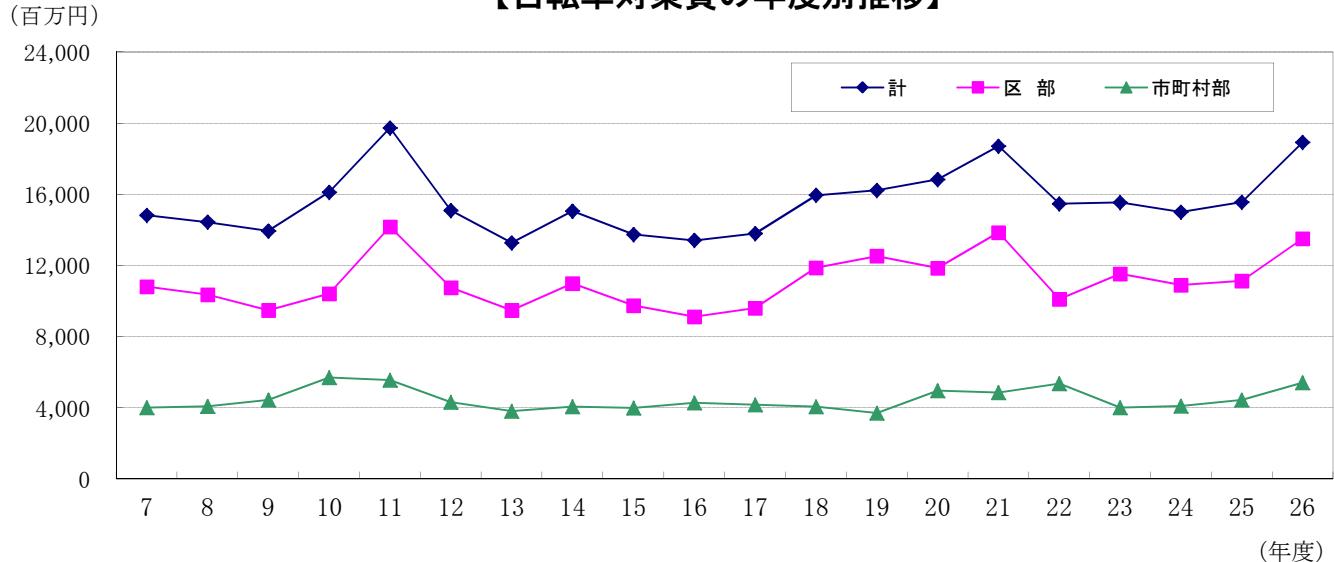
(単位 : 千円)

種 別	地域	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
自転車対策費 計	計	19,746,659	15,095,826	13,286,732	15,063,174	13,744,949	13,416,765	13,798,597	15,953,940
	区 部	14,183,745	10,768,785	9,478,313	10,997,418	9,747,670	9,130,508	9,616,969	11,878,701
	市 部	5,551,686	4,314,821	3,792,793	4,053,681	3,983,728	3,968,122	4,165,933	4,058,518
	町村部	11,228	12,220	15,626	12,075	13,551	318,135	15,695	16,721
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	9,613,582	4,929,337	3,826,988	5,165,705	3,434,708	2,676,568	2,900,577	4,959,717
	区 部	8,013,213	4,214,365	3,261,162	4,416,618	2,772,044	1,747,777	2,181,304	4,158,968
	市 部	1,600,369	714,972	563,233	749,087	660,837	623,871	719,273	800,749
	町村部	0	0	2,593	0	1,827	304,920	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	10,133,077	10,166,489	9,459,744	9,897,469	10,310,241	10,740,197	10,898,020	10,994,223
	区 部	6,170,532	6,554,420	6,217,151	6,580,800	6,975,626	7,382,731	7,435,665	7,719,733
	市 部	3,951,317	3,599,849	3,229,560	3,304,594	3,322,891	3,344,251	3,446,660	3,257,769
	町村部	11,228	12,220	13,033	12,075	11,724	13,215	15,695	16,721

種 別	地域	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自転車対策費 計	計	16,236,407	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	18,930,629
	区 部	12,534,821	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	13,515,922
	市 部	3,684,772	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,398,721
	町村部	16,814	16,996	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717	15,986
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	4,065,454	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	5,293,065
	区 部	3,881,922	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	3,546,022
	市 部	183,532	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,747,043
	町村部	0	0	0	0	2,000	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	12,170,953	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,637,564
	区 部	8,652,899	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,969,900
	市 部	3,501,240	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,651,678
	町村部	16,814	16,996	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717	15,986

(注 ) 平成25年度までは決算額、26年度は予算額

### 【自転車対策費の年度別推移】



### (3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	平成26年度予算			平成25年度決算			歳入額	
	計	歳出額		歳入額	歳出額			
		投資的経費	消費的経費		投資的経費	消費的経費		
総 計	18,930,629	5,293,065	13,637,564	8,435,283	15,573,826	2,960,407	12,613,419	
区 部 計	13,515,922	3,546,022	9,969,900	6,394,280	11,132,407	2,041,860	9,090,547	
千代田区	114,372	0	114,372	71,315	49,735	0	49,735	
中央区	160,389	38,469	121,920	250	140,324	14,778	125,546	
港区	351,942	3,146	348,796	9,930	400,193	56,504	343,689	
新宿区	689,182	246,779	442,403	169,692	591,011	209,721	381,290	
文京区	120,440	0	120,440	81,055	68,464	0	68,464	
台東区	326,766	400	326,366	166,329	318,881	7,770	311,111	
墨田区	259,014	0	259,014	137,050	252,063	1,114	250,949	
江東区	198,102	0	198,102	44,540	161,835	0	161,835	
品川区	396,432	59,500	336,932	318,208	509,859	185,621	324,238	
目黒区	120,803	0	120,803	57,876	105,904	3,992	101,912	
大田区	1,501,566	439,916	1,061,650	699,507	1,022,625	67,200	955,425	
世田谷区	339,427	20,156	319,271	295,414	316,384	10,369	306,015	
渋谷区	65,607	1,500	64,107	76,844	65,801	1,458	64,343	
中野区	414,971	0	414,971	323,229	386,012	0	386,012	
杉並区	933,869	55,376	878,493	726,245	845,375	38,836	806,539	
豊島区	1,588,420	962,533	625,887	404,098	1,036,620	432,159	604,461	
北区	236,592	1,080	235,512	189,900	263,986	66,255	197,731	
荒川区	152,842	28,281	124,561	46,469	133,339	17,272	116,067	
板橋区	972,852	113,280	859,572	546,574	913,707	104,581	809,126	
練馬区	2,168,410	1,427,296	741,114	219,119	1,402,136	729,586	672,550	
足立区	666,834	75,768	591,066	498,965	617,074	58,058	559,016	
葛飾区	324,911	25,000	299,911	165,359	264,372	16,688	247,684	
江戸川区	1,412,179	47,542	1,364,637	1,146,312	1,266,707	19,898	1,246,809	
市 部 計	5,398,721	1,747,043	3,651,678	2,040,950	4,425,702	918,547	3,507,155	
八王子市	275,534	138,225	137,309	30,071	141,256	1,759	139,497	
立川市	569,569	152,379	417,190	269,340	554,051	153,923	400,128	
武蔵野市	632,395	92,100	540,295	72,080	516,614	0	516,614	
三鷹市	242,784	29,322	213,462	5,662	268,385	85,147	183,238	
青梅市	24,309	0	24,309	11,705	152,905	130,000	22,905	
府中市	171,247	0	171,247	85,350	163,453	0	163,453	
昭島市	1,264,113	1,107,700	156,413	155,221	352,369	204,376	147,993	
調布市	251,712	10,520	241,192	246,390	244,131	21,403	222,728	
町田市	54,769	10,000	44,769	6,242	55,424	16,000	39,424	
小金井市	214,486	0	214,486	130,241	472,036	219,027	253,009	
小平市	341,977	61,484	280,493	229,655	281,972	12,006	269,966	
日野市	17,743	0	17,743	4,258	17,487	0	17,487	
東村山市	160,911	0	160,911	223,950	163,562	0	163,562	
国分寺市	344,076	0	344,076	279,142	333,670	0	333,670	
国立市	204,877	33,919	170,958	168,740	205,692	60,177	145,515	
福生市	28,178	0	28,178	649	27,065	0	27,065	
狛江市	21,195	0	21,195	3,115	25,227	0	25,227	
東大和市	30,071	7,000	23,071	360	33,220	0	33,220	
清瀬市	29,552	0	29,552	23,384	31,786	0	31,786	
東久留米市	107,137	5,724	101,413	74,785	93,657	0	93,657	
武蔵村山市	1,249	0	1,249	0	1,144	0	1,144	
多摩市	181,396	98,670	82,726	4,264	65,898	14,729	51,169	
稲城市	2,102	0	2,102	891	1,921	0	1,921	
羽村市	18,399	0	18,399	1,777	18,628	0	18,628	
あきる野市	13,694	0	13,694	890	13,073	0	13,073	
西東京市	195,246	0	195,246	12,788	191,076	0	191,076	
町 村 部 計	15,986	0	15,986	53	15,717	0	15,717	
瑞穂町	13,031	0	13,031	53	13,020	0	13,020	
日の出町	2,927	0	2,927	0	2,667	0	2,667	
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	
奥多摩町	28	0	28	0	30	0	30	

#### (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	平成26年度予算				平成25年度決算				
	計	撤去自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他収入	計	撤去自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料
総 計	8,435,283	1,147,488	182,376	6,981,803	123,616	8,326,371	1,000,193	202,764	6,975,605
区部計	6,394,280	990,974	160,571	5,128,756	113,979	6,254,492	881,864	181,037	5,080,295
千代田区	71,315	6,282	0	65,033	0	20,016	4,182	0	15,834
中央区	250	0	250	0	0	221	0	221	0
港区	9,930	9,930	0	0	0	6,550	6,550	0	0
新宿区	169,692	43,990	7,344	118,358	0	135,001	26,757	17,353	90,891
文京区	81,055	31,800	0	49,255	0	56,311	10,750	0	45,561
台東区	166,329	27,210	5,400	133,719	0	159,544	24,745	6,958	124,931
墨田区	137,050	16,000	1,000	120,000	50	135,094	16,602	969	117,479
江東区	44,540	40,540	4,000	0	0	44,974	39,219	0	5,755
品川区	318,208	35,000	5,600	277,608	0	308,783	32,907	9,952	260,924
目黒区	57,876	34,846	11,913	11,115	2	51,275	32,131	9,244	9,898
大田区	699,507	83,953	11,400	604,154	0	709,750	77,704	12,287	618,009
世田谷区	295,414	101,800	24,841	165,591	3,182	316,460	94,436	22,173	196,734
渋谷区	76,844	26,203	7,569	0	43,072	51,988	31,233	6,451	0
中野区	323,229	47,940	9,223	266,066	0	323,344	49,515	5,353	268,476
杉並区	726,245	56,665	13,431	647,317	8,832	728,209	56,979	13,514	643,724
豊島区	404,098	116,500	3,000	270,080	14,518	393,241	111,052	2,580	265,023
北区	189,900	58,250	4,261	127,389	0	190,050	58,970	5,714	120,366
荒川区	46,469	16,660	2,451	27,358	0	47,315	14,842	5,954	26,519
板橋区	546,574	47,200	14,228	479,176	5,970	545,390	51,034	16,265	469,317
練馬区	219,119	47,030	11,765	160,324	0	247,166	39,684	15,922	191,560
足立区	498,965	22,266	5,400	469,620	1,679	508,262	15,806	8,754	481,924
葛飾区	165,359	52,722	10,513	101,627	497	157,500	35,646	11,913	109,444
江戸川区	1,146,312	68,187	6,982	1,034,966	36,177	1,118,048	51,120	9,460	1,023,681
市部計	2,040,950	156,479	21,787	1,853,047	9,637	2,071,791	118,265	21,703	1,895,310
八王子市	30,071	25,325	3,412	0	1,334	14,649	10,248	2,990	0
立川市	269,340	14,429	112	254,799	0	226,860	9,110	0	217,750
武蔵野市	72,080	14,196	2,418	55,466	0	99,935	15,860	4,013	69,691
三鷹市	5,662	3,824	1,838	0	0	5,915	3,824	2,091	0
青梅市	11,705	178	50	11,097	380	13,200	95	15	12,618
府中市	85,350	12,446	1,145	71,759	0	84,673	11,668	1,339	71,666
昭島市	155,221	2,000	1,210	152,000	11	138,759	1,254	845	136,648
調布市	246,390	30,750	5,640	210,000	0	202,274	21,690	5,657	174,927
町田市	6,242	5,542	700	0	0	4,233	3,636	597	0
小金井市	130,241	5,114	1,620	123,507	0	182,667	4,705	2,096	175,866
小平市	229,655	4,160	195	225,300	0	236,715	4,264	206	216,489
日野市	4,258	4,258	0	0	0	3,702	3,702	0	0
東村山市	223,950	448	1,101	222,401	0	237,572	378	1,004	236,190
国分寺市	279,142	6,360	1,596	269,267	1,919	346,066	4,946	397	338,802
国立市	168,740	6,600	0	161,900	240	144,424	5,448	0	138,767
福生市	649	482	20	0	147	691	529	15	0
狛江市	3,115	2,975	140	0	0	2,804	2,591	213	0
東大和市	360	360	0	0	0	352	352	0	0
清瀬市	23,384	1,298	0	22,086	0	28,936	1,092	0	27,844
東久留米市	74,785	1,100	0	73,465	220	78,985	784	0	78,052
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4,264	4,264	0	0	0	4,211	4,211	0	0
稲城市	891	891	0	0	0	579	579	0	0
羽村市	1,777	1,209	568	0	0	1,226	1,007	219	0
あきる野市	890	0	22	0	868	857	0	6	0
西東京市	12,788	8,270	0	0	4,518	11,506	6,292	0	0
町村部計	53	35	18	0	0	88	64	24	0
瑞穂町	53	35	18	0	0	88	64	24	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 平成26年度予算

(単位:千円)

区市町村	計	投資的経費			
		①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総 計	5,293,065	4,747,602	415,837	80,935	48,691
区 部 計	3,546,022	3,188,033	290,308	41,268	26,413
千代田 区	0	0	0	0	0
中 央 区	38,469	38,469	0	0	0
港 区	3,146	0	0	0	3,146
新 宿 区	246,779	2,431	243,580	768	0
文 京 区	0	0	0	0	0
台 東 区	400	400	0	0	0
墨 田 区	0	0	0	0	0
江 東 区	0	0	0	0	0
品 川 区	59,500	59,500	0	0	0
目 黒 区	0	0	0	0	0
大 田 区	439,916	439,916	0	0	0
世 田 谷 区	20,156	18,156	0	2,000	0
渋 谷 区	1,500	0	1,500	0	0
中 野 区	0	0	0	0	0
杉 並 区	55,376	40,826	9,050	5,500	0
豊 島 区	962,533	962,533	0	0	0
北 区	1,080	1,080	0	0	0
荒 川 区	28,281	28,281	0	0	0
板 橋 区	113,280	53,835	36,178	0	23,267
練 馬 区	1,427,296	1,427,296	0	0	0
足 立 区	75,768	67,768	0	8,000	0
葛 飾 区	25,000	0	0	25,000	0
江 戸 川 区	47,542	47,542	0	0	0
市 部 計	1,747,043	1,559,569	125,529	39,667	22,278
八 王 子 市	138,225	137,247	0	0	978
立 川 市	152,379	26,850	125,529	0	0
武 蔵 野 市	92,100	92,000	0	100	0
三 鷹 市	29,322	29,322	0	0	0
青 梅 市	0	0	0	0	0
府 中 市	0	0	0	0	0
昭 島 市	1,107,700	1,107,700	0	0	0
調 布 市	10,520	7,520	0	0	3,000
町 田 市	10,000	0	0	10,000	0
小 金 井 市	0	0	0	0	0
小 平 市	61,484	51,817	0	9,667	0
日 野 市	0	0	0	0	0
東 村 山 市	0	0	0	0	0
国 分 寺 市	0	0	0	0	0
国 立 市	33,919	33,919	0	0	0
福 生 市	0	0	0	0	0
狛 江 市	0	0	0	0	0
東 大 和 市	7,000	7,000	0	0	0
清 瀬 市	0	0	0	0	0
東 久 留 米 市	5,724	5,724	0	0	0
武 蔵 村 山 市	0	0	0	0	0
多 摩 市	98,670	60,470	0	19,900	18,300
稻 城 市	0	0	0	0	0
羽 村 市	0	0	0	0	0
あ き る 野 市	0	0	0	0	0
西 東 京 市	0	0	0	0	0
町 村 部 計	0	0	0	0	0
瑞 穂 町	0	0	0	0	0
日 の 出 町	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0
奥 多 摩 町	0	0	0	0	0

・千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

区市町村	計	消費的経費						
		①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総 計	13,637,564	8,944,871	2,221,112	1,502,243	51,697	717,426	32,142	168,074
区 部 計	9,969,900	6,395,108	1,662,471	1,215,260	38,604	600,210	7,483	50,764
千代田 区	114,372	67,494	30,326	15,442	901	58	0	151
中 央 区	121,920	66,122	11,320	42,041	2,437	0	0	0
港 区	348,796	85,688	251,215	11,355	169	123	0	246
新 宿 区	442,403	141,471	46,415	68,411	0	186,106	0	0
文 京 区	120,440	60,577	42,085	9,830	1,458	0	0	6,490
台 東 区	326,366	193,185	95,381	32,657	1,955	3,168	0	20
墨 田 区	259,014	158,170	73,438	19,978	810	1,198	0	5,420
江 東 区	198,102	47,874	73,893	55,706	432	10,106	0	10,091
品 川 区	336,932	251,110	(※1) 679	70,530	197	14,416	0	0
目 黒 区	120,803	31,864	43,109	25,769	369	15,358	0	4,334
大 田 区	1,061,650	623,706	155,528	132,373	3,704	143,697	0	2,642
世 田 谷 区	319,271	84,923	120,468	73,926	1,890	38,064	0	0
渋 谷 区	64,107	0	(※2) 63,273	(※3) 564	270	0	0	0
中 野 区	414,971	265,656	89,352	52,345	1,815	739	0	5,064
杉 並 区	878,493	687,365	21,857	140,309	291	15,517	1,068	12,086
豊 島 区	625,887	386,619	135,707	90,387	13,094	80	0	0
北 荒 川 区	235,512	(※4) 13,579	(※5) 53,645	166,333	1,955	0	0	0
板 橋 区	124,561	32,978	10,890	23,756	2,056	54,605	0	276
練 馬 区	859,572	574,861	98,097	64,286	1,602	116,782	0	3,944
足 立 区	741,114	633,104	(※6) 106,473	0	1,537	0	0	0
葛 飾 区	591,066	(※7) 583,679	0	0	972	0	6,415	0
江 戸 川 区	299,911	64,272	115,494	119,262	690	193	0	0
市 部 計	1,364,637	1,340,811	23,826	0	0	0	0	0
八 王 子 市	137,309	59,405	52,197	11,519	0	1,204	0	12,984
立 川 市	417,190	331,378	7,402	24,749	265	52,954	0	442
武 藏 野 市	540,295	287,672	207,404	18,806	3,739	2,832	0	19,842
三 鷹 市	213,462	122,923	482	(※8) 73,270	0	0	(※9) 12,800	3,988
青 梅 市	24,309	14,583	4,087	973	132	0	0	4,534
府 中 市	171,247	72,903	71,465	19,288	4,392	248	0	2,951
昭 島 市	156,413	144,011	7,090	4,583	54	655	0	20
調 布 市	241,192	(※10) 24,0192	0	0	0	0	1,000	0
町 田 市	44,769	11,239	8,891	11,491	1,139	1,077	10,588	344
小 金 井 市	214,486	158,636	16,420	29,241	0	6,680	0	3,509
小 平 市	280,493	267,541	4,843	7,425	332	81	271	0
日 野 市	17,743	6,974	4,487	5,299	5	231	0	747
東 村 山 市	160,911	155,180	1,753	3,195	0	783	0	0
国 分 寺 市	344,076	324,586	6,342	5,430	0	7,548	0	170
国 立 市	170,958	139,766	(※11) 30,486	706	0	0	0	0
福 生 市	28,178	15,066	9,398	3,675	2	37	0	0
狛 江 市	21,195	1,651	3,325	5,076	0	11,002	0	141
東 大 和 市	23,071	20,919	1,062	889	201	0	0	0
清 瀬 市	29,552	12,816	892	15,642	202	0	0	0
東 久 留 米 市	101,413	70,212	6,071	6,812	0	11,826	0	6,492
武 藏 村 山 市	1,249	1,070	0	0	179	0	0	0
多 摂 市	82,726	37,672	13,400	10,679	592	19,519	0	864
稻 城 市	2,102	0	415	1,048	619	0	0	20
羽 村 市	18,399	(※12) 18,399	0	0	0	0	0	0
あ き る 野 市	13,694	13,384	70	0	240	0	0	0
西 東 京 市	195,246	5,682	100,628	27,187	948	539	0	60,262
町 村 部 計	15,986	15,903	31	0	52	0	0	0
瑞 穂 町	13,031	13,000	31	0	0	0	0	0
日 の 出 町	2,927	2,875	0	0	52	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥 多 摂 町	28	28	0	0	0	0	0	0

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③を含む。(※7)②③を含む。(※8)放置自転車等の撤去・保管・返還業務委託料の内数。(※9)民間等駐輪場育成補助金の内数。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③を含む。

区市町村	計	投資的経費			
		①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総 計	2,960,407	2,615,887	252,587	58,293	33,641
区 部 計	2,041,860	1,762,323	209,007	37,112	33,418
千代田 区	0	0	0	0	0
中 央 区	14,778	14,778	0	0	0
港 区	56,504	56,504	0	0	0
新 宿 区	209,721	11,157	194,810	3,754	0
文 京 区	0	0	0	0	0
台 東 区	7,770	7,770	0	0	0
墨 田 区	1,114	0	300	0	814
江 東 区	0	0	0	0	0
品 川 区	185,621	185,621	0	0	0
目 黒 区	3,992	2,487	1,505	0	0
大 田 区	67,200	62,037	3,888	1,275	0
世 田 谷 区	10,369	8,369	0	2,000	0
渋 谷 区	1,458	0	1,458	0	0
中 野 区	0	0	0	0	0
杉 並 区	38,836	0	7,046	8,878	22,912
豊 島 区	432,159	432,159	0	0	0
北 区	66,255	66,255	0	0	0
荒 川 区	17,272	17,272	0	0	0
板 橋 区	104,581	94,889	0	0	9,692
練 馬 区	729,586	729,586	0	0	0
足 立 区	58,058	50,158	0	7,900	0
葛 飾 区	16,688	3,383	0	13,305	0
江 戸 川 区	19,898	19,898	0	0	0
市 部 計	918,547	853,564	43,580	21,181	223
八 王 子 市	1,759	1,596	163	0	0
立 川 市	153,923	153,923	0	0	0
武 蔵 野 市	0	0	0	0	0
三 鷹 市	85,147	47,137	38,011	0	0
青 梅 市	130,000	130,000	0	0	0
府 中 市	0	0	0	0	0
昭 島 市	204,376	204,376	0	0	0
調 布 市	21,403	21,180	0	0	223
町 田 市	16,000	0	0	16,000	0
小 金 井 市	219,027	219,027	0	0	0
小 平 市	12,006	6,825	0	5,181	0
日 野 市	0	0	0	0	0
東 村 山 市	0	0	0	0	0
国 分 寺 市	0	0	0	0	0
国 立 市	60,177	60,177	0	0	0
福 生 市	0	0	0	0	0
狛 江 市	0	0	0	0	0
東 大 和 市	0	0	0	0	0
清 瀬 市	0	0	0	0	0
東 久 留 米 市	0	0	0	0	0
武 蔵 村 山 市	0	0	0	0	0
多 摆 市	14,729	9,323	5,406	0	0
稻 城 市	0	0	0	0	0
羽 村 市	0	0	0	0	0
あ き る 野 市	0	0	0	0	0
西 東 京 市	0	0	0	0	0
町 村 部 計	0	0	0	0	0
瑞 穂 町	0	0	0	0	0
日 の 出 町	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0
奥 多 摆 町	0	0	0	0	0

・千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

区市町村	計	消費的経費						
		①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総 計	12,613,419	8,317,519	2,036,227	1,354,270	38,229	675,776	16,323	175,077
区 部 計	9,090,547	5,889,146	1,504,070	1,072,439	28,205	535,553	7,079	54,055
千代田 区	49,735	15,950	14,815	6,486	1,300	493	0	10,691
中 央 区	125,546	71,434	5,073	46,819	2,220	0	0	0
港 区	343,689	98,809	237,135	7,105	151	120	0	369
新 宿 区	381,290	123,839	35,564	63,041	301	158,545	0	0
文 京 区	68,464	44,943	18,136	2,740	274	0	0	2,371
台 東 区	311,111	187,355	81,709	36,621	877	4,539	0	10
墨 田 区	250,949	155,981	68,154	17,881	854	2,437	0	5,642
江 東 区	161,835	40,141	55,085	50,290	548	8,199	0	7,572
品 川 区	324,238	242,782	(※1) 378	74,194	73	6,811	0	0
目 黒 区	101,912	25,924	34,550	24,220	0	14,864	0	2,354
大 田 区	955,425	540,031	145,695	126,558	2,510	134,573	0	6,058
世 田 谷 区	306,015	84,664	113,066	70,768	1,417	36,100	0	0
渋 谷 区	64,343	0	(※2) 63,315	(※3) 765	263	0	0	0
中 野 区	386,012	254,246	75,749	49,888	1,036	961	0	4,132
杉 並 区	806,539	629,750	16,071	136,411	94	11,960	1,143	11,110
豊 島 区	604,461	392,648	117,460	84,721	9,550	82	0	0
北 荒 川 区	197,731	(※4) 11,733	(※5) 49,420	135,432	1,146	0	0	0
板 橋 練 馬 区	116,067	29,498	11,413	22,089	1,759	50,783	525	0
足 立 区	559,016	(※7) 553,066	0	0	539	0	5,411	0
葛 飾 区	247,684	59,699	135,529	51,760	573	123	0	0
江 戸 川 区	1,246,809	1,221,052	25,757	0	0	0	0	0
市 部 計	3,507,155	2,412,713	532,137	281,831	9,987	140,223	9,244	121,022
八 王 子 市	139,497	61,078	51,838	13,708	0	1,206	0	11,667
立 川 市	400,128	298,500	4,656	24,226	257	72,018	0	471
武 蔵 野 市	516,614	278,535	201,316	19,122	2,881	2,509	0	12,251
三 鷹 市	183,238	104,723	179	(※8) 70,910	0	0	(※9) 732	6,696
青 梅 市	22,905	13,957	3,589	953	27	0	0	4,379
府 中 市	163,453	70,077	66,318	20,100	4,195	99	0	2,664
昭 島 市	147,993	136,159	6,788	4,481	16	529	0	20
調 布 市	222,728	(※10) 222,728	0	0	0	0	0	0
町 田 市	39,424	11,371	8,660	10,964	677	833	6,575	344
小 金 井 市	253,009	191,883	17,519	29,102	0	9,754	0	4,751
小 平 市	269,966	257,110	3,637	7,182	100	0	1,937	0
日 野 市	17,487	7,842	4,356	4,321	2	224	0	742
東 村 山 市	163,562	158,369	1,664	3,049	0	480	0	0
国 分 寺 市	333,670	318,150	5,193	4,190	0	6,099	0	38
国 立 市	145,515	115,201	(※11) 29,721	593	0	0	0	0
福 生 市	27,065	14,579	8,348	4,137	1	0	0	0
狛 江 市	25,227	1,599	3,207	4,995	0	15,180	0	246
東 大 和 市	33,220	21,728	632	851	139	0	0	9,870
清 瀬 市	31,786	15,289	805	15,613	79	0	0	0
東 久 留 米 市	93,657	64,522	5,938	6,278	0	11,411	0	5,508
武 蔵 村 山 市	1,144	996	0	0	148	0	0	0
多 摂 市	51,169	12,449	8,530	9,866	330	19,156	0	838
稻 城 市	1,921	0	326	1,013	343	198	0	41
羽 村 市	18,628	(※12) 18,321	0	0	40	0	0	267
あ き る 野 市	13,073	12,812	58	0	203	0	0	0
西 東 京 市	191,076	4,735	98,859	26,177	549	527	0	60,229
町 村 部 計	15,717	15,660	20	0	37	0	0	0
瑞 穂 町	13,020	13,000	20	0	0	0	0	0
日 の 出 町	2,667	2,630	0	0	37	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥 多 摂 町	30	30	0	0	0	0	0	0

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③を含む。(※7)②③を含む。(※8)放置自転車等の撤去・保管・返還業務委託料の内数。(※9)民間等駐輪場育成補助金の内数。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③を含む。

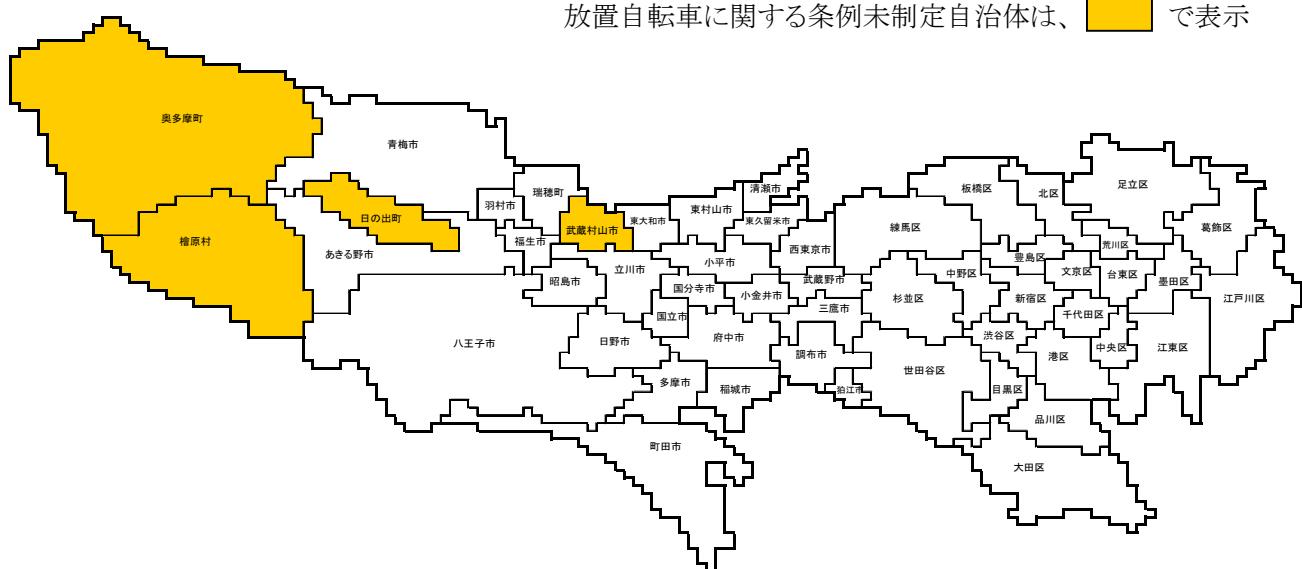
## 4 区市町村における条例制定等

### (1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年		国立市	
57年	葛飾区	武藏野市	
58年	北区 板橋区 足立区	府中市 町田市 小金井市 小平市	
59年	台東区 墨田区 世田谷区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 荒川区 練馬区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区		
62年	豊島区 江戸川区	三鷹市	
63年	中央区 大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区		
2年	渋谷区	東村山市 清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市 日野市	
6年		福生市	
7年	新宿区 文京区	東大和市	
9年		調布市 猪江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年	品川区	西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武藏村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。

放置自転車に関する条例未制定自治体は、  で表示



## (2) 条例の主な制定内容

平成26年6月末現在

	名 称	公 布 日	施 行 日	最 新 改 正 公 布 日	最 新 改 正 施 行 日	対象車両			放置 禁止 区域 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金				撤去・返還・処分の 手續、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																								
						自 転 車	原 付	自 二			駐車場の利用料金																																													
千代田区	東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	H 11 · 3 · 26	H 11 · 4 · 1	H 25 · 10 · 18	H 25 · 10 · 18	○	○	—	放置禁止区域	—	<p>■登録料(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 区外・自転車は学割あり  ■機械式駐車場使用料等  自転車  2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算  原付  2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算</p>		自転車	原付			区民	年間	3,000円	その他	年間	6,000円			7,000円	<p>■手続  警告→撤去→告示→保管→処分  ■撤去料  ○自転車 4,000円  ○原付車 6,000円</p>																														
	自転車	原付																																																						
区民	年間	3,000円																																																						
その他	年間	6,000円																																																						
		7,000円																																																						
中央区	東京都中央区自転車の放置防止に関する条例	S 63 · 12 · 1	H 1 · 4 · 1	H 22 · 12 · 3	H 23 · · 3	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■登録料(無料)  駅からの直線距離が300m以上の者</p>	<p>■手続  撤去→保管(30日間)  →告示→処分  ただし、機能喪失車は直ちに処分  ■撤去料  ○自転車 1,000円</p>																																												
港区	東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 11 · 9 · 27	H 12 · 4 · 1	H 25 · 3 · 22	H 25 · 4 · 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	<p>■承認制(有料)  定期利用使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日利用</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	一般	1か月	1,800円	学生	1か月	1,300円		1日利用	2,700円			150円			200円	<p>■手続  警告→撤去→告示→保管→処分  ■撤去料  ○自転車 2,000円  ○原付車 3,000円</p>																										
	自転車	原付																																																						
一般	1か月	1,800円																																																						
学生	1か月	1,300円																																																						
	1日利用	2,700円																																																						
		150円																																																						
		200円																																																						
新宿区	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	H 7 · 6 · 19	H 7 · 12 · 1	H 25 · 6 · 19	H 25 · 11 · 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	<p>■承認制(有料)  (条例上の上限金額)  駐輪場定期利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日利用</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日利用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1時間利用</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1時間利用</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1時間利用</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原付の1時間利用には、自二を含む</p> <p>整理区画(1年間の整理手数料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	一般	1か月	2,500円		3か月	5,000円	学生	1か月	7,000円		3か月	14,000円		1日利用	2,000円		3か月	4,000円		1日利用	5,500円		3か月	11,000円		1時間利用	150円		1時間利用	400円		1時間利用	200円	自転車	原付	5,000円	8,000円	<p>■手続  警告→撤去→保管(45日)→処分  ■撤去料  ○自転車 3,000円  ○原付車 5,000円  ○自動二輪車 8,000円</p>				
	自転車	原付																																																						
一般	1か月	2,500円																																																						
	3か月	5,000円																																																						
学生	1か月	7,000円																																																						
	3か月	14,000円																																																						
	1日利用	2,000円																																																						
	3か月	4,000円																																																						
	1日利用	5,500円																																																						
	3か月	11,000円																																																						
	1時間利用	150円																																																						
	1時間利用	400円																																																						
	1時間利用	200円																																																						
自転車	原付																																																							
5,000円	8,000円																																																							
文京区	文京区自転車等の放置防止に関する条例	H 7 · 3 · 22	H 7 · 7 · 1	H 25 · 9 · 27	H 26 · 4 · 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■一時利用制  2時間まで無料  2時間後以降10時間ごとに自転車100円</p>	<p>■手続  撤去→公示→保管(40日)→処分  ■撤去料  ○自転車 4,000円  ○原付車 6,000円</p>																																												
	文京区自転車駐車場条例	H 7 · 7 · 11	H 7 · 10 · 1	H 25 · 9 · 27	H 26 · 4 · 1	○	○	—	放置禁止区域	—	<p>■定期利用制  年額24,000円(自転車)※経過措置有  ※文京シビックセンター幼児2人同乗用自転車駐車場(新設)は経過措置対象外</p>	<p>—</p>																																												

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金				撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																															
					自転車	原付	自二																																							
台東区	東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 59 • 12 • 15	S 60 • 2 • 1	H 25 • 6 • 26	H 26 • 3 • 25	○	—	—	指導整理区域	努力義務	<p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田公園 鷺谷第5 御徒町駅 TX浅草駅</td><td>1か月</td> <td>区内一般</td><td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>区内高校生以下</td><td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>区外一般</td><td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記以外</td><td>1か月</td> <td>区内一般</td><td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>区内高校生以下</td><td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>区外一般</td><td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>				自転車		墨田公園 鷺谷第5 御徒町駅 TX浅草駅	1か月	区内一般	1,500円			区内高校生以下	1,000円			区外一般	2,500円			自転車		上記以外	1か月	区内一般	2,000円			区内高校生以下	1,500円			区外一般	3,000円	■手続 移送→告示→1ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円	
		自転車																																												
墨田公園 鷺谷第5 御徒町駅 TX浅草駅	1か月	区内一般	1,500円																																											
		区内高校生以下	1,000円																																											
		区外一般	2,500円																																											
		自転車																																												
上記以外	1か月	区内一般	2,000円																																											
		区内高校生以下	1,500円																																											
		区外一般	3,000円																																											
S 59 • 11 • 30	S 60 • 4 • 1	H 26 • 6 • 30	H 26 • 10 • 1	○	—	—																																								
墨田区	墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 59 • 11 • 30	S 60 • 1 • 1	H 26 • 6 • 30	H 26 • 10 • 1	○	—	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表罰金〔10万円〕〔3万円〕	<p>■登録制(自転車のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳若しくは愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者</li> <li>・住居又は勤務先等が駅からおおむね700メートルを超える距離にある者</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年間</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> </table> <p>■使用料</p> <p>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期利用</td> <td>1台につき月額3,000円</td> </tr> <tr> <td>当日利用</td> <td>1台につき1日150円</td> </tr> </tbody> </table>		年間		2,000円	種別	使用料	定期利用	1台につき月額3,000円	当日利用	1台につき1日150円	■手続 撤去・保管→通知又は告示→相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない機能喪失車は、直ちに処分 ■撤去費用 ○自転車1台につき2,000円																								
年間		2,000円																																												
種別	使用料																																													
定期利用	1台につき月額3,000円																																													
当日利用	1台につき1日150円																																													
S 60 • 10 • 11	S 60 • 1 • 1	—	—	○	○	—																																								
江東区	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 60 • 10 • 11	S 60 • 1 • 1	—	—	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令罰金〔10万円〕〔3万円〕	<p>■有料制(条例上の上限)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自転車の時間利用は、24時間以内300円</p>			自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1 日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 5,000円																								
	自転車	原付																																												
1か月	2,000円	4,000円																																												
1 日	150円	300円																																												
H 13 • 4 • 1	H 13 • 10 • 1	H 25 • 12 • 9	H 26 • 2 • 1	○	○	○																																								
品川区	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	H 13 • 4 • 1	H 13 • 10 • 1	H 25 • 12 • 9	H 26 • 2 • 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	<p>■有料制(条例上の上限)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1 日	150円	150円	■手続 警告→撤去→告示→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円																								
	自転車	原付																																												
1か月	2,500円	3,500円																																												
1 日	150円	150円																																												
H 1 • 12 • 1	H 2 • 4 • 1	—	—	○	○	—																																								
目黒区	目黒区自転車等放置防止条例	H 1 • 12 • 1	H 2 • 4 • 1	—	—	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	<p>■登録制(減免措置あり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	年間	3,000円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示→相当期間経過後処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円																											
	自転車	原付																																												
年間	3,000円	3,000円																																												
H 10 • 3 • 31	H 10 • 4 • 1	—	—	○	○	○	<p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000~ 2,600円</td> <td>3,000~ 3,900円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>						自転車	原付	自動二輪	1か月	2,000~ 2,600円	3,000~ 3,900円	6,000円	1 日	100円	150円	300円																							
	自転車	原付	自動二輪																																											
1か月	2,000~ 2,600円	3,000~ 3,900円	6,000円																																											
1 日	100円	150円	300円																																											
大田区	大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例	S 63 • 3 • 18	S 63 • 10 • 1	H 25 • 3 • 15	H 25 • 3 • 15	※	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	<p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500~ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>100~ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■登録制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	自動二輪	1か月	500~ 2,000円	3,000円	4,000円	1 日	100~ 200円	200円	300円		自転車	原付	自動二輪	年間	3,000円	4,000円	8,000円	■手続 撤去→保管(30日)→処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪 10,000円 (ただし、自転車等駐車場の不適正使用の場合に適用) ※H25・4・1 うち、一部ただし書き H25・10・1													
	自転車	原付	自動二輪																																											
1か月	500~ 2,000円	3,000円	4,000円																																											
1 日	100~ 200円	200円	300円																																											
	自転車	原付	自動二輪																																											
年間	3,000円	4,000円	8,000円																																											
S 63 • 3 • 18	S 63 • 10 • 1	H 25 • 3 • 15	H 25 • 3 • 15	—	—	—																																								

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金			撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																						
						自転車	原付	自二																													
世田谷区	世田谷区自転車条例	S 59 · 3 · 13	S 59 · 4 · 1	H 25 · 6 · 17	H 25 · 10 · 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1か月</td><td>1,300~2,000円</td><td>2,500~3,000円</td></tr> </table> <p>※ それぞれ学割あり</p>					自転車	原付	1か月	1,300~2,000円	2,500~3,000円	<p>■手続 撤去→保管→法令に基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,000円</p>																
	自転車	原付																																			
1か月	1,300~2,000円	2,500~3,000円																																			
世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5 · 11 · 12	H 6 · 1 · 10	H 23 · 3 · 8	H 23 · 4 · 1	○	—	—	—	—	<table border="1"> <tr><th colspan="2">自転車</th></tr> <tr><td>一般</td><td>1か月</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>学生</td><td>1か月</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td colspan="2">1日利用</td><td>300円</td></tr> </table> <p>※ 1日利用は1回当たりの料金</p>			自転車		一般	1か月	3,000円	学生	1か月	2,700円	1日利用		300円														
自転車																																					
一般	1か月	3,000円																																			
学生	1か月	2,700円																																			
1日利用		300円																																			
渋谷区	渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2 · 9 · 25	H 3 · 4 · 1	H 25 · 4 · 1	H 25 · 4 · 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務				<p>■手続 撤去(公示)→保管(1ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円</p>																							
中野区	中野区自転車駐車場条例	S 61 · 3 · 31	S 61 · 4 · 1			○	○	—	放置規制区域	義務付立入検査措置命令公表罰金[10万円][3万円]	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200~300円</td></tr> <tr><td>1か月</td><td>1,100~2,200円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>3,000~6,000円</td><td>10,600円</td></tr> </table> <p>※ 杉山公園地下自転車駐車場における自転車の1日利用料金は150円</p>			自転車	原付	1日	100円	200~300円	1か月	1,100~2,200円	4,000円	3か月	3,000~6,000円	10,600円	<p>■手続 撤去→公示→保管(1ヶ月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円</p>												
	自転車	原付																																			
1日	100円	200~300円																																			
1か月	1,100~2,200円	4,000円																																			
3か月	3,000~6,000円	10,600円																																			
中野区自転車等放置防止条例	S 63 · 3 · 3	S 63 · 10 · 1			○	○	—	—	<p>■登録制</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">自転車</th></tr> <tr><td colspan="2">年間</td><td>7,200円</td></tr> </table> <p>■整理区画</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">自転車</th></tr> <tr><td colspan="2">年間</td><td>7,200円、9,600円</td></tr> </table>			自転車		年間		7,200円	自転車		年間		7,200円、9,600円																
自転車																																					
年間		7,200円																																			
自転車																																					
年間		7,200円、9,600円																																			
杉並区	杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	S 59 · 9 · 29	S 60 · 4 · 1	H 26 · 3 · 18	H 27 · 1 · 1	○	—	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令罰金[10万円][3万円]	<p>■登録制(有料) 年間4,000円</p> <p>■有料制</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>900~2,300円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>2,600~6,600円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>4,300~11,000円</td></tr> <tr><td rowspan="3">学生等</td><td>1か月</td><td>700~2,100円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>2,000~6,000円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>3,100~9,800円</td></tr> <tr><td colspan="2">1日利用</td><td>100円</td></tr> <tr><td colspan="2">24時間</td><td>200円</td></tr> </table> <p>※1回使用(機械ゲート、個別電磁ロック式ラック)は24時間まで100円、入庫から最初の1時間は無料</p>			自転車	原付	一般	1か月	900~2,300円	3か月	2,600~6,600円	6か月	4,300~11,000円	学生等	1か月	700~2,100円	3か月	2,000~6,000円	6か月	3,100~9,800円	1日利用		100円	24時間		200円	<p>■手続 撤去→保管(30日)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円</p>	
	自転車	原付																																			
一般	1か月	900~2,300円																																			
	3か月	2,600~6,600円																																			
	6か月	4,300~11,000円																																			
学生等	1か月	700~2,100円																																			
	3か月	2,000~6,000円																																			
	6か月	3,100~9,800円																																			
1日利用		100円																																			
24時間		200円																																			
杉並区自転車駐車場条例	H 5 · 9 · 30	H 6 · 4 · 1	H 26 · 6 · 13	H 26 · 9 · 1	○	—	—	—																													
豊島区	東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例	S 62 · 10 · 14	S 63 · 4 · 1	H 19 · 3 · 19	H 26 · 6 · 20	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1日</td><td>100~150円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>1か月</td><td>650~3,000円</td><td>1,200~4,500円</td></tr> </table> <p>※自転車は、コイン式時間制で6時間毎に100円</p>				自転車	原付	1日	100~150円	200円	1か月	650~3,000円	1,200~4,500円	<p>■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円</p>														
	自転車	原付																																			
1日	100~150円	200円																																			
1か月	650~3,000円	1,200~4,500円																																			
東京都豊島区立自転車等駐車場条例	S 62 · 10 · 14	S 63 · 4 · 1	H 24 · 12 · 21	H 26 · 7 · 7	○	○	—	放置禁止区域																													

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																											
					自転車	原付	自二																																																
北区	東京都北区自転車の放置防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 12	S 59 ・ 4 ・ 1		○	—	—	整理区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"><tr><td>区民</td><td>年間</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>8,000円</td></tr></table> ■有料制 学割あり、一部駐車場は下記より低額設定あり <table border="1"><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>区民</td><td>1か月</td><td>1,500円 2,300円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>2,200円 3,400円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円 150円</td></tr></table>	区民	年間	4,000円	その他		8,000円		自転車	原付	区民	1か月	1,500円 2,300円	その他		2,200円 3,400円	1日利用		100円 150円	■手続 移送→通知又は告示 →1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○																									
区民	年間	4,000円																																																					
その他		8,000円																																																					
	自転車	原付																																																					
区民	1か月	1,500円 2,300円																																																					
その他		2,200円 3,400円																																																					
1日利用		100円 150円																																																					
東京都北区自転車等駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 12	S 61 ・ 3 ・ 12		○	○	—	—	—	■有料制 学割あり、一部駐車場は下記より低額設定あり <table border="1"><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>区民</td><td>1か月</td><td>1,500円 2,300円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>2,200円 3,400円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円 150円</td></tr></table>		自転車	原付	区民	1か月	1,500円 2,300円	その他		2,200円 3,400円	1日利用		100円 150円	■手續 撤去→告示→2ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○																																
	自転車	原付																																																					
区民	1か月	1,500円 2,300円																																																					
その他		2,200円 3,400円																																																					
1日利用		100円 150円																																																					
荒川区	荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 10	S 61 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 21	H 25 ・ 4 ・ 1			放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"><tr><td>区民</td><td>年間</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>6,600円</td></tr></table> ■有料制 <table border="1"><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>区民</td><td>一般 1か月</td><td>2,000円</td></tr><tr><td></td><td>学生</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td>一般 1か月</td><td>4,000円</td></tr><tr><td></td><td>学生</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td>2時間以内</td><td>無料</td></tr><tr><td></td><td>2時間超～8時間以内</td><td>100円</td></tr><tr><td></td><td>8時間超</td><td>200円</td></tr><tr><td></td><td>原付</td></tr><tr><td>区民</td><td>1か月</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1か月</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td>8時間以内</td><td>150円</td></tr><tr><td></td><td>8時間超</td><td>300円</td></tr></table>	区民	年間	3,300円	その他		6,600円		自転車	区民	一般 1か月	2,000円		学生	1,400円	その他	一般 1か月	4,000円		学生	2,800円	1日利用	2時間以内	無料		2時間超～8時間以内	100円		8時間超	200円		原付	区民	1か月	3,000円	その他	1か月	6,000円	1日利用	8時間以内	150円		8時間超	300円	■手續 撤去→告示→2ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○
区民	年間	3,300円																																																					
その他		6,600円																																																					
	自転車																																																						
区民	一般 1か月	2,000円																																																					
	学生	1,400円																																																					
その他	一般 1か月	4,000円																																																					
	学生	2,800円																																																					
1日利用	2時間以内	無料																																																					
	2時間超～8時間以内	100円																																																					
	8時間超	200円																																																					
	原付																																																						
区民	1か月	3,000円																																																					
その他	1か月	6,000円																																																					
1日利用	8時間以内	150円																																																					
	8時間超	300円																																																					
荒川区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 12 ・ 8	H 8 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 10	H 26 ・ 10 ・ 1			■有料制 <table border="1"><tr><td></td><td>自転車</td><td>バイク</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円 300円</td></tr></table> ※ コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり。		自転車	バイク	1日	100円	200円 300円	■手續 移送→告示→1ヶ月→廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原動機付自転車または排気量125cc以下の自動二輪車 6,000円 ○排気量125ccを超える自動二輪車 8,000円	○																																								
	自転車	バイク																																																					
1日	100円	200円 300円																																																					
板橋区	自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 1	S 59 ・ 4 ・ 1					放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"><tr><td>区民</td><td>6か月</td><td>2,000円</td></tr><tr><td></td><td>12か月</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>その他</td><td>6か月</td><td>2,650円</td></tr><tr><td></td><td>12か月</td><td>5,300円</td></tr></table> ■有料制 (当日利用) <table border="1"><tr><td></td><td>自転車</td><td>バイク</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円 300円</td></tr></table> ※ コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり。  ■有料制 (定期利用) :駐車場により異なる <table border="1"><tr><td></td><td>自 車</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,000円(ほか1,500、1,000、500円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td>5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td>10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)</td></tr></table> <table border="1"><tr><td></td><td>原付、125cc以下の自動二輪車</td></tr><tr><td>1か月</td><td>4,000円(ほか3,000、2,000、1,000円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td>11,200円(ほか8,400、5,400、2,800円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td>20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)</td></tr></table> <table border="1"><tr><td></td><td>125cc超の自動二輪車</td></tr><tr><td>1か月</td><td>6,000円(ほか4,500、1,500円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td>16,800円(ほか12,600、4,200円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td>31,200円(ほか23,400、7,800円)</td></tr></table>	区民	6か月	2,000円		12か月	4,000円	その他	6か月	2,650円		12か月	5,300円		自転車	バイク	1日	100円	200円 300円		自 車	1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)	3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)	6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)		原付、125cc以下の自動二輪車	1か月	4,000円(ほか3,000、2,000、1,000円)	3か月	11,200円(ほか8,400、5,400、2,800円)	6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)		125cc超の自動二輪車	1か月	6,000円(ほか4,500、1,500円)	3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)	6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)	■手續 移送→告示→1ヶ月→廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原動機付自転車または排気量125cc以下の自動二輪車 6,000円 ○排気量125ccを超える自動二輪車 8,000円	○	
区民	6か月	2,000円																																																					
	12か月	4,000円																																																					
その他	6か月	2,650円																																																					
	12か月	5,300円																																																					
	自転車	バイク																																																					
1日	100円	200円 300円																																																					
	自 車																																																						
1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)																																																						
3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)																																																						
6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)																																																						
	原付、125cc以下の自動二輪車																																																						
1か月	4,000円(ほか3,000、2,000、1,000円)																																																						
3か月	11,200円(ほか8,400、5,400、2,800円)																																																						
6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)																																																						
	125cc超の自動二輪車																																																						
1か月	6,000円(ほか4,500、1,500円)																																																						
3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)																																																						
6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)																																																						

	名称	公布日	施行日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金					撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																													
					自転車	原付	自二																																						
練馬区	練馬区自転車の適正利用に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 18 ・ 4 ・ 1	H 18 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表						■手続 撤去→告示→1ヶ月→法令の定めるところにより処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																													
	練馬区立ねりまタウンサイクル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 17 ・ 10 ・ 1	H 17 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	—	<b>■有料制 学割あり</b> <b>自転車・一般</b> <table border="1"><tr><th>半日</th><th>1日</th><th>1か月</th><th>3か月</th><th>6か月</th></tr><tr><td>100円</td><td>200円</td><td>2,000</td><td>5,700</td><td>9,600円</td></tr></table>					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000	5,700	9,600円																				
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																									
100円	200円	2,000	5,700	9,600円																																									
練馬区立自転車駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	H 26 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	<b>■有料制</b> <table border="1"><tr><th colspan="2">自転車</th><th>屋根付</th><th>屋根無</th></tr><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>1,100～ 2,200円</td><td>1,000～ 1,700円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>3,100～ 6,200円</td><td>2,800～ 4,800円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>5,200～ 10,500円</td><td>4,800～ 8,100円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生</td><td>1か月</td><td>600～ 1,700円</td><td>600～ 1,300円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>1,700～ 4,800円</td><td>1,700～ 3,700円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>2,800～ 8,100円</td><td>2,800～ 6,200円</td></tr><tr><td>1回利用</td><td>自転車</td><td>100円</td><td>原付 50ccまで</td><td>200円</td></tr></table>	自転車		屋根付	屋根無	一般	1か月	1,100～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	3,100～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	5,200～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	600～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,700～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,800～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用	自転車	100円	原付 50ccまで	200円	<b>※半日は4時間以内、1日は24時間以内</b>						
自転車		屋根付	屋根無																																										
一般	1か月	1,100～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																										
	3か月	3,100～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																										
	6か月	5,200～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																										
学生	1か月	600～ 1,700円	600～ 1,300円																																										
	3か月	1,700～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																										
	6か月	2,800～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																										
1回利用	自転車	100円	原付 50ccまで	200円																																									
<b>※時間制利用導入施設あり</b> <table border="1"><tr><th rowspan="3">原付 (50ccまで)</th><th>1か月</th><th>3,000円</th></tr><tr><th>3か月</th><th>8,000円</th></tr><tr><th>6か月</th><th>16,000円</th></tr></table>					原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円																																		
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																											
	3か月	8,000円																																											
	6か月	16,000円																																											
足立区	足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令罰金 [10万円] [3万円]	<b>■承認制</b> 駅からの直線距離が800m以上の者 <b>■有料制</b> 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり					■手続 移送→告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																												
											<table border="1"><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1日</td><td>120円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,100円</td><td>3,500円</td></tr></table>						自転車	原付	1日	120円	200円	1か月	2,100円	3,500円																					
	自転車	原付																																											
1日	120円	200円																																											
1か月	2,100円	3,500円																																											
葛飾区	葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 25 ・ 3 ・ 27	H 25 ・ 8 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付立入検査措置命令罰金 [10万円] 公表	<b>■承認制</b> 限定駐車場は駅からの直線距離が1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し <b>■有料制</b>					■手続 撤去→通知又は告示→保管(2ヶ月)→自転車法等により処分 ただし、機能喪失車は廃棄物処理法等により直ちに処分又、程度のよいものは再利用 告示の日から規定で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合、当該保管自転車を売却することができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○																												
	葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例	S 57 ・ 7 ・ 7	S 57 ・ 7 ・ 30								<table border="1"><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>900～ 2,400円</td><td>3,000円</td></tr></table>						自転車	原付	1か月	900～ 2,400円	3,000円																								
	自転車	原付																																											
1か月	900～ 2,400円	3,000円																																											
江戸川区	江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	H 25 ・ 12 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<b>■有料制</b>					■手続 撤去→告示→保管(15日)→処分 ■撤去料 自転車 3,000円 原付 3,500円																													
	江戸川区自転車駐車場条例	H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 3 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域		<table border="1"><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr><tr><td>一般</td><td>1,850円</td><td>3,700円</td><td></td></tr><tr><td>学生</td><td>1,030円</td><td>3,090円</td><td></td></tr><tr><td>1日利用</td><td>100円</td><td>210円</td><td>310円</td></tr></table>						自転車	原付	自動二輪	一般	1,850円	3,700円		学生	1,030円	3,090円		1日利用	100円	210円	310円														
	自転車	原付	自動二輪																																										
一般	1,850円	3,700円																																											
学生	1,030円	3,090円																																											
1日利用	100円	210円	310円																																										

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成													
					自転車	原付	自二																		
八王子市	八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H3 4 12	H3 10 1	-	-	○	○	-	自転車等放置禁止区域	義務付	—	■手続 通告又は警告→撤去→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円													
立川市	立川市自転車等放置防止条例	S59 3 31	S59 11 10	H26 3 25	H24 4 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>1か月</td><td>500~ 2,500~</td></tr><tr><td>学生</td><td>1か月</td><td>500~ 2,000円 3,000円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円 200円</td></tr></tbody></table> ※ 自転車の1日利用は、 ・一部で最初の2時間無料、以後4時間毎に100円 ・一部で最初の2時間無料、以後16時間毎に100円		自転車	原付	一般	1か月	500~ 2,500~	学生	1か月	500~ 2,000円 3,000円	1日利用		100円 200円	■手続 移送→保管→通知又は告示→ 2ヶ月→廃棄物処理法その他の法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円	
	自転車	原付																							
一般	1か月	500~ 2,500~																							
学生	1か月	500~ 2,000円 3,000円																							
1日利用		100円 200円																							
立川市自転車等駐車場条例	H17 6 1	H17 6 25	H26 3 1	H26 4 1	○	○	○																		
武藏野市	武藏野市有料自転車駐車場条例	S57 4 1	S57 4 1			○	○	-	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td></td><td>700~ 1,900円 2,000~ 2,500円</td></tr></tbody></table> ■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者)		自転車	原付	1か月		700~ 1,900円 2,000~ 2,500円	■手続 撤去→告示→30日→ 条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円	○						
	自転車	原付																							
1か月		700~ 1,900円 2,000~ 2,500円																							
武藏野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	H6 12 20	H7 6 15			○	○	-																		
三鷹市	三鷹市自転車等の放置防止に関する条例	S62 10 2	S63 1 25	H25 12 24	H26 6 1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	※下記の種類の駐輪場あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2ヶ月)→ 処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付車 4,000円	○												
青梅市	青梅市自転車等の放置防止に関する条例	H4 3 31	H4 10 1	H24 6 28	H25 4 1	○	○	-	自転車等放置禁止区域	努力義務	【定期利用】…1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円  河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 普通自動二輪(総排気量0.1250以下) 2,700円	■手続 移動→通知(告示)→ 60日→売却→ 廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円													
	青梅市有料自転車等駐車場条例	H24 6 28	H25 4 1	H26 6 30	H27 4 1	○	○	-	-	-	【一時利用】…1日単位 東青梅駅北口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円														

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金				撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成														
						自転車	原付	自二																						
府中市	府中市自転車の放置防止に関する条例	S 58 ・ 6 ・ 30	S 58 ・ 10 ・ 1			○	—	—	放置禁止区域	義務付	<p>■有料制 割引制度あり</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr> <tr><td>1か月(定期)</td><td>800～2,000円</td><td>2,500円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>一時使用</td><td>100円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr> </table>			自転車	原付	自動二輪	1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	<p>■手続 撤去→告示→60日→処分</p> <p>■撤去料 2,000円</p> <p>■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円</p>					
	自転車	原付	自動二輪																											
1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円																											
一時使用	100円	150円	200円																											
府中市立自転車駐車場条例	H 3 ・ 3 ・ 3 ・ 22	H 3 ・ 3 ・ 3 ・ 22			○	○	○	—																						
昭島市	昭島市自転車等の放置防止等に関する条例	H 3 ・ 9 ・ 24	H 4 ・ 4 ・ 1	H 19 ・ 12 ・ 21	H 20 ・ 1 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	<p>■承認制(有料) 学生割引あり</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>1か月</td><td>1,000～2,000円</td><td>1,500～2,500円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>1,600～5,000円</td><td>3,500～6,500円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>3,200～10,000円</td><td>7,000～13,000円</td></tr> </table>			自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	1,000～2,000円	1,500～2,500円	3か月	1,600～5,000円	3,500～6,500円	6か月	3,200～10,000円	7,000～13,000円	<p>■手続 警告→撤去→保管→告示→60日→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円</p>		
	自転車	原付																												
1日	100円	200円																												
1か月	1,000～2,000円	1,500～2,500円																												
3か月	1,600～5,000円	3,500～6,500円																												
6か月	3,200～10,000円	7,000～13,000円																												
昭島市自転車等駐車場条例	H 10 ・ 10 ・ 1	H 11 ・ 7 ・ 1	H 26 ・ 6 ・ 30	H 26 ・ 10 ・ 1	○	○	—																							
調布市	調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 18	H 10 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置禁止区域	義務付	<p>■有料制 学生等割引制度あり</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr> <tr><td>1か月</td><td>700～2,200円</td><td>2,500～3,200円</td><td>4,000～4,200円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>1,900～6,300円</td><td>7,000～9,100円</td><td>11,300～11,900円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>3,400～12,000円</td><td>13,200～17,400円</td><td>21,300～22,500円</td></tr> </table>			自転車	原付	自動二輪	1か月	700～2,200円	2,500～3,200円	4,000～4,200円	3か月	1,900～6,300円	7,000～9,100円	11,300～11,900円	6か月	3,400～12,000円	13,200～17,400円	21,300～22,500円	<p>■手続 移送→告示→30日→条例により処理</p> <p>■移送料 ○自転車 2,500円 ○バイク 5,000円</p>	○
	自転車	原付	自動二輪																											
1か月	700～2,200円	2,500～3,200円	4,000～4,200円																											
3か月	1,900～6,300円	7,000～9,100円	11,300～11,900円																											
6か月	3,400～12,000円	13,200～17,400円	21,300～22,500円																											
調布市立自転車等駐車場の設置及び管理条例	H 11 ・ 12 ・ 22	H 12 ・ 4 ・ 1			○	○	—																							
町田市	町田市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 ・ 4 ・ 1	S 58 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 3 ・ 31	H 16 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	<p>■有料制、許可制</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1か月</td><td>1,200円～1,800円</td><td>2,500円～3,000円</td></tr> </table>			自転車	原付	1か月	1,200円～1,800円	2,500円～3,000円	<p>■手続 移送→表示→2ヶ月→告示→自転車法により処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円</p>	○										
	自転車	原付																												
1か月	1,200円～1,800円	2,500円～3,000円																												
町田市自転車等駐車場条例	S 58 ・ 9 ・ 30	S 58 ・ 9 ・ 30	H 22 ・ 10 ・ 8	H 23 ・ 1 ・ 5	○	○	—																							
小金井市	小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 58 ・ 12 ・ 15	H 10 ・ 3 ・ 30	H 10 ・ 3 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■有料制、承認制 学生割引あり</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1か月</td><td>1,200～2,000円</td><td>2,400～3,000円</td></tr> </table>			自転車	原付	1か月	1,200～2,000円	2,400～3,000円	<p>■手続 撤去→2ヶ月→告示→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 1,500円 ○原付車 3,000円</p>	○										
	自転車	原付																												
1か月	1,200～2,000円	2,400～3,000円																												
小金井市有料自転車駐車場条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 59 ・ 12 ・ 1	H 24 ・ 3 ・ 24	H 24 ・ 4 ・ 1	○	○	—																							
小平市	小平市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 58 ・ 12 ・ 15	H 25 ・ 9 ・ 4	H 25 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■有料制、承認制</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>1か月</td><td>500～2,500円</td><td>2,000～2,700円</td></tr> <tr><td>一時利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr> </table> <p>※ 自転車:(1か月)は学割あり、(一時利用)は小平駅南口のみ150円</p>			自転車	原付	1か月	500～2,500円	2,000～2,700円	一時利用	100円	150円	<p>■手続 撤去→告示→保管(2ヶ月)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円</p>	○							
	自転車	原付																												
1か月	500～2,500円	2,000～2,700円																												
一時利用	100円	150円																												

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金			撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成
						自転車	原付	自二							
日野市	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H4 6 · 30	H4 · 9 · 1	H22 · 9 · 30	H22 · 10 · 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査	■有料制(2か所)、その他は無料	自転車	原付	■手続 撤去→公示→保管(2ヶ月)→条例により処理 ■撤去手数料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
東村山市	東村山市有料自転車等駐輪場条例	H20 · 12 · 26	H21 · 6 · 1	H26 · 3 · 31	H26 · 10 · 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制(有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全19か所)	自転車	原付	■手続 撤去→告示→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付車 2,200円	
東村山市	東村山市自転車等の放置防止に関する条例	H2 · 12 · 13	H2 · 12 · 13	H25 · 12 · 27	H26 · 7 · 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■年間登録制駐輪場	自転車	原付	■手續 撤去→告示(14日)→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○
国分寺市	国分寺市自転車等の放置防止に関する条例	S60 · 3 · 30	S61 · 7 · 1			○	○	—	放置規制区域	努力義務	■承認制(有料)	自転車	原付	■手續 撤去→告示(14日)→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
国分寺市	国分寺市有料自転車等駐車場条例	H17 · 3 · 30	H17 · 4 · 15			○	○	—	放置規制区域	努力義務	■承認制(有料)	自転車	原付	■手續 撤去→告示(14日)→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○
国立市	国立市自転車安全利用促進条例	S56 · 3 · 25	S56 · 5 · 20	H25 · 10 · 7	H25 · 11 · 1	○	—	—	整理区域	義務付	■承認制	自転車	原付	■手續 撤去→告示(14日)→保管(2ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円	
福生市	福生市自転車等の放置防止等に関する条例	H6 · 9 · 30	H7 · 4 · 1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■承認制(有料)	自転車	原付	■手續 警告→撤去→告示→保管(3ヶ月)→所有権取得→処分 ■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円	
福生市	福生市自転車等駐車場条例	H9 · 12 · 24	H9 · 12 · 24			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■承認制(有料)	自転車	原付	■手續 警告→撤去→告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	
狛江市	狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	H9 · 10 · 1	H9 · 10 · 1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	—	—	—	■手續 警告→撤去→保管→告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成
						自転車	原付	自二					
東大和市	東大和市自転車等放置防止等に関する条例	H7 3 28	H7 10 1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自肃範囲)	■手続 撤去→公示→返還→保管(6ヶ月)→処分 ■移送料・手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円	
清瀬市	清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H2 10 1 1	H3 1 10 10						放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自肃範囲)  ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可)	■手続 警告→撤去→保管(60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
	清瀬市有料自転車等駐車場条例	H7 7 1 1	H7 9 22			○	○	—			■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可)	■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可)	
東久留米市	東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S63 3 31	S63 4 1	H16 12 27	H16 12 27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間)  ■有料制(1日利用)	■手続 撤去→告示→保管(2ヶ月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円	
多摩市	多摩市自転車等の放置防止に関する条例	S59 12 27	S60 4 1	H17 6 27	H17 6 27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制	■手続 撤去→告示→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
	多摩市営駐輪場条例	H8 10 14	H9 4 1	H25 6 21	H25 7 27	○	○	○	—	—	■有料制	■手続 警告→撤去→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
稻城市	稻城市自転車等の放置防止に関する条例	S60 4 1	S60 4 1	H24 3 29	H24 6 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	—	■手続 警告→撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○

	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成	
					自転車	原付	自二						
羽村市	羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H3 ・ 3 ・ 26	H3 ・ 10 ・ 1	H22 ・ 9 ・ 15	H22 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	—	■手続 撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○
あきる野市	あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理条例に関する条例	H9 ・ 12 ・ 24	H9 ・ 12 ・ 24	H22 ・ 6 ・ 21	H22 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	—	—	■手続 撤去→告示(通知)→60日→条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分	
西東京市	西東京市自転車等の放置防止に関する条例	H13 ・ 1 ・ 21	H13 ・ 1 ・ 21			○	○	—	放置禁止区域	義務付	—	■手続 警告→撤去→保管(60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
瑞穂町	瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	S59 ・ 12 ・ 14	S60 ・ 4 ・ 1			○	○	—	—	義務付	■有料制、許可制 それぞれ学割あり	■手続 撤去→告示(14日)→保管 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付車 1,500円	

## 5 放置禁止区域等の指定状況

平成26年6月末現在

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総 数		527	
区 部		403	
千代田区	放置禁止	9	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町
中央区	放置禁止	8	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町
港区	放置禁止	11	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道、麻布十番、赤坂見附、新橋
新宿区	放置禁止	30	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿
文京区	放置禁止	15	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚
台东区	放置禁止	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス))、稻荷町
墨田区	放置禁止	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江東区	放置禁止	19	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神
品川区	放置禁止	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横町、立会川、戸越、中延、武藏小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目黒区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武藏小山、目黒
大田区	放置禁止	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稻荷、天空橋、武藏新田、西馬込、多摩川、下丸子、糺谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鵜の木、大森海岸
世田谷区	放置禁止	34	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田
渋谷区	放置禁止	15	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目
中野区	放置規制	14	中野、鷺ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、東中野、中野坂上、落合、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊島区	放置禁止	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北区	整 理	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止	22	板橋、ときわ台、成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
練馬区	放置禁止	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園
足立区	放置禁止	23	綾瀬、千住大橋、京成閑屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛飾区	整理	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江戸川区	放置禁止	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市部		124	
八王子市	放置禁止	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立川市	放置禁止	8	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館
武藏野市	放置禁止	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹
三鷹市	放置禁止	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青梅市	放置禁止	3	青梅、河辺、東青梅
府中市	放置禁止	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨靈園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台
昭島市	放置禁止	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調布市	放置禁止	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町田市	放置禁止	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小金井市	放置禁止	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小平市	放置禁止	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日野市	放置禁止	6	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園
東村山市	放置禁止	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川駅北口
国分寺市	放置禁止	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国立市	整理	3	国立、谷保、矢川
福生市	放置禁止	4	福生、牛浜、熊川、拝島
狛江市	放置禁止	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東大和市	放置禁止	5	東大和、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清瀬市	放置禁止	2	秋津、清瀬
東久留米市	放置禁止	1	東久留米
多摩市	放置禁止	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲城市	放置禁止	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽村市	放置禁止	2	羽村、小作
西東京市	放置禁止	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

## 6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

### 【区部】

平成26年6月末現在

区部	遊技場等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
港区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積が5,000m <sup>2</sup> を超える部分は床面積30m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積1,200m <sup>2</sup> を超える部分は60m <sup>2</sup> 、5,000m <sup>2</sup> を超える部分は120m <sup>2</sup> 毎に1台
新宿区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は床面積30m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積1,200m <sup>2</sup> を超える部分は60m <sup>2</sup> 、5,000m <sup>2</sup> を超える部分は120m <sup>2</sup> 毎に1台
墨田区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
江東区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
品川区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
目黒区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
大田区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台
世田谷区	150m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
渋谷区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は床面積30m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は40m <sup>2</sup> 毎に1台
中野区	150m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
杉並区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台
豊島区	150m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	スーパー・マーケット等 200m <sup>2</sup> を超えるもの 上記以外 400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台 40m <sup>2</sup> 毎に1台
北区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
荒川区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台
板橋区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台
練馬区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
足立区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
葛飾区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、 健康増進施設	学習、教養、 趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
港 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を 超える部分は50m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	
新 宿 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を 超える部分は50m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	
墨 田 区	400m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	※店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分 は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300m <sup>2</sup> を超 えるもの15m <sup>2</sup> 毎に1台、5,000m <sup>2</sup> を超 える部分は30m <sup>2</sup> 毎に1台
江 東 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
品 川 区	300m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 50m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400m <sup>2</sup> を超えるものは 20m <sup>2</sup> 毎に1台
大 田 区	200m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
世 田 谷 区	250m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	200m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
渋 谷 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 50m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 50m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台 ※床面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 30m <sup>2</sup> 毎に1台	※平成26年4月2日公布、 平成26年10月1日施行
中 野 区	250m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	250m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	150m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台※	※200台を超える部分は、基準面 積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供 する施設、150m <sup>2</sup> を超えるものは 15m <sup>2</sup> 毎に1台
杉 並 区	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 算定した自転車駐車場の規模の 1/2
豊 島 区	250m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの 40m <sup>2</sup> 毎に1台	150m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
北 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台	600m <sup>2</sup> を超えるもの 30m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	
練 馬 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
足 立 区	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業 地域
葛 飾 区	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの 25m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの 15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業 地域

## 【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパー・マーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	35m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの	35m <sup>2</sup> 毎に1台
立川市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
武藏野市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
三鷹市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
青梅市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	30m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	40m <sup>2</sup> 毎に1台
府中市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
昭島市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
調布市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
町田市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの	30m <sup>2</sup> 毎に1台
小金井市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
小平市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	500m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
日野市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
東村山市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
国分寺市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
国立市	建築延面積が 500m <sup>2</sup> 以上のもの	遊技場:延床面積15m <sup>2</sup> 毎に1台	建築延べ面積が 500m <sup>2</sup> 以上のもの	延床面積10m <sup>2</sup> 毎に1台
福生市	建築延面積が 500m <sup>2</sup> 以上のもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台以上	建築延床面積が 500m <sup>2</sup> 以上のもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台
清瀬市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
東久留米市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
稲城市	建築延面積が 300m <sup>2</sup> 以上のもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台	建築延べ面積が 300m <sup>2</sup> 以上のもの	10m <sup>2</sup> 毎に1台
羽村市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
西東京市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	15m <sup>2</sup> 毎に1台	400m <sup>2</sup> を超えるもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台
瑞穂町	500m <sup>2</sup> を超えるもの		500m <sup>2</sup> を超えるもの	

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300m <sup>2</sup> を超えるもの	35m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの、35m <sup>2</sup> 毎に1台	300m <sup>2</sup> を超えるもの、35m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武藏野市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台		300m <sup>2</sup> を超えるもの、15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900m <sup>2</sup> を超えるもの45m <sup>2</sup> 毎に1台
三鷹市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	50m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台		300m <sup>2</sup> を超えるもの、15m <sup>2</sup> 毎に1台	店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	40m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500m <sup>2</sup> を超えるもの40m <sup>2</sup> 毎に1台
小金井市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			1台あたりの面積は1m <sup>2</sup> 以上とする
日野市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	50m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200m <sup>2</sup> を超えるもの20m <sup>2</sup> 毎に1台
東村山市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			1台あたりの面積は1m <sup>2</sup> 以上とする
国分寺市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			
国立市	建築延面積が500m <sup>2</sup> 以上のもの	延床面積20m <sup>2</sup> 毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20m <sup>2</sup> 毎に1台
福生市	建築延床面積が500m <sup>2</sup> 以上のもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台以上			
清瀬市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			1台あたりの面積は1m <sup>2</sup> 以上とする
東久留米市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武藏村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500m <sup>2</sup> 以上の集客建築物の延べ面積200m <sup>2</sup> 毎に1台
多摩市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稻城市	建築面積が300m <sup>2</sup> 以上のもの	20m <sup>2</sup> 毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20m <sup>2</sup> につき1台
羽村市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			1台あたりの面積は1m <sup>2</sup> 以上とする。店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500m <sup>2</sup> を超えるもの	25m <sup>2</sup> 毎に1台			店舗面積5,000m <sup>2</sup> を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500m <sup>2</sup> を超えるもの				

## 7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

目 黒 区	事 業 名	発足 年度	補助対象・補助率(額)・その他	種 別	実 績	
					発足からの累計	
					対象箇所	収容予定期数(台)
大 田 区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成2年度	<p><b>【補助対象】</b>            以下の者には助成しない            ・鉄道事業者            ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受け設置し、又は経営している者</p> <p><b>【補助条件】</b>            ・駅から概ね200m以内            ・継続して3年以上運営すること            ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること</p>	A		
大 田 区	大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭和63年度 平成25年3月に改正	<p><b>【補助対象】</b>            ●対象事業            ①駅から概ね300m以内            ②収容能力が概ね30台以上            ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること            ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること            ※駐車場の設置・経営を目的とする財團法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパー・マーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外</p> <p><b>●交付対象</b>            ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く)</p> <p><b>【補助条件】</b>            ●建設費補助金 次のうち低い方の額            ①建設費の1/2の額            ②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額            ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付            敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額            ※鉄道事業者は対象外 【補助額】</p>	A	2,969 (台)	51 (台)
					88,033 (千円)	1,275 (千円)
世 田 谷 区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	<p><b>【補助対象】</b>            ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの</p> <p><b>【補助条件】</b>            ・平置式3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。</p> <p><b>【補助額】</b>            ・建設費の1/3以内。ただし平置式500万円、立体自走式1,000万円を限度。</p> <p><b>【その他】</b>            ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く10箇所の収容可能台数。</p>	A	1,644 (台)	188 (台)
中 野 区	中野区民営自転車駐車場設置補助	平成元年度	<p><b>【補助対象】</b>            ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者            ・収容台数: 平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの</p> <p><b>【補助条件】</b>            ・運営期間: 平置き3年・立体式又は機械式5年以上</p>	A	232 (台) 8,300 (千円)	0 0

杉並区	杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	<p>(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること  (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること  (3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上ある駐車場であること  (4) 主として通勤又は通学等であるため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること  (5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること  ※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。  (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場  (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場（附置義務）</p> <p><b>【建設費補助金】</b>  補助金の交付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設費  標準建設費（収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいづれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。</p> <p>(2) 管理費  自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいづれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。</p>	A	5	1,102 (台)	355 (台)
北区	北区民営自転車駐車場助成	昭和61年度	<p><b>【対象・条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営自転車駐車場の設置者</li> <li>・継続して6年以上運営すること。</li> <li>・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。</li> <li>・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。</li> <li>・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。</li> <li>・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。</li> </ul>	A			
荒川区	民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	<p><b>【対象・条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。</li> <li>・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。</li> <li>・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。</li> <li>・継続して3年以上運営すること。</li> </ul> <p><b>【補助額】</b></p> <p>○標準建設費または建設に要した経費のいづれか低い額の2分の1以内</p> <p>※標準建設費計算式</p> <p>①平置式駐車場 収容台数×21,000円  ②立体式駐車場 収容台数×42,000円</p> <p>○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。</p> <p>○交付限度額</p> <p>①平置式駐車場 200万円  ②立体式駐車場 400万円</p>	A	12	1,246 (台)	50 (台)
板橋区	民営自転車駐車場助成	昭和60年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20m<sup>2</sup>以上</li> <li>②3年以上継続経営</li> </ul>	A			

足立区	民営自転車駐車場設置補助	昭和58年度	<p><b>【補助対象】</b> ・駐車場が不足している駅周辺に駐輪場の開設・拡張を希望するもの <b>【補助条件】</b> 「足立区民営自転車等駐車場補助金要綱」及び「足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則第22条」</p>	A	95	20,503(台) 292,772(千円)	3	386(台) 13,311(千円)
葛飾区	葛飾区民営自転車等駐車場整備補助(要綱)	平成23年度	<p><b>【補助対象】</b> ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること <b>【補助条件】</b> ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること</p>	A	12	1,858(台) 40,725(千円)	3	420(台) 13,305(千円)
武藏野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	<p><b>【補助対象】</b> ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 <b>【補助条件】</b> ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 <b>【その他】</b> ・市長が別に定める</p>	A				
三鷹市	三鷹市民営等自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度	<p><b>【補助対象】</b> 1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。 (1) 一般市民の利用に供されるものであること (2) 鉄道駅から概ね300m以内にあること (3) 駐車場に供する面積が、概ね20m<sup>2</sup>以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること (4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。 (1) 鉄道事業者が設置し、経営するもの (2) 条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの (3) 本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの <b>【補助条件】</b> (1) 駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。 (3) 駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるものの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。 ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>※条例第4章 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例第4条・・・鉄道事業者は、鉄道利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。</p>	A	5	2,498(台) 20,296(千円)	1	124(台) 732(千円)

調布市	民営自転車駐車場設置費補助	昭和59年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平置式（簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付）</li> <li>・立体式（ラック付）</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。</li> <li>・自転車を100台以上収容できるものであること。</li> <li>・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。</li> <li>・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。</li> </ul>	A	153 (台)		
町田市	民営自転車等駐車場助成事業	平成3年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。</li> <li>・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。</li> </ul>	A 11	1,814 (台)	2	240 (台)
小金井市	小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。</li> </ul>	A 1	200 (台)		
小平市	小平市民営自転車等駐車場補助	平成20年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費補助金：自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1（消費税、解体費、用地購入費を除く）</li> <li>・運営費補助金：建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上（原付は1.5台で換算）であること。</li> <li>(2) 立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。</li> <li>(3) 継続して5年以上運営すること。</li> <li>(4) 車種は、自転車及び原動機付自転車とする。</li> </ul>	A C 4	857 (台)	1,937 (千円)	
国分寺市	民営自転車等駐車場の育成 (国分寺市自転車等の放置防止に関する条例)	昭和59年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税</li> <li>・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。</li> </ul>	C			
稻城市	民間自転車等駐車場の育成等	昭和59年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の設置</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置</li> </ul>	C			
羽村市	民営有料自転車駐車場補助金	平成3年度	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場</li> </ul> <p><b>【補助条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの</li> <li>●自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの</li> <li>●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの</li> </ul>	A 0		0	

## 8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：平成25年度

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
中央区	駐輪場整備に向けた調査・検討	平成25年10月～11月	区内全域	駐輪場整備計画及び放置自転車の状況調査
港区	駅前自転車等乗入台数調査	年2回 (5月10月)	駅周辺の自転車等の乗入調査	1放置台数調査 2駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新宿区	放置自転車台数調査	毎年5月・10月	駅周辺の放置自転車台数調査	5月：自転車・第一種原動機付自転車 10月：自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐車場等置場内乗入台数 (自転車) ②駐車場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	5月・11月	放置禁止区域内の自転車 (原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐車場利用台数 ④自転車駐車場整備台数
葛飾区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数 ③民間駐輪場収容台数
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年 5月・10月	自転車駐車場内の自転車 や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年 6月・10月・ 2月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
立川市	実態調査	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	5月・10月	自転車、原動機付自転車、 自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
町田市	町田駅周辺放置自転車実態調査	6月・11月	自転車、原動機付自転車、 自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置台数
府中市	駅周辺自転車駐車場台数調査	毎年10月	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	多摩市2013年度放置自転車調査	平成25年 10月	市内4駅周辺における 駐輪場利用台数及び放置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・ 台数調査

## 9 放置自転車対策事例

### (1) 室町東駐輪場(実施主体:株式会社三井不動産)

#### 神社の下に駐輪場！？～新たな土地活用としての公共駐輪場の姿～

##### 自転車等駐車場設置の経緯

三井不動産は、「日本橋再生計画」の中核を担う「日本橋室町東地区開発計画」において、室町東三井ビルディング（商業施設名：COREDO室町1）等を建設するとともに、1100年以上前から日本橋室町地域の稲荷として親しまれてきた「福德神社（別号：茅吹神社）」を再建した。

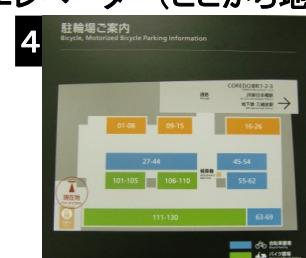
その地下に地域貢献事業の一環として、商業施設利用者用とは別に自転車69台、バイク30台の自転車等駐車場を設置。

設置にあたっては、駐輪場が地下にあるため、入り口を分かりやすいデザインになるよう心がけた。また、主な利用者がCOREDO室町の買い物客であるため、地下通路を介してCOREDO室町2につながるようにした。さらに、三越前駅にも通じているので、電車利用者にとっても便利な駐輪場となっている。

駐輪場の下には、防災用備蓄倉庫が設けられており、さらに平成28年度には広場空間『（仮称）福德の森』が完成する予定で、地域住民や来街者にとって多機能的なスポットとなる。



1. 福徳神社外観 2. 室町東駐輪場への出入口(仲通り側) 3. 駐輪場内部の様子 4. 駐輪場案内板 5. (仮称)福德の森完成パース(三井不動産HPから抜粋)



##### 室町東駐輪場情報

- 所在地：中央区日本橋室町二丁目5番
- 収容能力：自転車 69台 ミニバイク 30台
- 開業：平成26年10月24日
- 利用時間：午前6時から翌日の午前2時まで
- 利用料金：当日利用 100円／6時間  
(ミニバイクは200円／6時間)
- 施設案内：<http://mebuki.jp/>



## (2) 町田駅南口周辺の自転車駐車場設置(実施主体:小田急電鉄株式会社)

「オダクル」が発信する沿線の放置自転車対策～「安心で快適な駐輪場」提供を通じて～

### 小田急電鉄の近年の取組

小田急電鉄は全70駅中、52駅（都内では16駅）に駐輪場を自ら設置しており、計179施設、収容台数約41,400台を運営している（平成26年6月末現在）。

近年、時間貸し自動車駐車場の稼働率は横ばいであるものの、月極自動車駐車場の稼働率は減少傾向にある。その一方で、自転車駐車場の需要は伸びている。これを受け、月極自動車駐車場を縮小し、月極自転車駐輪場を増設している。

また、より一層「安心で快適な駐輪場サービス」を提供するため、平成25年8月に直営駐輪場の名称を「オダクル」に改称し、新しい料金収受システムを導入した。新システムではICカードによる料金精算が行え、盗難防止のため出入口にゲートを設置し、カードによる入出場となった。また、自転車の仕様が多様化（チャイルドシート付自転車、アシスト自転車等）していることから、「ゆったりスペース（ラック幅60cm、通常は35~40cm）」や、ラックへの出し入れがしやすい「スライド式ラック」を設置。このように、自転車を取り巻く状況や需要の変化に対応し、放置自転車問題の解決に取り組んでいる。



小田急・駐輪場ブランド「オダクル」



「オダクル小田急町田ビル」



「オダクル町田第2」

- ・所在地： 町田市原町田6丁目
- ・収容能力： 自転車専用 131台
- ・利用時間： 24時間
- ・利用料金： 最初の1時間無料 以降100円/4時間
- ・ホームページ： <http://www.odakyu.jp/station/parking/>



## **第3 財政制度**

- 1 自転車等に関する財政制度**
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)**
- 3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)**
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)**
- 5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)**
- 6 特別区都市計画交付金(都支出金)**
- 7 市町村土木費補助事業(都支出金)**
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業**
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業**



### 第3 財政制度

#### 1 自転車等に関する財政制度

##### (1) 財 源

###### 使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金  
(普通交付金)

○は区または市町村に適用  
◎は区市町村・民営に適用

###### 使途が特定されている財源

- 国庫支出金
  - 交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車場を含む）の整備に充当
- 国庫補助金
  - ①都市計画自転車駐車場整備事業 ————— 都市計画自転車駐車場が対象
  - ②特定交通安全施設等整備事業 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象  
(都市計画事業を除く)
  - ③大規模自転車道整備事業 ————— 自転車等が対象
  - ④社会资本整備総合交付金 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計画等に位置付けられている自転車駐車場が対象  
(都市再生整備計画事業等)
  - ⑤社会资本整備総合交付金 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略などに位置付けられている自転車駐車場が対象  
(都市・地域交通戦略推進事業)
  - ⑥社会资本整備総合交付金 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象  
(道路事業(防災・安全交付金))
- 都支出金
  - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
  - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対して支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例による貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場  
(区市町村が行う貸付けに係る事業を含む) に対して融資

###### 他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与 (期間満了後無償譲渡)
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営  
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

## (2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	都市計画自転車駐車場整備事業	都市計画事業として設置する自転車駐車場	用地費の1/3以内 設備費の1/2以内	昭和53年度開始 予算科目 道路整備特別会計・街路事業費・臨時交付金
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	社会资本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・社会资本総合整備事業費・社会资本整備総合交付金
	社会资本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画、交通結節機能高度化計画、総合交通戦略、先導的都市環境形成計画及び歴史的風致維持向上計画、並びにパリアフリー基本構想のいずれかに定められた又は定められることが確実と見込まれる区域における自転車駐車場	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略を策定し、かつ、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に定められた地区または環境モデル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始
	社会资本整備総合交付金(防災・安全交付金)	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業として設置する自転車駐車場(国庫補助金対象箇所)	{(事業費)-(国費)-(起債その他の収入)}×1/2以内	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	事業費の1/2以内 (ただし、補助の対象は事業費の25%とし、75%は起債充当額である)	昭和48年度から59年度まで 補助率1/2
財団法人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能のこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担  ※負担限度額： ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあつては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額  ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
	(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	①区市町村等からの要請 ②500台程度以上の放置自転車があること	センター負担額は、施設の規模・運営方法等により異なるので、協議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡

## 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政係・市町村課交付税係所管)

### (1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～20条

政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令

省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

### (2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条により納付された反則金等である。

### (3) 発足年度

昭和43年度

### (4) 交付額

#### ①都の基準額

$$\begin{aligned} \text{交付時期ごとの} & \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ \text{交付金の総額} & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

#### ②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

#### ③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} \text{都の} & \times \frac{1}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ \text{基準額} & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

#### 【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

#### 【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

#### 【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものとされる。

#### ④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

#### (5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

#### (6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
東京都	4,647	4,584	4,787	4,684	4,141	4,103	3,854	3,724	3,663	3,451
区 市 町 村	特 別 区	1,566	1,538	1,599	1,563	1,379	1,365	1,280	1,235	1,214
	市 町 村	757	754	794	778	691	686	646	625	617
	小 計	2,322	2,291	2,393	2,341	2,069	2,051	1,926	1,861	1,723
合 計	6,970	6,876	7,180	7,025	6,210	6,154	5,780	5,585	5,494	5,174

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

### 3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)

(国土交通省都市・地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、  
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

#### (1) 根 拠

法律 都市計画法第11条（昭和53年度発足）

#### (2) 採択基準

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。  
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏（東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏）又は人口10万以上の都市圏（通勤圏）の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車（原動機付自転車を含む。以下同様）の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数(又は、5年後の推定放置台数)が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100m<sup>2</sup>以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅等から概ね200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、その合計が100m<sup>2</sup>以上、200台以上のもの。（道路改築と一体的に整備する場合に限る。）
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。  
なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」（昭和54年5月1日付街路課事務連絡）によれば、自転車駐車場は道路の附属物（道路法第2条、道路法施行令第34条の3）として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

#### (3) 補助率

用地 1／3（通勤、通学目的に利用する自転車駐車場に限る。）

施設 1／2

ただし、交通連携推進事業（交通結節点改善事業）に該当するものは、用地・施設とも1／2

#### (4) 参 考：建設省都市局通達等

- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
  - イ 面積 100m<sup>2</sup>以下の自転車駐車場
  - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」を徴収することができる。

## 自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)

区市町村の駐車場状況の把握（既存資料等による）



区市町村における自転車駐車場整備についての基本的考え方の整理

- ・地区ごとの駐車問題の把握
- ・自転車駐車場整備の全体の方針
- ・放置駐輪対策の基本的考え方



整備する地区の選定



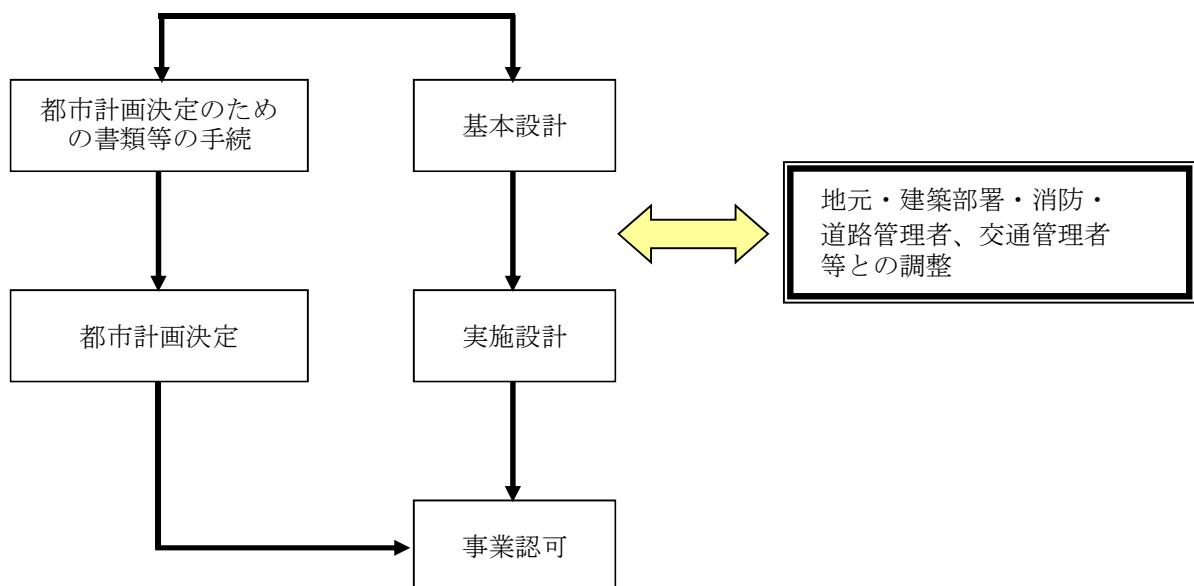
○自転車駐車施設整備計画の策定○

### 【盛り込むべき内容】

- ・自転車駐車場整備についての基本的な考え方
- ・自転車駐車場を整備すべき区域
- ・整備区域における将来自転車駐車需要台数
- ・今後整備すべき自転車駐車場の台数
- ・整備区域内道路における自転車放置の規制の方針
- ・地方公共団体における自転車駐車場の管理体制
- ・整備区域内の自転車（歩行者）道路整備の方針
- ・自転車駐車場が整備されるまでの自転車駐車に対する暫定処理方針

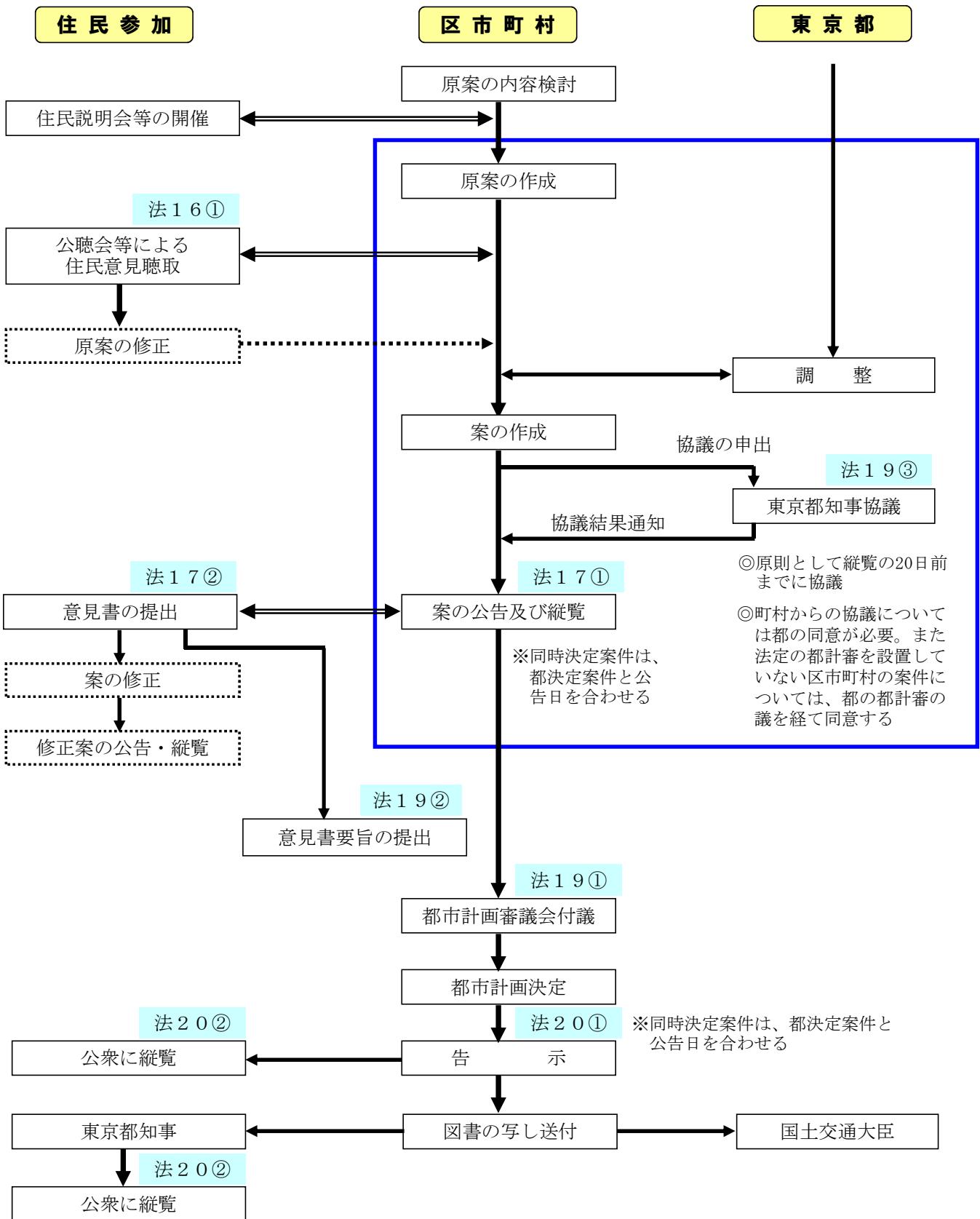
### 【その他】

自転車駐車場の概略設計図、資金計画



## 都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

### [都市計画手続]



## (5) 実績

### 都市計画自転車駐車場一覧

平成26年9月30日現在

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (m <sup>2</sup> )	構 造	計画 台数	管 理 者	事 業 年 度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54. 1. 16	1,840	上1	1,000	区	53~56	33( 3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第1	北1	S54. 3. 22	900	上3	1,700	市	54	156( 9)	○	J R
多摩 1	多摩センタ駅東	大字落合 字長久保	S54. 4. 2	2,560	上2	1,200	市	54~55	22( 2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第1	高島平3	S55. 1. 23	1,200	上1	900	区	56	30( 2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第2	高島平3	S55. 1. 23	850	上1	600	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55. 3. 4	520	上1	450	区			未	外々千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57. 6. 30	290	上1	210	区	57	51( 24)	○	J R
江戸川 1	船堀	船堀2	S58. 1. 11	1,300	上2	2,300	区	58	82( 4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58. 11. 30	1,010	上1	500	区	63~1	12( 2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59. 11. 15	680	上1	510	区	59~60	55( 11)	○	外々有楽町線
板橋 4	小竹・向原	向原1	S59. 11. 27	490	上1	400	区	59~60	5( 1)	○	外々有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60. 6. 14	650	上1	790	区	60	43( 5)	○	J R
北 1	王子北口	王子1	S60. 6. 13	660	上1	650	区	60	50( 8)	○	J R
北 2	王子南口	栄町	S60. 6. 13	390	上2	460	区	60	48( 10)	○	J R
北 3	王子・中央口	王子1	S61. 3. 18	850	上2	1,090	区	61	124( 11)	○	J R
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61. 8. 12	260	上2 下 1	440	区	61~2	88( 20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62. 3. 31	2,820	下1	1,900	区	62	596( 31)	○	J R
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2. 1. 26	2,500	下1	1,800	区	3~11	1,772( 98)	○	外々丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4. 2. 1	1,400	下1	1,000	区	3~6	1,390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4. 3. 4	1,500	下1	1,550	区	4~5	937( 60)	○	J R・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4. 11. 9	1,200	下1	700	区	5~9	282( 40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4. 11. 9	600	下1	300	区	5~9	166( 55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5. 3. 1	2,800	下1	3,000	区	5~6	1,600( 53)	○	J R
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5. 10. 27	710	下1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口	元町1	H6. 3. 4	2,500	下1	2,500	市	6~7	1,230( 49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6. 3. 17	3,400	下1	3,000	区	6~8	1,492( 50)	○	J R・ 外々半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7. 3. 28	990	上1 下 1	680	区	7~12	1,851(272)	○	T X・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7. 3. 22	1,500	下1	1,000	市	7~10	928( 93)	○	J R
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7. 3. 24	1,800	下1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 外々南北線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7. 8. 10	220	上6	520	区	7~8	200( 38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7. 8. 15	1,000	下1	850	区	7~9	730( 85)	○	J R・ 外々南北線
台東 3	新浅草第1	浅草1, 西浅草2	H7. 11. 8	1,200	下1	460	区	15~17	935(203)	○	T X
台東 4	新浅草第2	浅草2, 西浅草3	H7. 11. 8	960	下1	300	区	15~17	765(255)	○	T X
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7. 11. 24	1,100	下1	570	区	8~11	510( 89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7. 11. 24	1,200	下1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2,200	下1	750	区	8~11	580( 77)	○	都営大江戸線・ 外々有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2,100	下1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8. 1. 5	1,400	下1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8. 7. 4	1,700	下1	1,030	区	8~10	933( 91)	○	都営大江戸線・ J R

名 称		位 置	計画決定年月日	面 積 (m <sup>2</sup> )	構 造	計画台数	管 理 者	事 業 年 度	事業費 百 万 円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8. 7. 4	1, 700	下 1	1, 130	区	8~10	945( 84)	○	都営大江戸線・ 外環の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8. 7. 22	1, 900	下 1	1, 000	区	8~12	1, 600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	1, 800	下 1	2, 000	区	9~16	1, 040( 52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下 1	2, 000	区	9~11	3, 600( 80)	○	外環東西線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下 1	2, 500	区	9~11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下 1	1, 000	区	9~11	878( 88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	12~13	1, 129( 93)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下 1	590	区	10~11	550( 93)	○	J R
調布 1	飛田給駅北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下 1	1, 300	市	10~11	896( 69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上 2	310	未	25~26	34( 11)	未	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上 2	480	未	25~26	48( 10)	未	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上 2	710	未	25~26	68( 10)	未	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上 2	540	未	25~26	51( 10)	未	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上 2	1, 390	未	31~32	134( 10)	未	京急線
大田 7	糀谷駅	西糀谷4	H11. 3. 8	600	上 2	840	未	25~26	80( 10)	未	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下 1	1, 600	区	11~15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下 1	620	区	12~14	1, 116(180)	○	外環半蔵門線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下 2	4, 000	区	13~17	3, 400( 85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 7. 25	800	下 1	600	区	13~14	700(120)	○	外環半蔵門線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上 3	2, 500	区	13~15	1, 445( 57)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下 1	520	区	13~14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424( 28)	○	外環日比谷線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下 1	2, 500	区	14~16	1, 200( 48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下 1	500	区	16~17	470( 94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下 2	1, 300	区	14~19	1, 207( 95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	久米川1	H15. 6. 16	1, 900	下 1	1, 500	市	17~20	646( 43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下 1	9, 400	区	16~20	7, 260( 77)	○	外環東西線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上 2	1, 500	区	16~21	1, 492( 99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下 1	1, 500	市	16~20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下 1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17~18	384( 26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下 1	3, 000	市			未	J R
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下 2	1, 900	区	22~27	2, 239(118)	事	外環有楽町線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下 1	2, 450	市	24~26	1, 671(68)	事	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下 1	1, 200	区			未	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下 1	220	区	25~27	413(187)	事	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下 1	2, 000	区	25~27	2, 267(113)	事	外環有楽町線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下 1	700	区			未	J R・東急東横 線・外環副都心線
江戸川 10	小岩駅南地下	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区			未	J R
合 计	7 8箇所					102, 160					

※ 供用台数 80, 990台

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工

## 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

### (1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

### (2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1／2（用地費・工事費とも）

### (3) 実 績

年 度	補 助 事 業 者	駐 車 場 名	敷 地 面 積 (m <sup>2</sup> )	構 造	収 容 可 能 台 数 (台)	工 事 費 総 額 (千円)	補 助 基 本 額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階4層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階3層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

## 5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)

(①一国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助係補助担当所管)

### (1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条  
要 約 社会資本整備総合交付金交付要綱

### (2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車場が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車場の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

### (3) 実 績

年 度	補 助 事 業 者	駐 車 場 名	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
			15,901.37		13,553	5,610,024	5,314,266

## 5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)

### (②)一国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設設計課施設設計画係所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

#### (1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

#### (2) 採択基準

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 5.5／10（用地費・工事費とも）

#### (3) 実 績

年 度	補 助 事 業 者	駐 車 場 名	敷 地 面 積 (m <sup>2</sup> )	構 造	収 容 可 能 台 数 (台)	工 事 費 総 額 (千円)	補 助 基 本 額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ラック併用	原付73 自転車372	83,611.5	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453,450 用地費 57,898,000	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930 (281.69m <sup>2</sup> )	用地費 134,000 (249.54m <sup>2</sup> )
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場 (事業1年目)	約2780	地下自走式	自転車3000	設計費 15,422	設計費 13,400

## 6 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政係所管)

### (1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。  
(昭和56年度発足)

### (2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位:千円)

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駅駐輪場	9,600	1,500
		井荻駅駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
	江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駅駐輪場	89,389	11,789
		井荻駅駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099
	江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駅駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293, 308	32, 408
		勝どき駅駐輪場	344, 638	38, 138
		築地駅駐輪場	283, 155	31, 355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100, 000	10, 100
	江 東	森下駅駐輪場	311, 998	37, 798
		清澄駅駐輪場	365, 574	43, 974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236, 590	47, 790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548, 550	90, 550
平成12年度	江戸川	西葛西駅駐輪場	2, 074, 826	341, 094
	台 東	元浅草駅駐輪場	301, 510	43, 510
	江 東	住吉駅駐輪場	26, 321	6, 221
平成13年度	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69, 825	16, 325
	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160, 000	35, 500
	江 東	住吉駅駐輪場	439, 413	65, 513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398, 794	64, 694
	足 立	青井駅駐輪場	185, 000	27, 500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305, 900	49, 000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435, 400	83, 800
		一之江駅西駐輪場	38, 850	9, 750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329, 500	66, 100
	江 東	住吉駅駐輪場	275, 383	50, 783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306, 182	80, 382
	足 立	青井駅駐輪場	216, 300	42, 300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544, 285	137, 885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404, 216	83, 016
		一之江駅西駐輪場	76, 881	15, 481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166, 450	35, 550
	足 立	青井駅駐輪場	534, 407	136, 307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746, 400	205, 300
		一之江駅西駐輪場	687, 330	180, 430
		葛西駅駐輪場	84, 000	29, 400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480, 000	95, 800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116, 310	37, 210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20, 000	3, 500
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	12, 628	4, 428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622, 732	158, 532
		一之江駅西駐輪場	785, 178	201, 378
		葛西駅駐輪場	286, 205	100, 205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1, 034, 017	265, 817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271, 536	61, 836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4, 458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36, 410	11, 810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633, 538	184, 338
		葛西駅駐輪場	1, 517, 340	405, 040

年度	区名	駐車場名	交付対象経費	交付金額
平成18年度	荒川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045
平成22年度	練馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
	練馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
計				6,382,869

## ＜参考＞ 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整係所管)

### 1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

### 2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

### 3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

### 4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算定内容	算定額		
		23年度	24年度	25年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理 (当該年度分)	2,236,417 (101.4)	2,270,018 (101.5)	1,116,748 (49.2)
	放置自転車対策 (当該年度分)	1,571,090 (99.8)	1,569,129 (99.9)	2,409,865 (153.6)
投資的経費	自転車駐車場の整備 (前年度実績)	681,708 (36.6)	505,026 (74.1)	549,165 (108.7)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

## 7 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

### (1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一  ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一. 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間  二. 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの  三. 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助（交通安全施設等整備事業）採択基準より（平成11年度補助率見直し）

### (2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

### (3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面 積 (m <sup>2</sup> )	台 数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市（一ヶ橋学園駅前、鷹の台駅前）、東大和市（青梅橋駅前）、東久留米市（東久留米駅前）、田無市（田無駅前）、府中市（東府中駅前、府中駅前）
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市（鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前）、府中市（分倍河原駅前）、三鷹市（三鷹台駅前）、多摩市（聖蹟桜ヶ丘駅前）
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市（立川駅前）、府中市（武蔵野台駅前）、小平市（小平駅前）、東大和市（青梅橋駅前）、東久留米市（東久留米駅前）
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市（西秋留駅前）、日野市（豊田駅前）、立川市（立川駅前）、府中市（中河原駅前3ヶ所）、調布市（西調布駅前）、小平市（小川駅前）、東久留米市（東久留米駅前）
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市（河辺駅前）、多摩市（聖蹟桜ヶ丘駅前2ヵ所）、府中市（武蔵野台駅前）、北多摩駅前、多磨墓地駅前）、小平市（一ヶ橋学園駅前）、国分寺市（西国分寺駅前）
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村（羽伏浦）
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

## 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 設置要望申請の資格

地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。

#### 2 設置要望申請の方法

自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。

- (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
- (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
- (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
- (4) 工事工程表
- (5) 関連法規等抜粋の写――自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
- (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか）

#### 3 自転車駐車場の設置の条件

- (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てるこことについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
- (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
- (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。

#### 4 自転車駐車場建設費の本会負担額

- (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
- (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
- (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
- (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
- (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
- (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
- (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。

#### 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡

自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。

#### 6 自転車駐車場の管理

貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。

#### 7 設置要望の受付期間

平成27年度設置要望の受付は行っていません。

#### 8 その他

添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。

#### 9 問い合わせ先

〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル

一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課

TEL 03-4334-7952

FAX 03-4334-7957

## 自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成26年2月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
昭和50年度	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すずかけ台駅前	149	
昭和53年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		〃 B	48	
昭和54年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和55年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和57年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6 区・7 市 1 公社	20箇所	11,173	

## 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、公益法人改革により、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人となりました。この間、地方公共団体等の要望にこたえ、平成25年度末までに1,199か所の自転車駐車場を建設するとともに、自転車駐車場の管理運営を行っている。以下がセンターの主な事業である。

### 1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要望を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行っている。駐車場の用地は要望者から提供してもらう（借地も可）。なお、建設事業は補助金等の種別及び有無により次の三つに大別される。

#### (1) 補助事業

（公財）JKAの補助金の交付を受けて、主に三大都市圏（首都・近畿・中部）内の鉄道駅周辺において、主として通勤通学用の自転車の放置が概ね500台程度以上ある箇所に自転車駐車場を建設する事業

#### (2) 助成事業

（一財）日本宝くじ協会の助成金の交付を受けて、主としてミニバイク（50cc以下）用の駐車場を建設する事業。箇所等については、当面、(1)に準ずる。

#### (3) 単独事業

整備が緊急を要する場合、(1)、(2)の事業を補完する場合等において、上記(1)の補助金、(2)の助成金の交付を受けないで、自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場を建設する事業。

前記事業を実施する場合にあっては、国の交付金等が利用できる場合がある。また、（株）日本政策投資銀行から低利の資金の貸付を受けて実施することもある。

#### （申込みについて）

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望する場合は、(1)の補助事業及び(2)の宝くじ事業については前年度の8月末までに、所定の要望書をセンターに提出すること（毎年5月、センターから案内文書を送付）。(3)の単独事業については特に申込み期限はないが、できるだけ前年度の2月末までに申し出ること。

なお、(1)及び(2)の事業については、補助金等の枠などの関係で要望どおり実施できない場合もある。

#### （負担金について）

地方公共団体が設置を希望する場合には、当該団体は事業費の一部を負担することとなるが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なるので、当該団体との協議によって定めることとなっている。

### 2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与する。

#### (1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場で補助事業により建設したものはすべてセンターの直営に助成事業と単独事業により建設したものは原則としてセンターの直営とする。直営の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。概ね15年ないし30年の期間を予定している。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議する。

#### (2) 貸与について

鉄道事業者等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として当該鉄道事業者に有償貸与する。貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なるが、概ね10年である。

なお、貸与の金額は、所定の係数によって算出されるが、補助金等が導入されているので、一般的リース料金に比べかなり低廉な金額となっている。

#### (3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡される。

### 3 調査研究

センターは公益法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っている。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力する。

### 4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っている。

#### (1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在 643か所の自転車駐車場を直営で管理運営しているが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っている。

現在、その数は4市区、12か所である。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたところであるが、現在、10市区137か所において指定管理者の指定を受けている。

利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っている。

#### (2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っている。現在5市から委託を受けている。

### 5 広報

また、地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車等駐車場利用促進等の広報活動を行っています。

### 6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っている。

以上、詳細については下記に問い合わせること。

公益財団法人自転車駐車場整備センター  
本部 東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号  
TEL 03-3667-4621

### 自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成26年12月31日現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	取 納 台 数 (台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口第一	"	1,599
	"	" 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	"	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	"	368
	武藏野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
昭和58年度	調布市	京王調布駅南口第一	"	1,529
	"	" 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	"	" 森野第一バイク	平面式	520
	"	" 南口バイク	"	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	"	650
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	平 面 式	515
	"	J R 西八王子駅南	"	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	"	158
	"	" 森野第一バイク (増設)	"	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	"	" 東B棟	"	1,345
	"	" 西、南	平 面 式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	平 面 式	153
	立川市	J R 立川駅前	"	1,584
	武藏野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	"	260
	"	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	"	848
昭和60年度	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅	"	1,070
	府中市	京王中河原駅北	"	900
	"	" 東	"	626
	"	" 西一、二	平 面 式	540
	大田区	J R 蒲田駅南	立体自走式	1,130
	大田区	J R 蒲田駅御園	平 面 式	188
	品川区	J R 大森駅	"	116
	"	J R 西大井駅	立体自走式	500
昭和61年度	日野市	J R 豊田駅前	平 面 式	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	"	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平 面 式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平 面 式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	"	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	"	1,000
平成元年度	日野市	J R 豊田駅第五	平 面 式	263
	調布市	京王調布駅北口 (増設)	"	190
	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	"	" 東口環八脇	"	1,014
	田無市	西武田無駅	"	2,157
	府中市	京王多磨霊園駅	"	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	"	671
	品川区	J R 大井駅バイク	"	525
	町田市	J R 町田駅森野第三	平 面 式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	"	" 南バイク	平 面 式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平 面 式	711
	田無市	西武田無駅南	立体自走式	2,279

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	平 面 式	430
	八王子市	J R八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412
	〃	〃 南口	〃	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
	〃	〃 北口東	〃	1,100
	〃	京王北野駅東	〃	1,763
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
平成5年度	八王子市	京王南大沢駅第一	平 面 式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平 面 式	532
	〃	J R高尾駅北口	〃	662
	〃	J R八王子駅南口第二	〃	373
	武藏野市	J R吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平 面 式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東バイク	平 面 式	93
	立川市	J R立川駅北口 (増設)	〃	90
平成6年度	武藏野市	J R吉祥寺駅本町二丁目	立体自走式	1,515
	小平市	西武花小金井駅北	平 面 式	2,014
	〃	〃 東一、二	〃	604
	〃	〃 東三	〃	398
	八王子市	京王堀之内駅	〃	1,540
	〃	〃 南	〃	324
	〃	J R高尾駅北口 (増設)	〃	44
	〃	J R西八王子駅北口西	立体自走式	963
平成7年度	小平市	西武小平駅北	平 面 式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R新大久保駅	平 面 式	500
	武藏野市	J R吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
	府中市	J R北府中駅	立体自走式	1,250
平成8年度	新宿区	J R大久保駅北	平面式	156
	多摩市	京王永山駅 (複合施設)	立体自走式	1,733
	〃	〃 高架下	〃	1,190
	〃	〃 プラザバイク	平 面 式	90
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	多摩市	京王多摩センター駅西	立地自走式	1,957

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成8年度	八王子市	J R 高尾駅南口	立地自走式	1,109
	"	J R 西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	"	544
	"	" 東 (増設)	立体自走式	103
	八王子市	J R 高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	"	" 北口第二	"	491
	"	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	"	" ミニバイク	平面式	230
	町田市	京王多摩境駅南側	立体自走式	603
	町田市	小田急町田駅	立体自走式	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	平面式	1,105
	"	" 東口第二	"	1,220
	"	" 西口	"	518
	"	J R 牛浜駅東	"	590
	"	" 西	"	558
	"	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
	"	J R 熊川駅東	平面式	80
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	"	809
	"	" 北口	立体自走式	1,080
	"	" " 南	"	2,012
	"	" " 中央	"	298
	"	" " 東	"	477
	日野市	J R 豊田駅北第五	平面式	403
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	"	" 旭町バイク	"	1,385
	武藏野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	"	700
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	"	西武ひばりが丘駅北口	"	1,200
	"	" 北口第二	立体自走式	300
	"	" 南口第一	平面式	1,528
	"	" 南口第二	"	300
	稻城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	日野市	京王高幡不動駅南第二	平面式	246
	"	" 南第三	"	90
	"	" 北第五	"	426
	町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	"	" 北口第2	"	175
	"	" 北口第3	"	425
	"	" 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平面式	245
	練馬区	西武練馬駅東	"	945

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成12年度	練馬区	西武練馬駅西	立体自走式	846
	"	西武桜台駅東	平面式	163
	"	" 西	立体自走式	498
	青梅市	J R 河辺駅北口	"	2,593
	"	" 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらやしき	立体自走式	2,544
	"	" 北口第2	"	2,423
	"	西武東伏見駅北口第1	平面式	377
	"	" 北口第2	"	415
	"	" 南口第1	"	920
	"	" 南口第2	平面式	107
	田無市	西武田無駅北口第3	"	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	立体自走式	860
	日野市	J R 日野駅北	"	986
	"	" 北バイク	平面式	155
	"	" 東3	"	110
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	"	350
	"	" 東(増設)	立体自走式	678
	"	" 北3(増設)	平面式	245
	"	森下駅第1	"	69
	"	" 第2	"	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園(増設)	"	159
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	町田市	京王多摩境駅北	平面式	254
	小平市	西武小平駅北第1	平面式	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	"	403
	"	J R 日野駅東2	"	228
	"	高幡不動南第4	"	171
	西東京市	西武東伏見駅北口第1B	"	96
	"	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
	"	" 北口第1-2	平面式	217
	"	" 北口第2	"	243
平成14年度	練馬区	富士見台駅東	"	501
	"	" 西	"	384
	"	中村橋駅西	"	1,508
	練馬区	練馬駅西(増設)	"	427
	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	"	" 前	"	330
	"	西大島駅	立体自走式	590
	"	" 第2	平面式	54
	"	越中島駅	"	300
	町田市	多摩境駅北(増設)	"	273

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成14年度	町田市	町田駅森野第3バイク	平 面 式	60
	"	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口(臨時)	平 面 式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	"	236
	"	ひばりヶ丘駅南口谷戸	"	500
	八王子市	西八王子駅南口第1(改築)	"	69
	"	" 南口第2(改築)	"	95
	調布市	つつじヶ丘駅南口	"	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	"	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	"	91
	"	" 東	"	203
	武蔵野市	" 末広通り2	平 面 式	107
	"	武蔵境駅北口一時利用	"	146
	"	吉祥寺駅北	"	366
	町田市	町田駅森野第1(増設)	"	83
	"	町田駅森野第1バイク(増設)	"	168
	小平市	東部市民センター北(仮設)	"	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	"	45
	"	門前仲町駅	"	1,196
	"	" 第2	"	300
	"	" 黒船橋	"	99
	"	東陽町駅	"	472
	"	" 第2	"	448
	"	" 第4	"	52
	"	豊洲3丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第2	平 面 式	76
	"	J R八王子駅南口臨時第2	"	329
	"	めじろ台駅	地 下 式	828
	武蔵野市	武蔵境駅南	平 面 式	401
	府中市	府中本町駅前第2	"	100
	"	中河原駅西口第3	"	335
	"	分倍河原駅南	立体自走式	756
	福生市	福生駅東口地下	地 下 式	2,351
平成17年度	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平 面 式	325
	八王子市	めじろ台駅バイク	"	144
平成18年度	江東区	東陽町第3	"	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	"	559
	"	練馬駅西口(増設)	立体自走式	747
	八王子市	南大沢駅バイク	平 面 式	27
	府中市	府中本町駅第2	"	112
	"	府中駅南臨時原動機付用	"	28
	"	分倍河原駅北第2	"	842
	"	多磨駅東口	"	245

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成19年度	調布市	仙川駅東（仮設）	平 面 式	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第1	平 面 式	180
	"	保谷駅南口第2	"	195
	練馬区	練馬駅西臨時	"	260
	府中市	多磨駅西口	"	288
	稻城市	矢野口駅西	"	700
	武藏野市	吉祥寺駅末広通り第3	"	202
	"	吉祥寺大通り東第4	"	118
	八王子市	南大沢駅第1バイク	"	11
	"	八王子駅南口仮設第1	"	450
	"	八王子駅南口臨時第2（仮設）	"	281
	八王子市	高尾駅北口臨時第2	平 面 式	328
	"	八王子駅北口東（屋外バイク）他	"	68
	"	八王子駅北口駅前駐輪帶	"	78
	府中市	中河原駅北口広場一時	"	62
	江東区	豊洲二丁目	"	417
	"	亀戸駅北口第二	"	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	"	41
	"	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	"	921
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1（増設）	"	720
	練馬区	光が丘ふれあいの径	平 面 式	1,401
	"	光が丘IMA	"	1,937
	八王子市	西八サイクルパーク50	"	130
	"	八王子駅南口臨時第3（仮設）	"	506
	武藏野市	武藏境駅南	立体自走式	1,050
	"	吉祥寺大正通北	"	460
	稻城市	稲城駅北口バイク	"	55
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	"	908
	"	東伏見駅北口	平 面 式	129
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	"	292
	"	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
平成21年度	町田市	町田駅森野第1増設	平 面 式	221
	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	平 面 式	1100
	"	八王子みなみ野駅西側（仮設）	"	1,352
	"	八王子みなみ野駅東臨時バイク	"	111
	"	南大沢駅北自転車駐輪帶	"	133
	武藏野市	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地 下 式	1500
	"	吉祥寺パーキングプラザ	立体自走式	1271
	日野市	豊田駅北3	"	490
	"	豊田駅北（仮設）	平 面 式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	"	916

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成21年度	足立区	綾瀬ふげんじ	平 面 式	180
	"	綾瀬西	"	978
	八王子市	堀之内駅(増設)	"	199
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	平 面 式	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	立体自走式	733
	"	三鷹駅北口 2	平 面 式	320
	"	武蔵境駅西高架下暫定	"	1721
	"	" 東高架下暫定	"	357
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474
	練馬区	光が丘IMA(増設)	平 面 式	22
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口 3	平 面 式	242
	"	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	"	294
	"	" 2	"	194
	"	武蔵境駅北口 3	"	116
	"	武蔵境駅東	"	465
	"	吉祥寺駅北(増設改良)	"	393
	"	三鷹駅中町第1仮設	"	289
	"	武蔵境駅南第2	"	985
	"	吉祥寺駅末広通り第4	"	303
	"	三鷹駅北口中町第2 (仮設)	"	327
	"	三鷹駅北口中町第2	"	1,775
	"	三鷹駅北口中町第2バイク	"	83
	"	三鷹駅北口中町第1	"	1,514
	"	武蔵境駅北口一時利用(増設)	"	109
	江東区	亀戸北口第2(増設)	"	14
平成24年度	江東区	東大島駅前(増設)	平 面 式	139
	"	門前仲町駅黒船橋(増設)	"	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	"	1,086
	"	武蔵境駅西高架下 (改良)	"	684
	"	武蔵境駅みずき通り	"	762
	"	三鷹駅中央大通り	"	1,086
	"	武蔵境駅西中央高架下	"	987
	"	三鷹駅北口(増設)	"	196
	"	武蔵境駅南第2	"	985
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口	"	540
	"	成瀬駅南口臨時(仮設)	平 面 式	408
	"	成瀬駅南口臨時バイク	"	61
	西東京市	保谷駅南口第1	"	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西高架下	"	1,992
	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
合 计		7区 16市 319箇所 (増設を含め)		205,212



## 第4 参 考

### 1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

### 2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）

### 3 関 係 法 令

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



## 第4 参考

### 1 自転車等の保有・登録・生産状況

#### (1) 自転車保有状況

##### ア 保有台数の推移(全国)

(単位 : 千台)

年別	保有台数	備考	年別	保有台数	備考
昭和18年	8,613		昭和54年	49,541	
昭和19年	8,556		昭和55年	51,230	
昭和20年	5,686	内務省調査	昭和56年	52,325	
昭和21年	6,276		昭和57年	53,630	
昭和22年	6,939		昭和58年	55,155	
昭和23年	8,013		昭和59年	56,305	
昭和24年	9,192		昭和60年	57,291	
昭和25年	10,859		昭和61年	58,178	
昭和26年	11,693	昭和26年及び 28年自治庁、 課税台数資料 による推算	昭和62年	60,664	通産省生産動 態統計等によ る推算
昭和27年	12,406		昭和63年	63,465	
昭和28年	13,270		平成元年	66,385	
昭和29年	13,667		平成2年	69,002	
昭和30年	13,928		平成3年	71,124	
昭和31年	15,647		平成4年	73,200	
昭和32年	16,005		平成5年	74,962	
昭和33年	16,815		平成6年	76,637	
昭和34年	18,158		平成7年	74,935	
昭和35年	19,559		平成8年	77,022	
昭和36年	20,785		平成9年	78,954	
昭和37年	21,952		平成10年	80,867	
昭和38年	22,931		平成11年	82,780	
昭和39年	23,765		平成12年	84,815	平成12年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算
昭和40年	24,377		平成13年	85,170	
昭和41年	25,430		平成14年	85,549	
昭和42年	26,375	通産省生産動 態統計等によ る推算	平成15年	85,933	
昭和43年	27,330		平成16年	86,324	
昭和44年	28,241		平成17年	86,647	
昭和45年	29,291		平成18年	67,225	
昭和46年	30,497		平成19年	67,820	
昭和47年	33,542		平成20年	68,387	
昭和48年	39,087		平成21年	68,921	平成24年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算
昭和49年	42,151		平成22年	69,883	
昭和50年	43,930		平成23年	70,141	
昭和51年	45,555		平成24年	70,472	
昭和52年	46,855		平成25年	70,472	
昭和53年	48,007			71,551	

注 : (一財)自転車産業振興協会資料による。

- ・平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- ・平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。

# イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成20年 (人口)	人口/ 台数
1 北海道	2,525	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	5,572	2.0
2 青森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	1,431	2.4
3 岩手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	1,367	2.5
4 宮城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	2,335	3.0
5 秋田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	1,131	2.5
6 山形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	1,194	2.2
7 福島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	2,076	2.6
8 茨城	1,569	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	2,982	2.4
9 栃木	979	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	2,007	2.2
10 群馬	837	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	2,012	2.3
11 埼玉	4,547	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	7,067	1.3
12 千葉	3,303	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	6,091	1.6
13 東京	6,944	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	12,462	1.4
14 神奈川	3,881	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	8,798	1.7
15 新潟	1,306	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	2,413	2.2
16 富山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	1,106	2.4
17 石川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	1,167	2.4
18 福井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	815	2.1
19 山梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	871	2.3
20 長野	940	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	2,177	2.6
21 岐阜	1,109	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	2,095	2.4
22 静岡	1,644	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	3,775	2.2
23 愛知	3,989	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	7,186	1.8
24 三重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	1,856	1.8
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	1,378	1.7
26 京都	1,490	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	2,559	1.5
27 大阪	5,936	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	8,670	1.3
28 兵庫	2,951	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	5,582	1.6
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	1,420	1.8
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	1,046	1.8
31 鳥取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	602	2.0
32 島根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	733	2.4
33 岡山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,948	1.9
34 広島	1,511	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	2,864	2.0
35 山口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	1,480	2.2
36 徳島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	806	1.8
37 香川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	1,019	1.7
38 愛媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	1,472	1.9
39 高知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	784	1.9
40 福岡	2,284	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	5,031	2.7
41 佐賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	865	2.3
42 長崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	1,469	4.6
43 熊本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	1,845	2.5
44 大分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	1,215	2.3
45 宮崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	1,161	2.8
46 鹿児島	480	619	551	548	600	512	605	543	567	435	1,739	4.0
47 沖縄	176	175	222	210	187	295	212	248	226	230	1,391	6.0
計	64,014	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	127,066	107

(注) ① 自転車の国内市場動向調査。〈(一社)自転車協会〉より抜粋。  
 ② 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人の推計値である。(単身世帯は除く)  
 ③ 保有台数は、参考数値である。

## ウ 世界の保有台数

国 名	年	保 有 台 数 (万台)	保 有 率 (人口／台)
日本	2013	7,155	1.8
中国	2006	40,976	3.2
韓国	1996	650	6.9
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2008	1,800	0.9
ドイツ	2013	7,100	1.2
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

注：（一財）自転車産業振興協会資料による。

## (2) 原動機付自転車保有状況

### ア 保有台数の推移(全国、都)

		16年	17年	18年	19年	20年
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,915,037	8,566,613	8,345,225	8,134,692	8,739,686
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,329,410	1,353,732	1,378,714	1,397,085	1,341,088
	計	10,244,447	9,920,345	9,723,939	9,531,777	10,244,447
都	原動機付自転車 (50cc以下)	625,525	606,945	596,638	582,395	625,525
	原付二種 90cc以下	71,190	71,190	69,021	76,708	62,783
	125cc以下	99,980	99,980	108,427	85,268	115,339
	計	787,501	778,115	774,086	760,517	787,501

		21年	22年	23年	24年	25年
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	7,694,009	7,448,862	7,448,862	6,899,459	6,661,807
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,479,588	1,511,440	1,511,440	1,582,925	1,626,094
	計	9,173,597	8,960,302	8,960,302	8,482,384	8,287,901
都	原動機付自転車 (50cc以下)	531,516	509,688	486,232	463,661	442,874
	原付二種 90cc以下	60,651	57,578	53,515	49,878	46,571
	125cc以下	126,660	133,097	140,002	145,166	151,204
	計	718,827	700,363	679,749	658,705	640,649

注：警視庁交通年鑑平成25年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

## イ 都道府県別保有台数

平成25年4月1日現在

都道府県	原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都道府県	原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	
総 数	1,626,094	6,661,807				
北海道	19,606	82,059				
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	7,585 10,948 18,470 5,133 7,810 15,186	50,256 60,766 100,898 31,691 44,635 78,066	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	13,178 68,230 151,618 94,323 19,429 31,307	84,114 252,982 621,321 378,308 138,248 144,587
東京 (警視庁)	197,311	429,597				
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	23,161 16,585 18,960 84,289 59,329 179,395 17,842 9,448 20,792 59,864	133,194 86,818 78,955 306,539 275,759 500,252 106,416 74,224 110,085 250,375	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	3,934 5,549 29,156 52,219 14,874 12,399 20,018 35,042 17,467	18,300 32,502 117,682 233,192 71,127 55,832 75,007 154,622 74,580
中部	富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重	5,341 5,653 3,192 11,935 55,161 17,573	25,913 34,335 22,631 63,810 270,759 113,748	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	50,575 8,334 29,245 19,880 12,333 9,396 19,370 37,649	249,752 38,861 97,430 131,358 75,969 63,143 133,920 87,189

注：警視庁交通年鑑平成25年版による。

## ウ 区市町村別保有台数

平成25年4月1日現在

区市町村	原付二種			区市町村	原付二種			
	125cc以下	90cc以下	50cc以下		125cc以下	90cc以下	50cc以下	
総 数	151,204	46,571	442,874					
区部	計	103,669	30,352	260,618	町田市	6,114	1,408	27,756
	千代田区	466	309	2,280	小金井市	927	284	2,958
	中央区	1,170	365	3,881	小平市	1,790	524	5,697
	港区	2,296	828	6,159	日野市	2,114	709	8,343
	新宿区	3,187	1,047	8,804	東村山市	1,507	500	4,949
	文京区	1,750	688	5,480	国分寺市	853	283	2,908
	台東区	1,873	666	4,826	国立市	561	216	1,806
	墨田区	3,148	925	7,650	福生市	564	248	2,295
	江東区	5,553	1,339	12,485	狛江市	1,088	291	2,757
	品川区	4,659	1,196	11,035	東大和市	1,049	384	3,540
	目黒区	2,607	798	6,647	清瀬市	849	213	3,348
	大田区	9,735	2,461	20,091	東久留米市	1,572	482	5,321
	世田谷区	9,255	2,596	23,833	武蔵村山市	1,096	451	3,928
	渋谷区	2,190	928	5,883	多摩市	1,848	448	7,586
	中野区	3,284	1,004	7,887	稲城市	1,196	241	3,863
	杉並区	4,826	1,552	11,821	羽村市	565	275	2,097
	豊島区	2,411	820	5,402	あきる野市	1,001	674	4,038
	北区	3,536	1,016	8,796	西東京市	2,052	617	6,126
	荒川区	1,969	732	5,275	計	705	442	3,229
	板橋区	7,488	1,977	17,186	瑞穂町	427	242	1,773
	練馬区	8,124	2,499	22,165	日の出町	191	138	931
	足立区	10,345	2,663	27,017	奥多摩町	62	42	381
	葛飾区	5,340	1,588	13,482	檜原村	25	20	144
	江戸川区	8,457	2,355	22,533	計	388	221	3,296
市部	計	46,442	15,556	175,731	大島町	99	74	646
	八王子市	7,667	2,914	35,270	利島村	1	1	26
	立川市	1,667	726	5,738	新島村	31	34	345
	武藏野市	886	344	2,967	神津島村	67	33	699
	三鷹市	1,884	564	5,361	三宅村	31	8	186
	青梅市	1,477	893	7,131	御藏島村	6	2	49
	府中市	2,735	702	8,974	八丈町	60	37	609
	昭島市	1,077	462	3,730	青ヶ島村	1	3	19
	調布市	2,303	703	7,244	小笠原村	92	29	717

注：警視庁交通年鑑平成25年版による。

### (3) 自転車防犯登録台数

平成25年12月末現在

区分	登録総台数				区分	登録総台数				
	平成25年	平成24年	増減	増減率(%)		平成25年	平成24年	増減	増減率(%)	
総 数	18,629,216	18,493,565	135,651	0.7	滝 野 川	59,511	61,141	-1,630	-2.7	
第一方面	麹 町	7,078	7,206	-128	-1.8	王 子	92,378	92,832	-454	-0.5
	丸 の 内	73,066	66,744	6,322	9.5	赤 羽	258,054	264,357	-6,303	-2.4
	神 田	27,849	30,846	-2,997	-9.7	板 橋	249,279	247,438	1,841	0.7
	万 世 橋	86,359	79,511	6,848	8.6	志 村	211,867	213,573	-1,706	-0.8
	中 央	23,186	23,337	-151	-0.6	高 島 平	264,408	254,874	9,534	3.7
	久 松	14,354	13,170	1,184	9.0	練 馬	285,915	279,982	5,933	2.1
	築 地	43,534	41,870	1,664	4.0	光 が 丘	243,697	247,712	-4,015	-1.6
	月 島	40,952	40,680	272	0.7	石 神 井	411,267	427,562	-16,295	-3.8
	愛 岩	11,419	11,713	-294	-2.5	十 方 面 計	2,076,376	2,089,471	-13,095	-0.6
	三 田	17,784	18,220	-436	-2.4	上 野	280,770	286,072	-5,302	-1.9
第二方面	高 輪	19,794	20,160	-366	-1.8	下 谷	32,719	30,422	2,297	7.6
	麻 布	42,635	39,584	3,051	7.7	浅 草	68,450	67,322	1,128	1.7
	赤 坂	40,329	44,166	-3,837	-8.7	藏 前	11,694	12,312	-618	-5.0
	東京湾岸	52,384	48,526	3,858	8.0	尾 久	60,797	58,781	2,016	3.4
	一 方 面 計	500,723	485,733	14,990	3.1	南 千 住	204,107	198,536	5,571	2.8
	品 川	100,581	97,492	3,089	3.2	荒 川	102,611	105,344	-2,733	-2.6
	大 井	138,746	140,344	-1,598	-1.1	千 住	150,605	158,139	-7,534	-4.8
	大 崎	30,189	31,341	-1,152	-3.7	西 新 井	434,771	431,365	3,406	0.8
	住 原	122,387	117,346	5,041	4.3	竹 の 塚	255,389	236,392	18,997	8.0
	大 森	264,730	262,163	2,567	1.0	綾 瀬	264,913	263,478	1,435	0.5
第三方面	田 園 調 布	153,452	158,294	-4,842	-3.1	六 方 面 計	1,866,826	1,848,163	18,663	1.0
	蒲 田	443,978	433,269	10,709	2.5	深 川	409,956	409,788	168	0.0
	池 上	211,425	206,157	5,268	2.6	城 東	406,105	398,146	7,959	2.0
	東 京 空 港	4	4	±0	本 所	106,787	104,501	2,286	2.2	
	二 方 面 計	1,465,492	1,446,410	19,082	1.3	向 島	230,554	230,503	51	0.0
	世 田 谷	231,054	230,677	377	0.2	龜 有	381,973	378,149	3,824	1.0
	北 沢	179,330	180,269	-939	-0.5	葛 飾	334,956	327,876	7,080	2.2
	玉 川	204,483	200,263	4,220	2.1	小 松 川	275,923	260,535	15,388	5.9
	成 城	373,670	367,149	6,521	1.8	葛 西	566,136	564,000	2,136	0.4
	目 黒	110,185	110,755	-570	-0.5	小 岩	215,654	228,186	-12,532	-5.5
第四方面	碑 文 谷	236,870	231,033	5,837	2.5	七 方 面 計	2,928,044	2,901,684	26,360	0.9
	渋 谷	145,822	145,229	593	0.4	昭 島	196,413	190,650	5,763	3.0
	原 宿	94,642	92,583	2,059	2.2	立 川	475,256	471,219	4,037	0.9
	代々木	86,366	84,942	1,424	1.7	東 大 和	270,873	275,705	-4,832	-1.8
	三 方 面 計	1,662,422	1,642,900	19,522	1.2	府 中	458,722	451,309	7,413	1.6
	牛 返	20,720	19,118	1,602	8.4	小 金 井	320,757	324,756	-3,999	-1.2
	新 宿	284,210	277,111	7,099	2.6	田 無	492,214	489,866	2,348	0.5
	戸 塚	182,303	191,279	-8,976	-4.7	小 平	214,134	211,669	2,465	1.2
	四 谷	102,084	99,099	2,985	3.0	東 村 山	270,242	271,163	-921	-0.3
	中 野	168,675	164,924	3,751	2.3	武 藏 野	361,565	358,161	3,404	1.0
第五方面	野 方	169,277	168,529	748	0.4	三 鷹	277,392	280,243	-2,851	-1.0
	杉 並	249,442	248,585	857	0.3	調 布	373,611	365,676	7,935	2.2
	高 井 戸	327,752	323,595	4,157	1.3	八 方 面 計	3,711,179	3,690,417	20,762	0.6
	荻 篠	212,494	213,975	-1,481	-0.7	青 梅	194,702	190,839	3,863	2.0
	四 方 面 計	1,716,957	1,706,215	10,742	0.6	五 日 市	22,585	20,851	1,734	8.3
	富 坂	30,109	29,017	1,092	3.8	福 生	263,770	260,399	3,371	1.3
	大 塚	15,362	16,216	-854	-5.3	八 王 子	438,362	451,058	-12,696	-2.8
	本 富 士	141,158	142,077	-919	-0.6	高 尾	157,415	154,884	2,531	1.6
	駒 込	12,913	12,538	375	3.0	南 大 沢	98,030	76,012	22,018	29.0
	巣 鶴	128,449	126,875	1,574	1.2	町 田	427,229	427,242	-13	0.0
島 部	池 袋	269,552	271,512	-1,960	-0.7	日 野	172,190	174,075	-1,885	-1.1
	目 白	102,500	102,331	169	0.2	多 摩 中 央	226,599	226,385	214	0.1
	五 方 面 計	700,043	700,566	-523	-0.1	九 方 面 計	2,000,882	1,981,745	19,137	1.0
	大 島	0	0	±0	±0	大 島	0	0	±0	±0
	新 島	0	0	±0	±0	新 島	0	0	±0	±0
島 部	三 尾 島	0	0	±0	±0	三 尾 島	0	0	±0	±0
	八 丈 島	226	210	16	7.6	八 丈 島	46	51	-5	-9.8
	小 笠 原	46	51	11	4.2	小 笠 原	272	261	11	4.2
	島 部 計	272	261	11	4.2	島 部 計	272	261	11	4.2

注:警視庁交通年鑑平成25年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

#### (4) 自転車生産実績（全国）

(単位：千台)

年	軽快車	電動アシスト車	子供車・幼児車	ミニサイクル	マウンテンバイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和57年	700		1,607	2,810		79	1,252	85	6,533
昭和58年	860		1,510	2,932		131	1,546	61	7,040
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142	特平 殊成 車十 の一 内年 数一 と月 な以 つ降、 た。	特平 殊成 車八 に年 含一 ま月 れ以 る降、 こと と用 な車 つは、 た。	4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115	特平 殊成 車十 の一 内年 数一 と月 な以 つ降、 た。	特平 殊成 車八 に年 含一 ま月 れ以 る降、 こと と用 な車 つは、 た。	4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65	特平 殊成 車十 の一 内年 数一 と月 な以 つ降、 た。	特平 殊成 車八 に年 含一 ま月 れ以 る降、 こと と用 な車 つは、 た。	1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46	特平 殊成 車十 の一 内年 数一 と月 な以 つ降、 た。	特平 殊成 車八 に年 含一 ま月 れ以 る降、 こと と用 な車 つは、 た。	1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966

注：(一財)自転車産業振興協会資料による

千台未満の端数については四捨五入している。

## 2 自転車関係団体

### (1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者	会長 野澤 隆寛
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(6409)6920 フax(03)(6409)6868
技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3
◇設立	昭和33年9月15日 (平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目的	自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進 並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

#### ◇事業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業  
((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

### (2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者	理事長 渡辺 恵次
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(5791)3203 フax(03)(5420)2211
◇設立	昭和23年2月19日 (平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に 推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、 更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値 である利便性、健康性、環境性が十分に發揮できるような社会を目指す。

#### ◇事業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

#### ◇会員

- ①正会員 103名 (平成25年12月16日現在)
  - ②賛助会員 220名
- ((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

### (3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者	会長 石黒 克巳
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(4334)7950 フax(03)(4334)7957 自転車文化センター 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(4334)7950 フax(03)(4334)7957
◇設立	昭和46年3月26日 (平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目的	自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上 に寄与する。

◇事 業

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

#### (4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代 表 者	会 長 谷 垣 穎 一
◇所 在 地	〒141-8663 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(5793)3190 フax(03)(5793)3199
◇設 立	昭和39年5月22日 (平成25年4月1日 公益財団法人に移行)
◇目 的	生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事 業

- ① サイクリングの普及奨励
- ② サイクリング指導者の育成
- ③ サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ④ サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑤ サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑥ サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑦ サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑧ 関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会 員

賛助会員 14,000名 (平成25年度)

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

#### (5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所 在 地	
本 部	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-1-11 日本橋ピアザビル7階 電話(03)(3667)4621 フax(03)(3667)4623
大阪事務所	大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 フax(06)(6449)0994
名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅4-2-7 丸森パークビル3階 電話(052)(586)6841 フax(052)(586)6855
◇設 立	昭和54年4月16日
◇目 的	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事 業

- ① 自転車等駐車場の設置及び運営
- ② 自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
- ③ 自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④ 自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤ 自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥ 地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦ 全各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## (6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所 在 地	〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階 電話(03)(5381)3361 フax(03)(5381)3355
◇設 立	昭和35年3月19日
◇目 的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

### ◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

## (7) 東京都自転車商協同組合

◇所 在 地	〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8 電話(03)(3251)8446-7 フax(03)(5256)6820
◇設 立	昭和30年8月24日
◇目 的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

### ◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るために教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

## (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所 在 地	〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課内 電話(03)(3993)1111内線8315 フax(03)(3993)6557
◇設 立	平成4年2月13日
◇目 的	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車対策を推進するという理念のもと設立

◇活動 動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車対策を推進する。

◇会 員 (1)正会員 126団体(平成26年9月現在)  
(2)賛助会員 8団体  
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

## (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所 在 地	〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-11 豊島区土木部交通対策課内 電話(03)(3981)4847 フax(03)(3981)4844
◇設 立	平成元年10月
◇目 的	撤去された放置自転車のうち、引取り手のない良質車の有効利用対策として、これらの自転車をさらに点検整備し、再生自転車としてアジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、看護師、保健師等の交通手段として利用してもらうことにより、これらの国や地域での福祉の向上・増進を図り、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車74,745台を91ヶ国へ譲与(平成25年度末現在)  
◇加盟団体 12自治体及び公益財団法人ジョイセフ

### 3 関係法令

#### (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

[ 昭和55年11月25日  
法律 第87号 ]

改正 平成5年12月22日法律第97号

##### (目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

##### (良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行のことのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

##### (自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路上に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができます。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

#### （総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

#### （自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関する必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

## (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

### ア 建築基準法関係

項目	自転車駐車場
大規模建築物 (法21条)	①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない ②延べ面積が3,000m <sup>2</sup> を超える建築物で、主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない
防火壁 (法26条)	耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000m <sup>2</sup> を超えるものは、原則として1,000m <sup>2</sup> 以内ごとに耐火上有効な構造の防火壁で区画しなくてはならない
内装制限 (法35条の2) (令128条の4)	平屋は延べ面積3,000m <sup>2</sup> 、2階建は1,000m <sup>2</sup> 、3階以上は500m <sup>2</sup> を超える場合、原則として内装制限を受ける
接道義務 (法43条) (条例4条) (条例10条の3)	①接道長さ2m以上 ②建築物全体の延べ面積1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以下のものは接道長さ6m以上、2,000m <sup>2</sup> を超えて3,000m <sup>2</sup> 以下のものは8m以上、3,000m <sup>2</sup> を超えるものは10m以上
屋根 (法22条)	法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により火災が燃え広がらないこと及び屋根が燃えぬけないものとする。 ※法22条地域(8.4.1 都告示361)：防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域
外壁 (法23条)	法22条地域において、木造建築物等は外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁などの準防火性能を有する壁としなければならない。 ※延焼のおそれのある部分(法2条) 隣地境界線、道路中心線、建築物相互間の中心線(同一敷地内に2棟以上ある場合)から3m(1階部分)、5m(2階以上の部分)以内にある建築物の部分
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等に附属するものは規制なし</li> <li>・単独建築は不可</li> </ul> </li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種中高層住居専用地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul> </li> <li>第二種中高層住居専用地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等に附属するものは規制なし</li> <li>・単独のものは、2階以下で床面積の合計が1,500m<sup>2</sup>以下</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種住居地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積3,000m<sup>2</sup>以下</li> </ul> </li> </ul>
防火地域 (法61条)	階数が3以上又は延べ面積が100m <sup>2</sup> を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、延べ面積が50m <sup>2</sup> 以内の平家建附属建築物の外壁・軒先を防火構造としたものはこの限りでない

項目	自転車駐車場
準防火地域 (法62条)	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500m <sup>2</sup> を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500m <sup>2</sup> を超え1,500m <sup>2</sup> 以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。地階を除く階数が3の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする
容積率制限における床面積の控除(令2条)	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される

〈注〉

法：建築基準法 令：建築基準法施行令 条例：東京都建築安全条例

1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。

2 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の場合は駐車場法施行令及び届出(駐車料金を徴収する場合)の適用を受ける。

## ＜参考＞東京都駐車場条例の一部改正について (都市整備局市街地建築部建築企画課)

新築時等における特別区の大規模事務所及び共同住宅並びに既存建築物について駐車施設の附置義務台数の見直しを行うとともに、特別区又は市が条例で、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域における駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。(平成26年4月1日施行)

### (1) 新築時等における附置義務台数の算定基準の見直し

ア 特別区の大規模事務所(床面積6千m<sup>2</sup>超)について附置義務台数の算定基準(面積調整率)を緩和します。

(例) 床面積の区分 6千m<sup>2</sup>超1万m<sup>2</sup>以下の部分

(現行) 1.0 → (改正後) 0.8

イ 特別区の共同住宅について、附置義務台数の算定基準を緩和します。

(現行) 床面積300m<sup>2</sup>ごとに1台 → (改正後) 床面積350m<sup>2</sup>ごとに1台

### (2) 既存建築物における取扱いの見直し

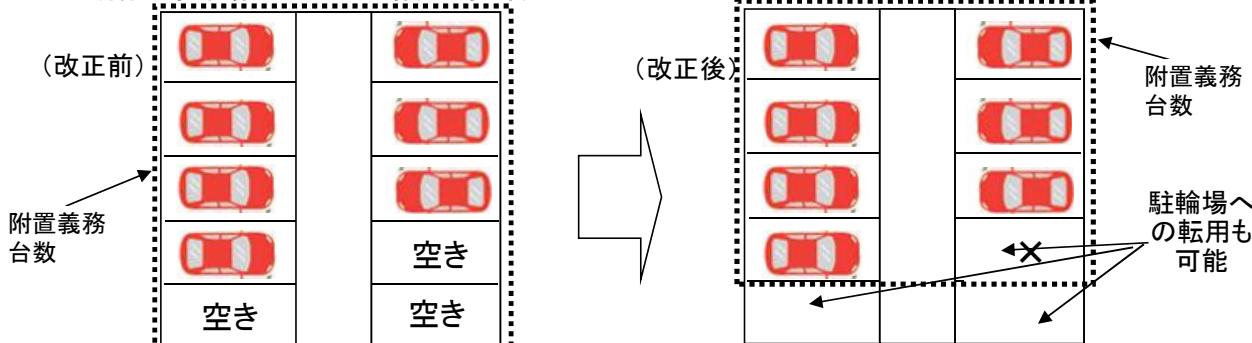
特別区及び市において、駐車施設の台数を条例で必要とされる台数まで減じ、又は条例で必要とされる台数を確保した上で駐車施設の位置の変更ができます。

→ 他の建築関係法令に適合する範囲で、自転車置場への転用も可能となります。

### (3) 駐車機能集約区域に係る特例

特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域内において附置すべき駐車施設等に関する条例を定めた場合における本条例の適用除外に係る規定を設けます。

### 既存の駐車場に適用した場合の参考例



## イ 主な消防法関係

項目	自転車駐車場	自動車駐車場
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場(条例)
消火器 (令10条)	①延面積300m <sup>2</sup> 以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50m <sup>2</sup> 以上	①延面積150m <sup>2</sup> 以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50m <sup>2</sup> 以上
屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000m <sup>2</sup> 以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200m <sup>2</sup> 以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150m <sup>2</sup> 以下又は150m <sup>2</sup> 以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150m <sup>2</sup> 以下又は150m <sup>2</sup> 以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)
スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000m <sup>2</sup> 以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同左
消防用設備等	規制なし	<p>※1          ①駐車の用に供される部分で次に掲げるもの          ア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200m<sup>2</sup>以上(イ)1階で面積500m<sup>2</sup>以上(ウ)屋上で床面積300m<sup>2</sup>以上          イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上          ②延面積700m<sup>2</sup>以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く一条例)          ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積合計200m<sup>2</sup>以上(条例)</p>
自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000m <sup>2</sup> 以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300m <sup>2</sup> 以上 ③11階以上の階	<p>①延面積500m<sup>2</sup>以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300m<sup>2</sup>以上          ※1          ③地階、2階以上の階のうち駐車の用に供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200m<sup>2</sup>以上          ④11階以上の階</p>
漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000m <sup>2</sup> 以上 ②契約電流50A超過 (①、②いとも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
消防機関へ通報する火災報知設備 (令23条)	延面積1,000m <sup>2</sup> 以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同左

項目		自転車駐車場	自動車駐車場
消防用設備等	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備 (令24条)	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同左
	非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積1,000m <sup>2</sup> 以上 ※1 ②地下4階以下の階で駐車の用に供する部分の床面積1,000m <sup>2</sup> 以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計700m <sup>2</sup> 以上	同左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000m <sup>2</sup> 以上	①地階の除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000m <sup>2</sup> 以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積1,000m <sup>2</sup> 以上(条例)※1④屋上で自動車駐車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計1,000m <sup>2</sup> 以上 (条例)	同左
	無線通信補助設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計3,000m <sup>2</sup> 以上 (条例)	同左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項

2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。

3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

### (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

[ 平成25年3月29日  
条例 第14号 ]

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）第2条第3項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

##### (基本理念)

第3条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

##### (都の責務)

- 1 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。
- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力をを行うものとする。

##### (自転車利用者の責務)

- 第5条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。
- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

##### (自転車使用事業者等の責務)

- 第6条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造若しくは組立て又は整備を業とする者、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第13条において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

##### (都民及び事業者の責務)

- 第7条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第2章 自転車安全利用推進計画

##### (自転車安全利用推進計画)

- 第8条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
  - 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
  - 4 前2項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

#### 第3章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

##### (都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

- 第9条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

#### (自転車安全利用指針)

- 第10条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 一 自転車の安全で適正な利用に必要となる技能に関する事項
  - 二 自転車の安全で適正な利用に必要となる知識に関する事項
  - 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要となる技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

#### (自転車利用者の技能及び知識の習得)

- 第11条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

#### (従業者の技能及び知識の習得)

- 第12条 自転車使用事業者は、従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

#### (自転車小売業者等による啓発)

- 第13条 自転車小売業者、自転車の組立てを業とする者（第23条第2項及び第37条において「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（第22条、第23条第2項及び第37条において「自転車整備業者」という。）及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

#### (事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

- 第14条 事業者（就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。第30条において「特定事業者」という。）は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (児童の技能及び知識の習得)

- 第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童（18歳未満の者をいう。次条において同じ。）に対し、指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

#### (児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

- 第16条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### 第4章 安全な自転車の普及

#### (安全な自転車の利用)

- 第17条 自転車利用者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車（次条において「基準適合自転車」という。）を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

#### (安全な自転車の製造、販売等)

- 第18条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

#### (安全に資する器具の利用)

- 第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

#### (自転車点検整備指針)

- 第20条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第22条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第22条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前3号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

#### (点検整備の実施)

- 第21条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

#### (自転車整備業者による点検整備)

- 第22条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

#### (違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

- 第23条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。
- 2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

### 第5章 自転車利用環境の整備等

#### (自転車道の整備等)

- 第24条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

#### (自転車利用環境整備協議会)

- 第25条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

#### (自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

- 第26条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第8条第1項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力をうるものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

### 第6章 自転車利用者等による保険等への加入等

#### (自転車損害賠償保険等への加入等)

- 第27条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（次条において「自転車損害賠償保険等」という。）への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

#### (自転車損害賠償保険等の普及等)

- 第28条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

### 第7章 自転車駐車場の利用の推進

#### (自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

- 第29条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

- 第30条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

### 第8章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

#### (自転車貨物運送事業者の登録等)

- 第31条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録（以下この条から第34条までにおいて「登録」という。）を受けることができない。
- 一 第33条第1項（第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を抹消された日から3年を経過しない者
  - 二 第34条（第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第39条第1項の公表をされた日から2年を経過しない者
  - 三 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
  - 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者（登録の更新を受けようとする者を含む。）は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第1項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 5 登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(登録に係る事項の変更等)

- 第32条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

- 第33条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。
- 一 第31条第2項各号に該当することとなったとき。
  - 二 不正の手段により登録を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第38条の勧告に従わないととき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
- 3 前2項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

- 第34条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業の登録等)

- 第35条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付事業の登録等)

- 第36条 自転車貸付事業を営む者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から第34条までの規定は、前項の登録について準用する。

## 第9章 雜則

(報告及び調査)

- 第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第31条第1項、第35条第1項若しくは前条第1項の登録を受けた者、第34条（第35条第2項又は前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第38条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。
- 一 第23条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
  - 二 第31条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
  - 三 第32条第1項（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。
  - 四 第34条（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
  - 五 第35条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
  - 六 第36条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

- 第39条 知事は、前条第1号又は第4号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に對し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(委任)

- 第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

## (4) 東京都自転車安全利用推進計画

### はじめに

都内では、平成24年中に1万7千件を超える自転車が関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合は約36%に達し、全国平均の約20%と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上の予算が投じられている状況です。

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、平成25年7月1日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、こうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）を促進するための東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、この計画を策定しました。

### 第1 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が一丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

### 第2 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第9次東京都交通安全計

画（平成23年東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は、平成23年度から27年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第9次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第9次交通安全計画に合わせて、計画策定期から平成27年度末までとします。

なお、平成28年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定と合わせて、この計画も改定することとします。

### 第3 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成27年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 25人以下
- ・ 自転車事故発生件数 13,000件以下
- ・ 駐前放置自転車台数 30,000台以下

#### 【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第9次東京都交通安全計画の目標（平成27年中の道路交通事故死者数150人未満）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようになるとともに、交通事故のない社会を目指すべく「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駻前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去3年間の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：平成24年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 34人
- ・ 自転車事故発生件数 17,078件
- ・ 駻前放置自転車台数 48,197台

### 第4 安全利用に関する各主体の役割等

第1に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

#### ○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

#### ○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

#### ○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業者による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

#### ○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

#### ○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするために、第5の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不斷の努力をしていくことが重要です。

## 第5 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

### 1 自転車の安全利用の実践

- (1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

## (2) 自転車利用者等による安全利用の実践

### ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

### イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者（自転車便）、自転車旅客運送事業者（自転車タクシー）及び自転車貸付事業者（レンタサイクル・コミュニティサイクル）は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践するとともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

## 2 自転車の安全利用に関する教育の推進

### (1) 自転車利用者による取組

#### ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得し

ます。

#### イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下単に「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下単に「安全教室」といいます。）等を受講します。

### (2) 様々な主体による教育の推進

#### ア 保護者による教育

##### (ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

##### (イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

##### (ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようになります。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

#### イ 学校における教育

##### (ア) 学校における教育

学校においては、児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、児童・生徒の発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）を参考として、例えば次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

##### (イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

#### ウ 事業者による教育

##### (ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

#### (イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定することにより、従業者の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

### エ 地域の団体等による教育

#### (ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

#### (イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

### オ 自転車関連事業者による教育

#### (ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売等の機会を捉えた教育は、正に自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることができます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布やポスターの掲示等により、交通ルール・マナーを周知します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

#### (イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客等に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

### カ 行政による取組

#### (ア) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、自転車シミュレータを活用した安全教室、スクエード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。また、業務で自転車を利用する職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えます。

#### (イ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

### (3) 対象に応じた適切な教育の推進

#### ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

##### (ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

##### (イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

#### イ 自転車を一人で利用する者に対する教育

##### (ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベント等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等により、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

##### (イ) 自転車を一人で利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設等における安全教室の開催等により、自転車を一人で利用する者に対する教育を支援します。

#### ウ 高齢者に対する教育

##### (ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。

また、行政は、老人クラブ等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

##### (イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

#### エ 従業者に対する教育

##### (ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

#### (イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

#### オ 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベント（各種アトラクション、歌謡ショー、落語等）との同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

### 3 放置自転車の削減

#### (1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が基本的に道路交通法に違反する違法行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

#### (2) 駐輪場等の整備の推進

##### ア 行政による整備等

###### (ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

###### (イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

##### イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

###### (ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

###### (イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場

の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確認等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保が推進されるようにします。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場所の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場所の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確

保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

## 4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び交通管理者は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（自転車専用通行帯）、自転車ナビマーク等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、生活道路に入り込む自動車を排除し、自転車利用者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進します。

ウ 効果的な交通規制の実施

交通管理者及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における自動車の最高速度30km/hの区域規制等を前提とした“ゾーン30”の整備、交差点における自動車による自転車の巻き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

## エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や交通管理者、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

### (2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

#### ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び交通管理者は、ガイドラインも参考にして、自転車利用環境を整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるよう検討します。

#### イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や交通管理者を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

### (3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

#### ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

#### イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

#### ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

## 5 安全性の高い自転車の普及

### (1) 自転車の点検整備の推進

#### ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

##### (ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

##### (イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検

整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ　自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア)　自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ)　自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2)　安定性の高い自転車の開発・普及

ア　自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ　自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3)　ウインカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウインカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウインカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

## 6　自転車事故に備えた措置

(1)　反射材、ヘルメット等の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、反射材や自転車乗車用ヘルメット等の利用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等における反射材等の配布、自らの率先した利用等により、反射材、ヘルメット等の普及を図ります。

(2)　自転車損害賠償保険への加入

ア　自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ　自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア)　自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者

に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(3) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

## 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年12月までに導入される悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習制度を円滑に運用し、自転車の安全利用を促進します。

## 第6 総括

### 1 各主体の連携による取組

第5で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けられるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証を発行し、事業者は、その受講証を提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車の販売価格の割引を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

## 2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者に直接経済的利益をもたらすものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

## 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることがあります。そのため、こうした観客や都民等が、安全で安心して通行できる環境を整備することが必要です。

第5で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの目標として捉え、歩行者の円滑な通行や首都東京にふさわしい都市景観の創出を図るための駐輪場の整備、外国人旅行者等でも自転車の通行場所や通行方法が一目で分かる地図や道路上の絵文字（ピクトグラム）の普及等を含め、自転車に関わる全ての主体が、第5で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

## おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は歩行と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、歩行での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

平成27年4月発行

登録番号(27)2

駅前放置自転車の現況と対策 平成26年度調査

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部  
総合対策部交通安全課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5388)3124

印刷所 昭和商事株式会社  
東京都豊島区巣鴨三丁目24番11号  
電話 03(3910)5921

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。